

第3期 裾野市

子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
裾野市

は　じ　め　に

本市ではこれまで、「第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画」や「裾野市幼児施設整備基本構想」等の各種計画に基づき、子育て支援施策の充実に取り組んできました。

一方、全国的な傾向と同様、本市においても少子化や人口減少が進んでおり、減少傾向は、想定以上のものとなっています。

少子化や人口減少に加えて、近年、人々の価値観の多様化等によって社会構造が大きく転換してきています。共働き家庭の増加、地域コミュニティや人間関係の希薄化、家族形態の変化といった子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対応し、子どもや子育て世代が安心して暮らし、子育てができる地域を築いていくことが必要です。



そのような社会情勢の変化に対応するため、国では令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定し、こども政策の総合的な推進を図っています。

本市ではこのたび、第2期計画の終了に伴い、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもや子育て世代へのより効果的な子育て施策の実施にあたっては、ある特定の分野だけではなく、複合的な要因に対する対策が必要です。そこで、本計画では、「こども大綱」を踏まえ、第2期計画での取り組みに加え、子どもの貧困解消対策に関する取り組みを大幅に追加していることや、子育て家庭への相談支援・情報提供体制に関する取り組みを充実させる等、子どもや子育て世代に対して、よりきめ細やかな支援を行うこととしており、より効果的な子育て支援の実現を目指しています。

次世代を担う子どもや子育て世代が、いつまでも住み続けたいくなるまち、住み続けられるまちとなるよう、本計画や関連計画に基づく様々な施策に、より一層、皆様と共に取り組んでいきます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました「裾野市子ども・子育て会議」の委員の皆様、貴重なご意見などをお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

裾野市長 村田 悠

— 目次 —

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定方法	3
6	SDGs（持続可能な開発目標）の推進	4
第2章	子ども・子育て家庭を取り巻く現状	5
1	人口の状況	5
2	子育て施策の実施状況	10
3	アンケート調査からみた子育て家庭等の状況	23
第3章	計画の基本的な考え方	62
1	基本理念	62
2	基本目標	62
3	施策の体系	63
第4章	施策の展開	64
基本目標 1	安心して教育・保育・子育て支援を受けることのできるまちの実現	64
基本方針 1	子どもの教育・保育環境の充実	64
基本目標 2	子ども・若者を育てる保護者を支えるまちの実現	86
基本方針 2	子育て家庭の健康づくりへの支援	86
基本方針 3	仕事と家庭生活の両立支援	90
基本方針 4	子育て家庭への相談支援・情報提供体制の充実	93
基本目標 3	子ども・若者が、のびのび成長できるまちの実現	97
基本方針 5	きめ細かな取り組みを必要とする子どもと子育て家庭への支援	97
第5章	計画の推進に向けて	113
1	計画の推進体制	113
2	計画の進捗管理	113
3	子ども及び子育て当事者による意見表明の機会の充実	114
資料編		115
1	子どもの意見聴取結果	115
2	こども大綱と本計画の整合	126
3	裾野市子ども・子育て会議条例	127
4	裾野市子ども・子育て会議委員名簿	128
5	計画策定までの経過	129

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは、社会全体の重要な課題となっています。

このような社会的背景のもと、我が国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みを展開してきました。さらに、この関連3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

また、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等をさまざまな団体と連携し、社会一体となって推進していくことが求められます。

本市では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“子育てによるこびを感じ、子どもたちの成長を通じ、親も、地域も共に育つまちづくり”を基本理念に掲げ、教育・保育やその他の子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、子どもやその保護者への支援、地域や教育・保育サービス事業者との連携を図ってきました。

このたび、令和6年度をもって計画期間が満了すること、また、子育て家庭における問題の多様化や支援に対する需要の高まりを受け、地域全体で子育てを支援する環境整備の指針として、新たに令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

(1) 法令の根拠・計画の性格

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）及び、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画（子どもの貧困解消対策推進計画）を包含するものとします。

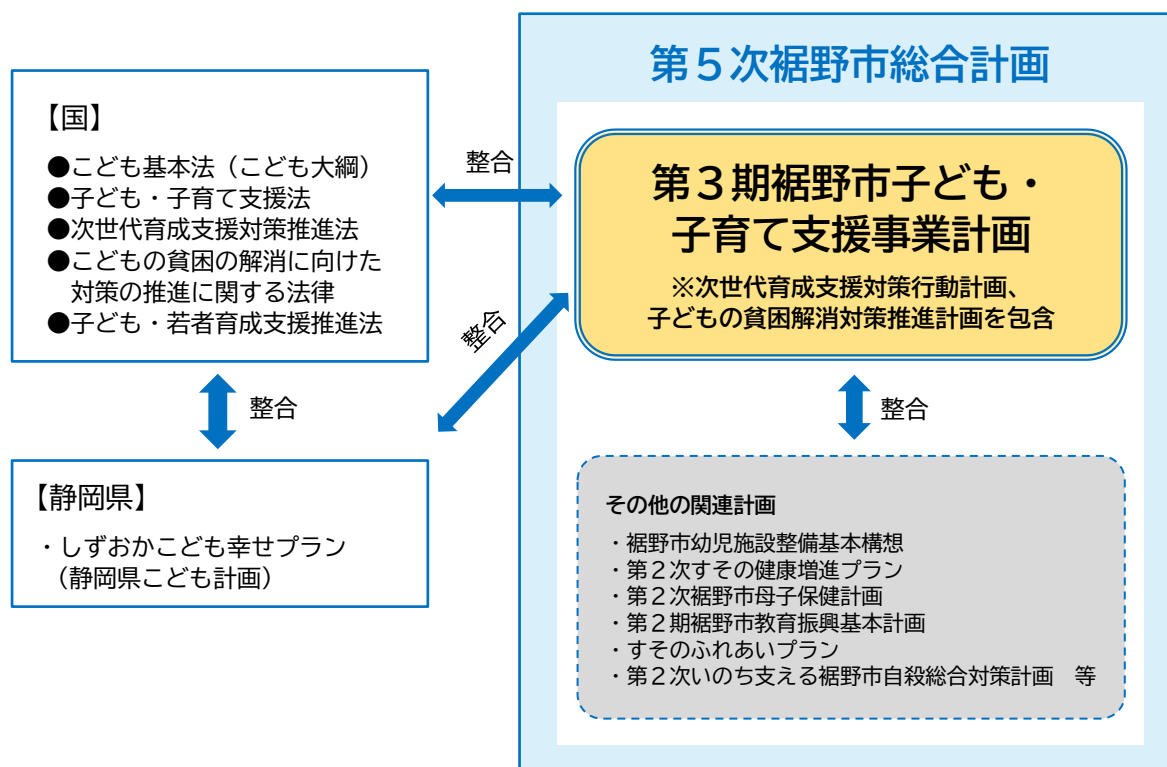
なお、「こども基本法」第10条第2項で「市町村こども計画」の策定が努力義務とされていることから、令和7年度以降、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「（仮称）裾野市子ども・若者計画」を本計画の関連計画として策定し、「（仮称）裾野市こども計画」として位置づけることを予定しています。

【各計画において定める内容】

計画名	定める内容
「子ども・子育て支援事業計画」	教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容等の提供体制、教育・保育の一体的提供及び提供体制、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施、教育・保育の質向上に関する内容
「次世代育成支援対策行動計画」	子育て支援施策全般に関する内容
「子どもの貧困解消対策推進計画」	子どもの貧困解消対策に関する内容

(2) 計画の位置づけ（関連計画との関係）

本計画は、本市の最上位計画である「第5次裾野市総合計画」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置づけ、策定するものです。また、「こども大綱」や「静岡県こども計画」をはじめ、関連計画との整合性を図るものとします。



3 計画の対象

本計画は、概ね18歳までの子どもとその保護者及び地域で子ども・子育てに関わるすべての関係者を対象とします。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

また、計画期間内において、子ども・子育て支援に関連する状況に変化が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
総合計画	第5次【前期基本計画】			第5次【後期基本計画】			
子ども・子育て 支援事業計画	第2期		第3期（本計画）				

5 計画の策定方法

（1）アンケート調査の実施

子どもや子育て世帯の生活実態やニーズを把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的に、市民や関係施設・団体を対象にアンケート調査を実施しました。（調査結果は23ページ～）

（2）子どもの意見聴取の実施

子どもの意見を計画に取り入れるため、裾野市内の小学校・中学校・高校に通う小学5年生～高校3年生の児童・生徒を対象にオンラインアンケート調査、ワークショップを実施しました。（結果は115ページ～）

（3）裾野市子ども・子育て会議の開催

市民の幅広い意見を取り入れられるよう、福祉分野の関係者、関係団体、有識者等で構成する「裾野市子ども・子育て会議」にて、計画の策定に関して必要な事項の検討・審議を行いました。

（4）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く求めることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

【パブリックコメントの実施期間・方法】

実施期間：令和6年12月23日～令和7年1月20日

意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、FAX、電子メール、電子フォーム

提出された件数：9件

6 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年から令和12年までの国際社会における共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、我が国においても国や自治体、団体、企業等がさまざまなパートナーシップのもと、その実現に向けた取り組みを始めています。

本計画の上位計画である「第5次裾野市総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもSDGsを踏まえた施策の推進を図ります。

17のゴールのうち、本計画と関連のあるものは以下の7つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】



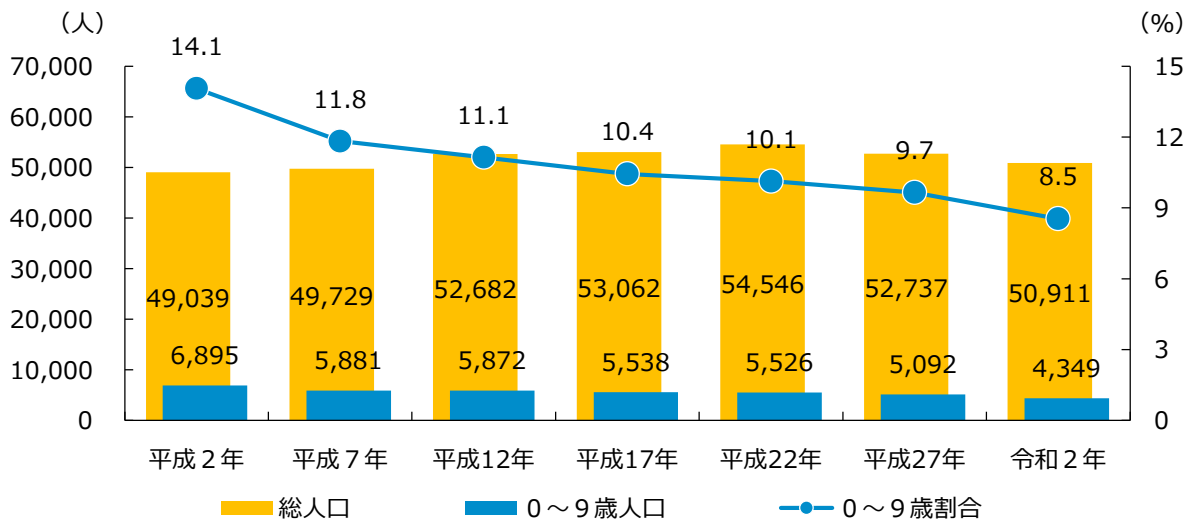
第2章

子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1 人口の状況

総人口と0～9歳人口・割合の推移

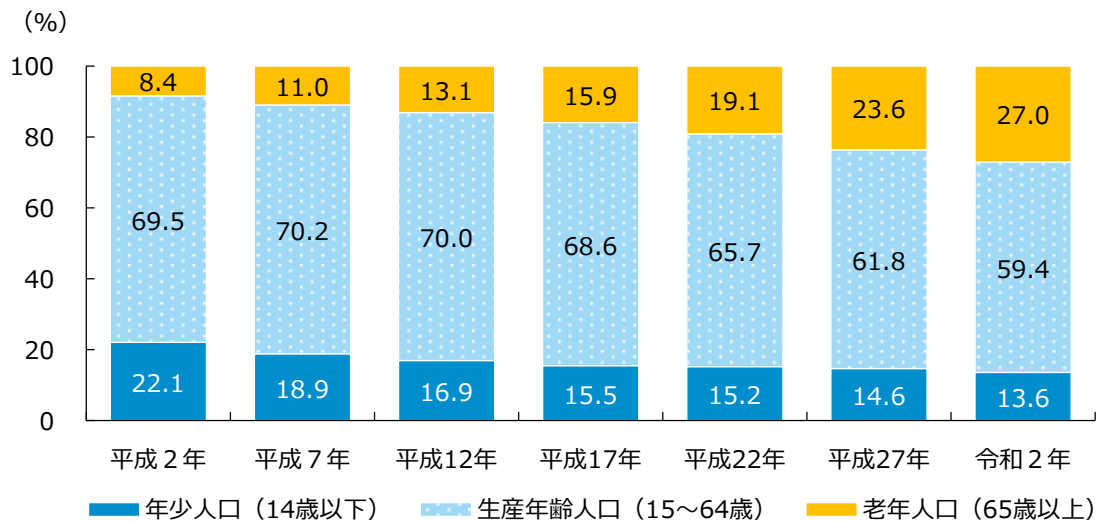
国勢調査による本市の総人口は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成27年に減少に転じ、令和2年には50,911人となっています。一方、小学校低学年までに該当する0～9歳人口は、平成2年から減少の一途をたどり、令和2年は4,349人と、30年前の平成2年と比較して約2,500人少なくなっています。また、総人口に占める0～9歳割合は、令和2年では8.5%となっています。



資料：「国勢調査」

年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の老年人口割合が増加傾向にあり、平成17年に14歳以下の年少人口割合を上回ったのち、その差は広がりつつあります。令和2年には老年人口割合が27.0%となり、4人に1人以上が高齢者という状況になっています。



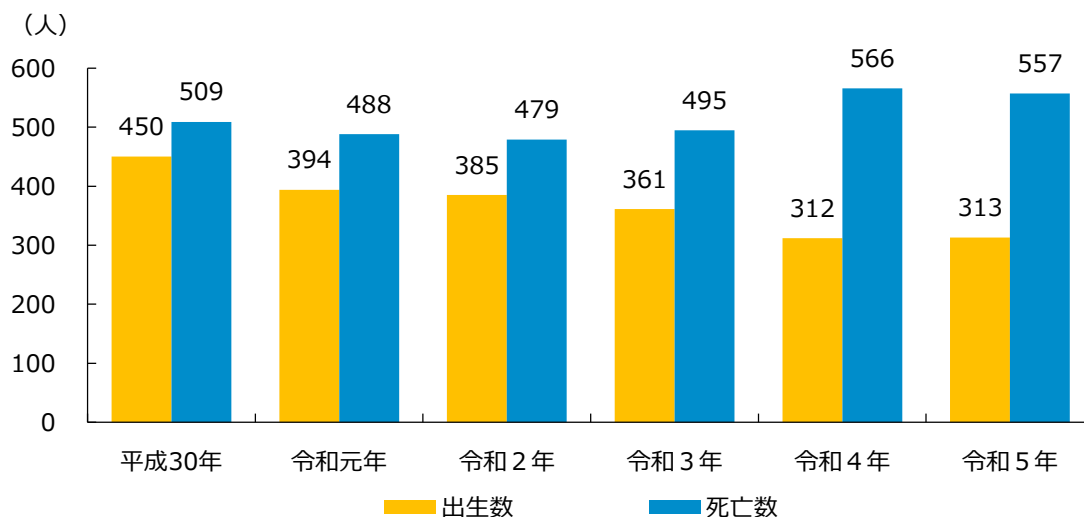
※年齢不詳人口を除いて算出。

資料：「国勢調査」

自然動態の推移

出生数は、減少傾向にあり、令和5年は313人となっています。一方、死亡数は、平成30年以降500人前後で推移していましたが、令和4年に566人と大きく増加し、令和5年には557人となっています。

出生数から死亡数を差し引いた自然動態は、死亡数が出生数より多い「自然減」の状態が続いています。

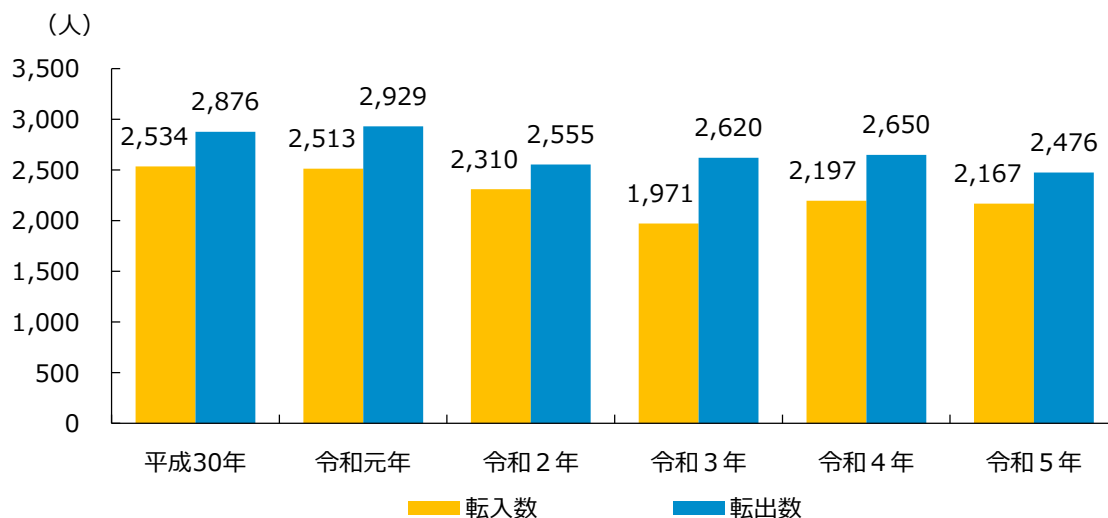


資料：「人口動態統計」

社会動態の推移

転入数は、平成30年の2,534人から減少傾向にありましたが、令和4年に一旦増加したのち、令和5年には2,167人と再び減少しています。一方、転出数は、令和元年までは3,000人弱あったものの、令和2年以降2,600人前後で推移し、令和5年には2,476人まで減少しています。

転入数から転出数を差し引いた社会動態は、転出数が転入数より多い「社会減」の状態が続いています。

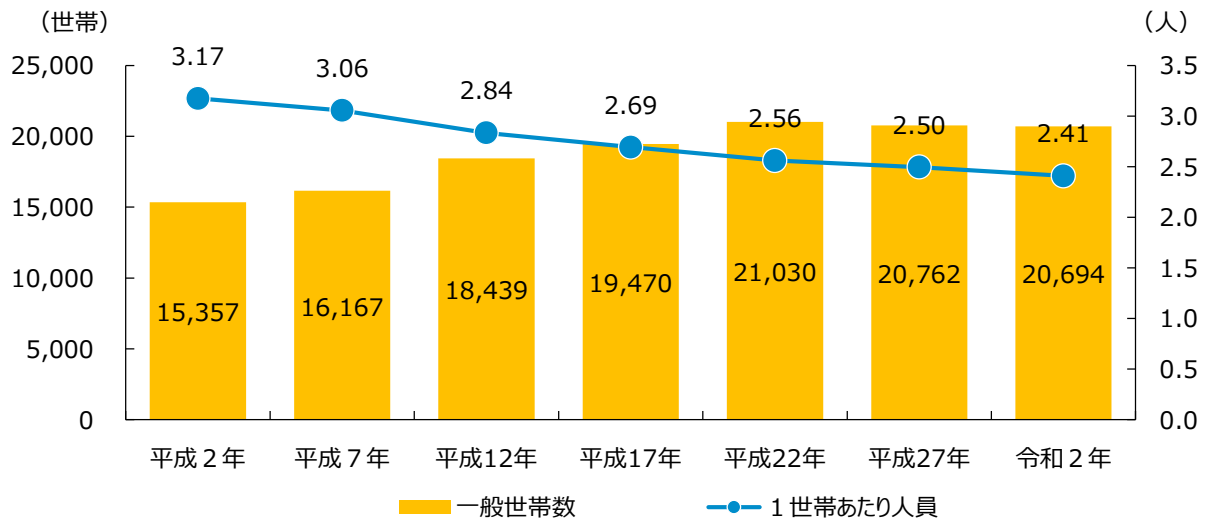


※前年の10月1日から当年の9月30日までの移動者数

資料：「静岡県年齢別人口推計」、「静岡県統計年鑑」

世帯数と平均世帯人員の推移

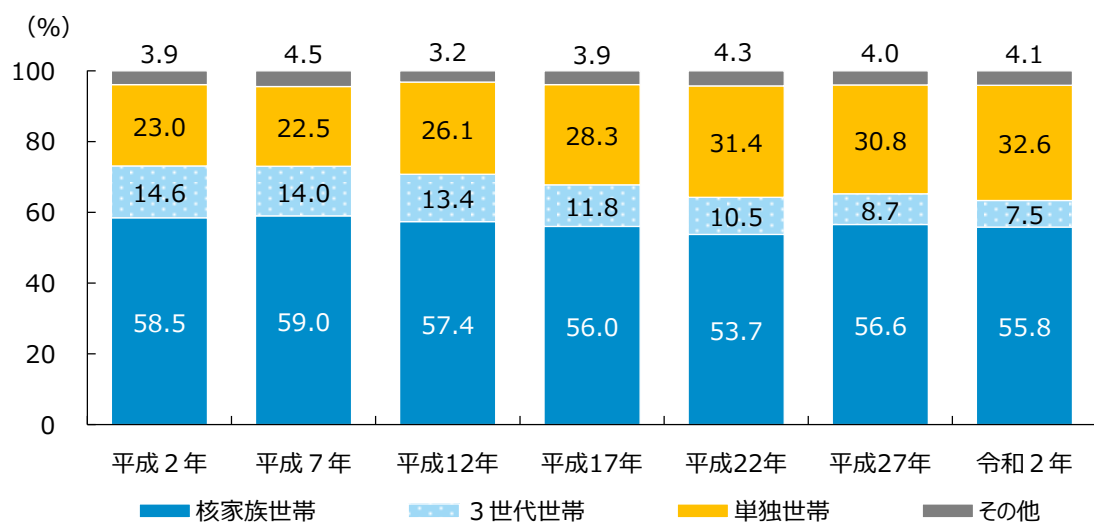
本市の一般世帯※数は、総人口と同様に平成 22 年まで増加傾向にありましたが、平成 27 年に減少に転じ、令和 2 年には 20,694 世帯となっています。一方、1 世帯あたりの人員は、平成 2 年以降減少が続き、令和 2 年では 2.41 人と、30 年前の平成 2 年と比較して 0.76 人少なくなっています。



※一般世帯：施設等の世帯（学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯）以外の世帯のこと。 資料：「国勢調査」

世帯構成割合の推移

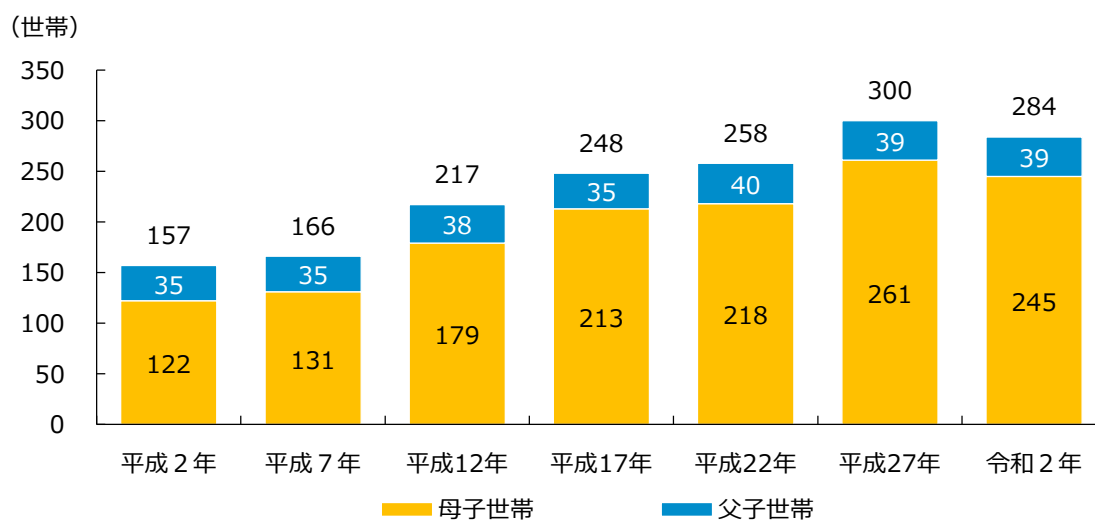
一般世帯の世帯構成割合をみると、3 世代世帯※の割合が減少しています。また、核家族世帯の割合は 50%台前半から後半をほぼ横ばいで推移しています。一方、単独世帯の割合は概ね増加傾向にあり、令和 2 年は 32.6%と、約 3 世帯に 1 世帯は単独世帯という状況になっています。



※ 3 世代世帯：世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含みません。なお、平成 2 年・平成 7 年は 3 世代世帯の集計がないため、3 世代世帯に該当する「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」の合計を市で集計しています。 資料：「国勢調査」

ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は、平成27年まで増加傾向にあり300世帯に達しましたが、その後減少に転じ、令和2年は284世帯となっています。内訳は、母子世帯※が245世帯、父子世帯※が39世帯で、約9割を母子世帯が占めています。



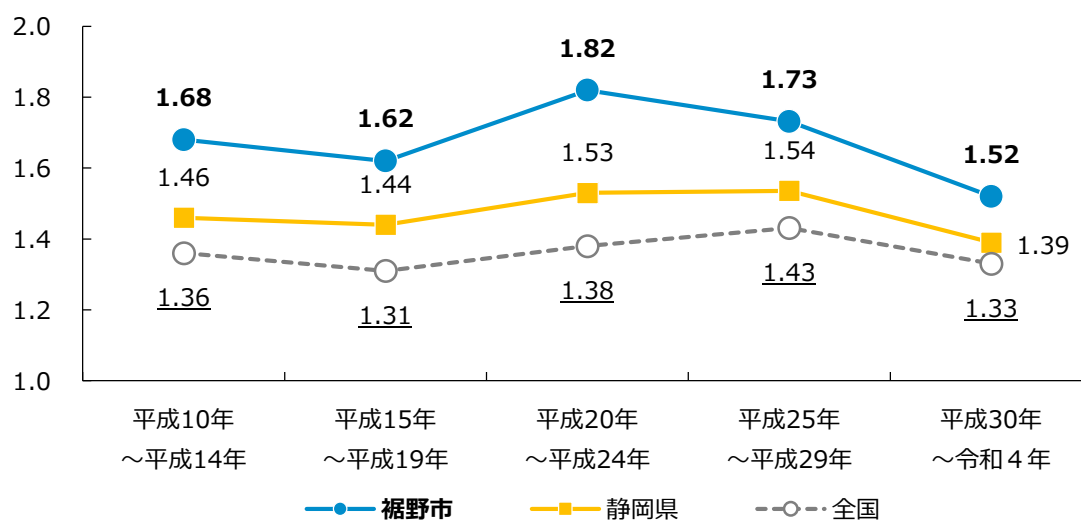
※母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）

※父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）

資料：「国勢調査」

合計特殊出生率の比較

本市の合計特殊出生率※は、平成20年～平成24年に1.82まで上昇しましたが、平成30年～令和4年には1.52に低下しています。また、静岡県や全国の数値を上回っているものの、その差は徐々に縮まっています。

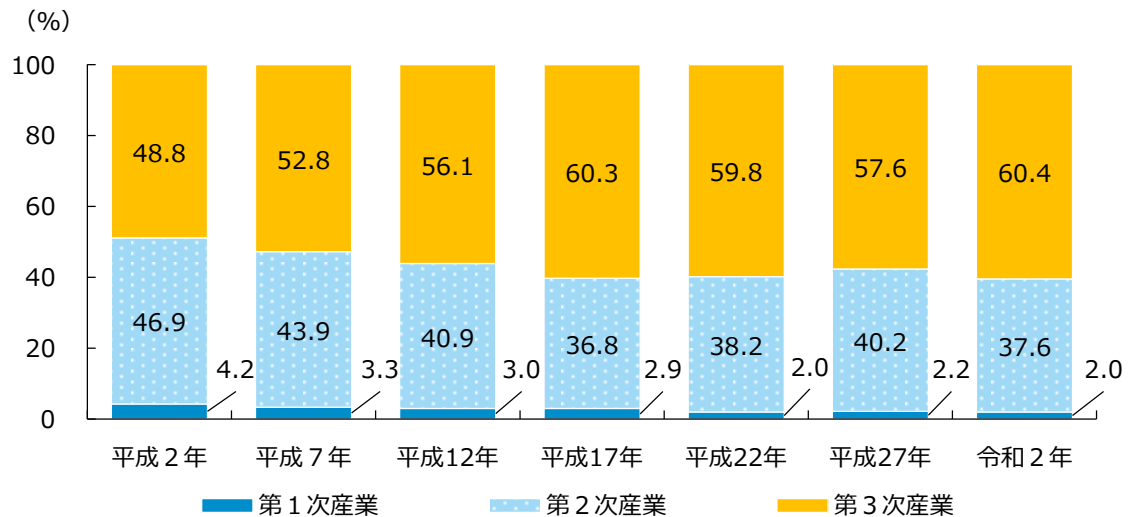


※合計特殊出生率：一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

資料：「人口動態保健所・市区町村別統計」

産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合をみると、第1次産業と第2次産業の割合は年々減少傾向がみられます。平成2年は第2次産業と第3次産業が概ね同じ割合でしたが、その後は差が広がっていき、令和2年には第3次産業が6割を超えています。

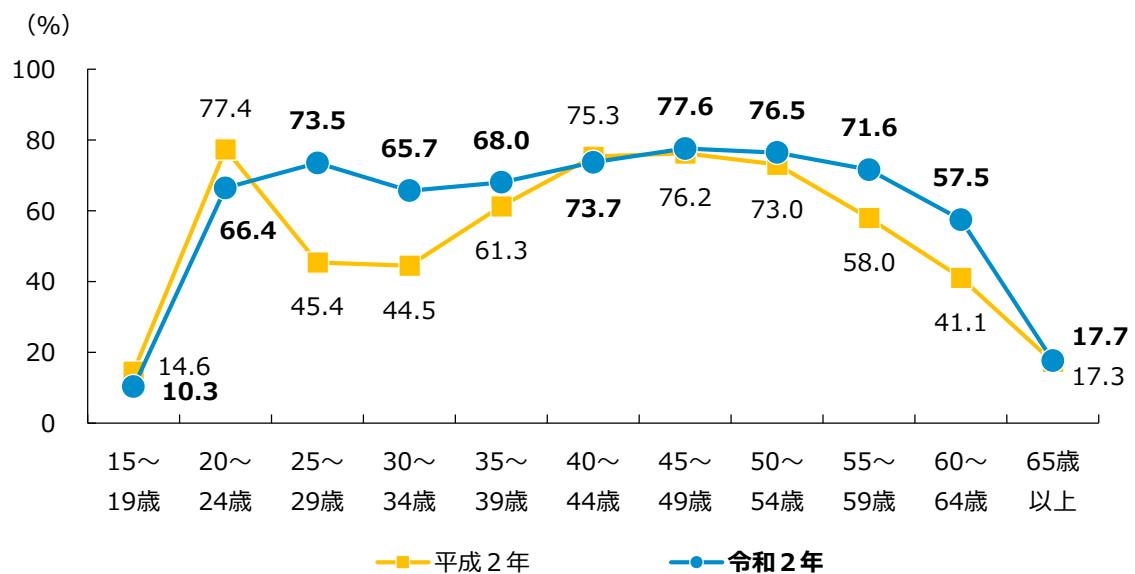


※分類不能を除いて算出。

資料：「国勢調査」

女性の年齢別就業率の変化

女性の就業率を年齢別にみると、平成2年は、結婚・出産・子育てにあたる25～39歳において就業率が一旦低下する“M字型曲線”を描いています。一方、令和2年は25～39歳においても7割前後を維持しており、大きな低下はみられません。30年前とは異なって、20～64歳の幅広い年齢において概ね6割以上の就業率となっています。



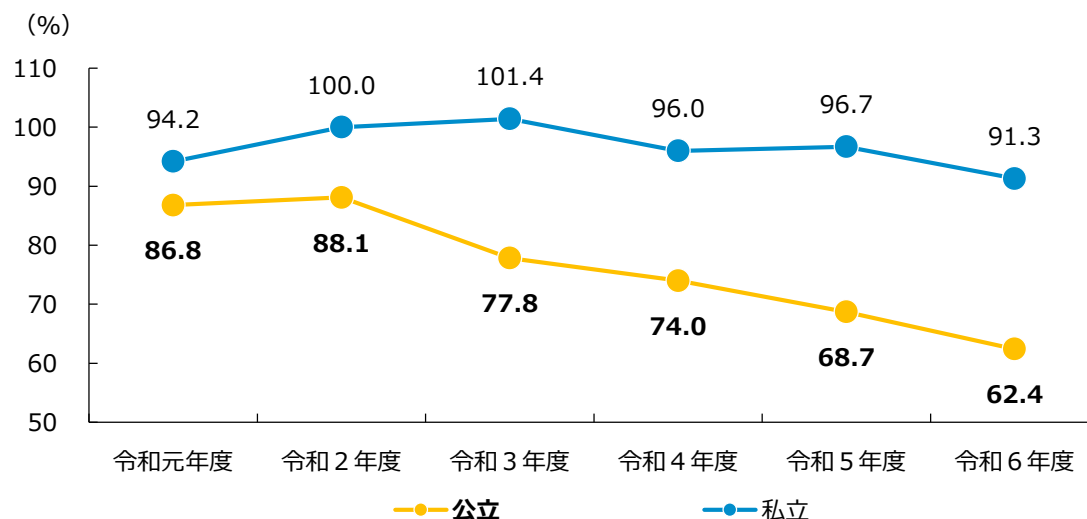
資料：「国勢調査」

2 子育て施策の実施状況

※令和元年度には、平成31年4月を含む。

保育所の就園率の推移

保育所の就園率をみると、公立は令和3年度以降低下傾向にあり、令和6年度には62.4%となっています。一方、私立において令和2年度と令和3年度に100%以上あった就園率は、令和6年度には91.3%まで下がっていますが、公立の就園率を依然上回る形で推移しています。



資料：幼稚園・保育園課（各年度4月1日現在）

特別保育等利用状況の推移

令和5年度現在、延長保育（18時以降）は4箇所、休日保育は3箇所を実施しており、休日保育の延利用者数は94人となっています。一時預かり（一般型・余裕活用型）は、令和5年度に実施箇所数が1箇所減少し、延利用者数は3,079人まで減少しています。病後児保育は2箇所で開催しており、延利用者数は156人に増加しています。また、令和5年度開始の病児保育は1箇所での実施で、延利用者数は952人となっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育（18時以降）※	実施箇所数（箇所）	4	4	4	5	4
	延利用者数（人）	109	60	88	55	94
休日保育	実施箇所数（箇所）	3	3	4	4	3
	延利用者数（人）	5,295	4,647	4,613	3,670	3,079
一時預かり（一般型・余裕活用型）	実施箇所数（箇所）	5	5	5	5	4
	延利用者数（人）	107	110	115	109	156
病後児保育	実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	2
	延利用者数（人）	107	110	115	109	156
病児保育	実施箇所数（箇所）					1
	延利用者数（人）					952

※延長保育の実施箇所数は小規模保育事業所を除いている。

資料：幼稚園・保育園課（各年度末現在）

病児・病後児保育の状況

病後児保育は、富岳南保育園と富岳キッズセンターあいの計2箇所で開催しており、令和5年度の延利用者数は合計156人となっています。令和5年度には病児保育施設として鈴木医院病児保育室りんりんを開設しており、延利用者数は952人となっています。

なお、令和6年度の1日あたりの受入可能人数については、富岳南保育園と富岳キッズセンターあいは各4人から各3人に、鈴木医院病児保育室りんりんは6月より9人から12人に変更となっています。

施設名	具体的実施内容	受入可能人数 (人/日)	延利用者数 (人)
富岳南保育園	病気の回復期にある児童の保育	4	92
富岳キッズセンターあい	病気の回復期にある児童の保育	4	64
鈴木医院病児保育室りんりん	病気の回復期に至らない児童の保育	9	952

資料：幼稚園・保育園課（令和5年度末現在）

ファミリー・サポート・センター利用状況の推移

ファミリー・サポート・センターの延利用件数は、令和4年度に大幅に減少し、それ以降は20件程度で推移しています。実利用者数も減少が続き、令和5年度は7人となっています。

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ファミリー・サポート・センター	延利用件数（件）	321	211	113	21	22
	実利用者数（人）	27	19	12	12	7

資料：子育て支援課（各年度末現在）

地域子育て支援センターの状況

本市の地域子育て支援センターは、認定こども園・保育所内に計3箇所設置されています。

施設名	所在地	開所日時
わんぱく広場	裾野市公文名 1-1（さくら保育園敷地内）	月～金曜日 9：00～12：30、 13：30～15：30
にじいろ	裾野市御宿 1619-1（御宿台こども園内）	月～金曜日 9：15～11：45、 13：00～15：30
つくしランド	裾野市茶畑 938-1（富岳キッズセンターあい内）	月～金曜日 9：00～15：00

資料：幼稚園・保育園課（令和6年4月1日現在）

民間保育施設の状況

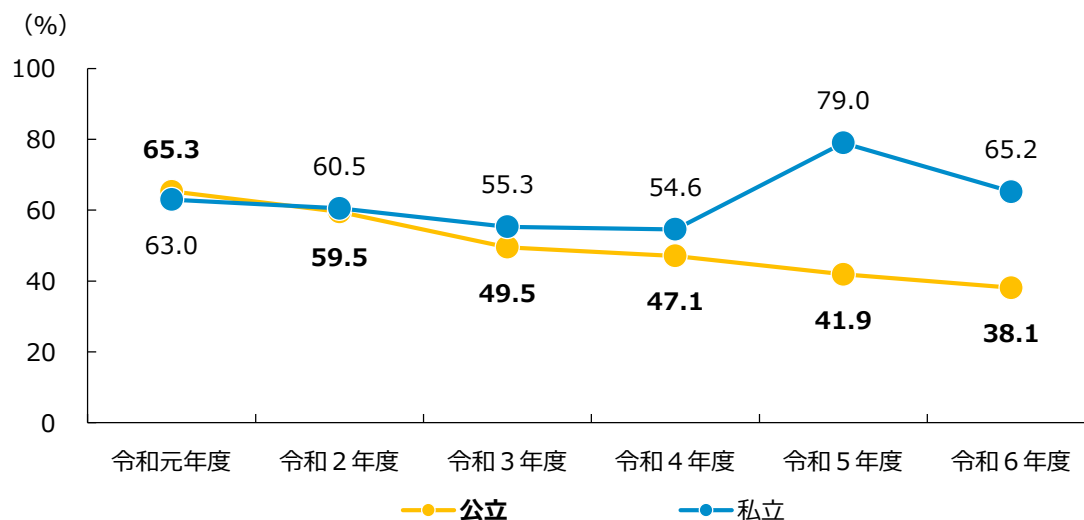
民間保育施設は、事業所内、病院内で1施設ずつあります。いずれも月単位預かりの形態となり、定員は事業所内60人、病院内16人となっています。

開設場所	施設数 (施設)	定員 (人)	運営主体	施設名	預かり形態
事業所内	1	60	法人	矢崎グループ裾野保育園	月単位預かり
病院内	1	16	法人	東名裾野病院 こひつじ保育園	月単位預かり

資料：幼稚園・保育園課（令和6年4月1日現在）

幼稚園の就園率の推移

幼稚園の就園率は、公立は令和元年度に約6割ありましたが、令和6年度には38.1%まで低下しています。一方、私立は、令和5年度から私立2園が定員を見直し、2園の合計が300人から150人に減少したことにより、令和5年度の就園率は8割近くまで上昇しています。



資料：幼稚園・保育園課（各年度4月1日現在。私立の令和3年度以前は各年度5月1日現在）

小学校数・小学校児童数の推移

本市の小学校数は9校です。小学校児童数は、令和2年度以降減少が続き、令和6年度は2,468人となっています。令和5年度以降は1年生が400人を下回っています。なお、向田小学校は令和6年度をもって東小学校と再編（統合）、富岡第二小学校は令和8年度をもって富岡第一小学校と再編（統合）する予定です。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小学校数（校）	9	9	9	9	9
小学校児童数 合計（人）	2,794	2,752	2,668	2,583	2,468
1年生	438	465	429	382	373
2年生	446	434	458	423	382
3年生	486	441	427	452	410
4年生	454	474	433	428	447
5年生	484	455	470	432	429
6年生	486	483	451	466	427

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

中学校数・中学校生徒数の推移

本市の中学校数は5校です。中学校生徒数は、令和2年度以降1,380人前後で推移していましたが、令和6年度は1,347人に減少しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
中学校数（校）	5	5	5	5	5
中学校生徒数 合計（人）	1,371	1,380	1,379	1,374	1,347
1年生	457	463	470	442	456
2年生	468	453	461	470	430
3年生	446	464	448	462	461

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

学校の状況の推移

小学校における不登校児童数は、令和5年度は56人と過去5年間で最も多くなっています。また、いじめの件数は、令和2年度に大幅に減少したものの、その後は600件台で推移しています。一方、中学校における不登校生徒数は、令和4年度以降90人を超えています。また、いじめの件数は、小学校と同様に令和2年度に大幅に減少したものの、翌年度に約2.6倍に増加し、令和5年度には149件となっています。

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学校	不登校児童数（人）	30	18	41	42	56
	心の教室相談員（人）	0	0	0	0	1
	スクールカウンセラー（人）	4	4	5	5	5
	いじめ（件）	809	445	661	615	610
中学校	不登校生徒数（人）	65	43	70	93	90
	心の教室相談員（人）	0	0	0	0	1
	スクールカウンセラー（人）	4	4	5	5	5
	いじめ（件）	207	62	164	177	149

資料：学校教育課（各年度末現在）

放課後児童室の状況の推移

放課後児童室の支援単位数は、令和5年度に2箇所増加し、9小学校区で合計20箇所となっています。また、在籍児童数は、令和5年度に500人を超え、令和6年度には531人にまで増加しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
支援単位数（箇所）	18	18	18	20	20
在籍児童数 合計（人）	461	470	466	518	531
東小学校	124	129	132	137	132
西小学校	112	117	118	138	151
深良小学校	49	41	43	45	50
富岡第一小学校	65	72	69	77	76
富岡第二小学校	8	6	9	9	12
須山小学校	25	25	17	21	22
向田小学校	17	12	9	11	20
千福が丘小学校	17	23	21	19	12
南小学校	44	45	48	61	56

資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

放課後児童室の設置状況

放課後児童室の設置状況は、下表のとおりです。なお、向田小学校は令和6年度をもって東小学校と再編（統合）、富岡第二小学校は令和8年度をもって富岡第一小学校と再編（統合）する予定であり、各小学校区の放課後児童室も再編（統合）の予定です。

放課後児童室名	支援単位数（箇所）
東小学校放課後児童室	4
西小学校放課後児童室	5
深良小学校放課後児童室	2
富岡第一小学校放課後児童室	3
富岡第二小学校放課後児童室	1
須山小学校放課後児童室	1
向田小学校放課後児童室	1
千福が丘小学校放課後児童室	1
南小学校放課後児童室	2
【開室日時】 平日 放課後～18：30、土曜日 7：30～18：30、長期休業期間 7：30～18：30	
【障がい児受入可否】 受入可	

資料：教育総務課（令和6年4月1日現在）

各種手当の状況の推移

児童手当の延児童数は、令和元年度以降減少が続いており、令和5年度は64,561人となっています。また、児童扶養手当受給者数（受給資格者数）においても、減少傾向がみられ、令和5年度は289件となっています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童手当 延児童数（人）	78,515	75,995	73,198	68,991	64,561
児童扶養手当 受給者数（受給資格者数）（件）	334	303	301	286	289

資料：総合福祉課（各年度末現在）

各種助成の状況の推移

乳幼児医療費助成延件数は、令和2年度に大幅に減少しましたが、令和5年度には51,248件まで増加しています。対象人数は、令和元年度以降減少が続いています。また、こども医療費助成件数も、令和2年度に大幅に減少しましたが、令和5年度は72,461件と過去5年間で最も多くなっています。母子家庭等医療費助成件数は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度は2,525件となっています。

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
乳幼児医療費助成	延件数（件）	61,938	44,637	46,393	45,466	51,248
	対象人数（人）	3,073	2,890	2,721	2,526	2,406
こども医療費助成（件）		70,836	55,118	60,850	61,688	72,461
母子家庭等医療費助成（件）		2,240	2,292	2,429	2,477	2,525
母子家庭等入学祝金※（件）		55	35	49		

※母子家庭等入学祝金は、令和3年度末で廃止。

資料：総合福祉課（各年度末現在）

就学援助※の状況の推移

小学校における就学援助の状況は、令和5年度の要保護者人数と準要保護者人数の合計が106人となっています。児童数の総数で割った就学援助受給率は4.1%で、令和元年度以降4%台で推移しています。一方、中学校における就学援助の状況は、令和5年度の合計人数が91人となっています。生徒数の総数で割った就学援助受給率は6.6%で、令和元年度以降6～7%台で推移しています。

※就学援助：経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品や給食費などについて援助をするもの。要保護者は、就学困難な児童・生徒の保護者で、生活保護を受けている方。準要保護者は、生活保護を受けている方に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方。

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学校	就学援助対象者数 合計（人）	136	129	136	130	106
	要保護者人数（人）	7	7	7	6	4
	準要保護者人数（人）	129	122	129	124	102
	就学援助受給率 合計（%）	4.8	4.6	4.9	4.9	4.1
	要保護者受給率（%）	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
	準要保護者受給率（%）	4.5	4.4	4.7	4.6	3.9
中学校	就学援助対象者数 合計（人）	90	96	95	88	91
	要保護者人数（人）	2	2	5	4	2
	準要保護者人数（人）	88	94	90	84	89
	就学援助受給率 合計（%）	6.6	7.0	6.9	6.4	6.6
	要保護者受給率（%）	0.1	0.1	0.4	0.3	0.1
	準要保護者受給率（%）	6.4	6.9	6.5	6.1	6.5

資料：教育総務課（各年度末現在）

家庭児童相談の状況の推移

家庭児童相談件数は、令和2年度と令和3年度は 3,000 件を下回りましたが、令和5年度は 3,136 件となっています。相談内容別に内訳をみると、例年「家族関係」及び「環境福祉」が目立って多くなっています。

(単位：件)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
家庭児童相談 合計※	3,492	2,987	2,503	3,370	3,136
性格・生活習慣等	80	52	60	113	158
知能・言語	1	0	1	2	4
学校生活	167	75	522	430	437
家族関係	1,276	965	524	1,002	1,151
障がい	80	138	241	163	94
非行	30	2	4	25	105
環境福祉	1,816	1,716	1,106	1,602	1,141
その他	42	39	45	33	46

※内容別件数の合算のため、重複あり。

資料：子育て支援課（各年度末現在）

虐待相談対応件数の推移

虐待に関する相談対応件数は、令和3年度に大幅に一旦減少したのち、令和5年度は 1,113 件にまで増加しています。

(単位：件)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
虐待相談対応件数	1,170	920	489	977	1,113

資料：子育て支援課（各年度末現在）

要保護児童等相談・通告件数の推移

要保護児童等相談・通告件数は、令和4年度の 40 件が過去5年間で最も多くなっています。主訴別に内訳をみると、「心理的虐待」「身体的虐待」が大半を占めています。

(単位：件)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
要保護児童等相談・通告件数 合計	26	32	24	40	26
ネグレクト	4	4	1	5	3
心理的虐待	8	13	11	14	9
身体的虐待	12	15	12	21	12
性的虐待	2	0	0	0	2

資料：子育て支援課（各年度末現在）

障がい児通所支援の状況の推移

児童発達支援の年間実利用人数は、やや減少傾向にあり、令和4年度以降は39人で推移しています。一方、放課後等デイサービスは、増加傾向がみられ、令和5年度は131人となっています。

(単位：人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	52	49	49	39	39
放課後等デイサービス	97	96	100	115	131

資料：総合福祉課（各年度末現在）

民生委員・児童委員の状況の推移

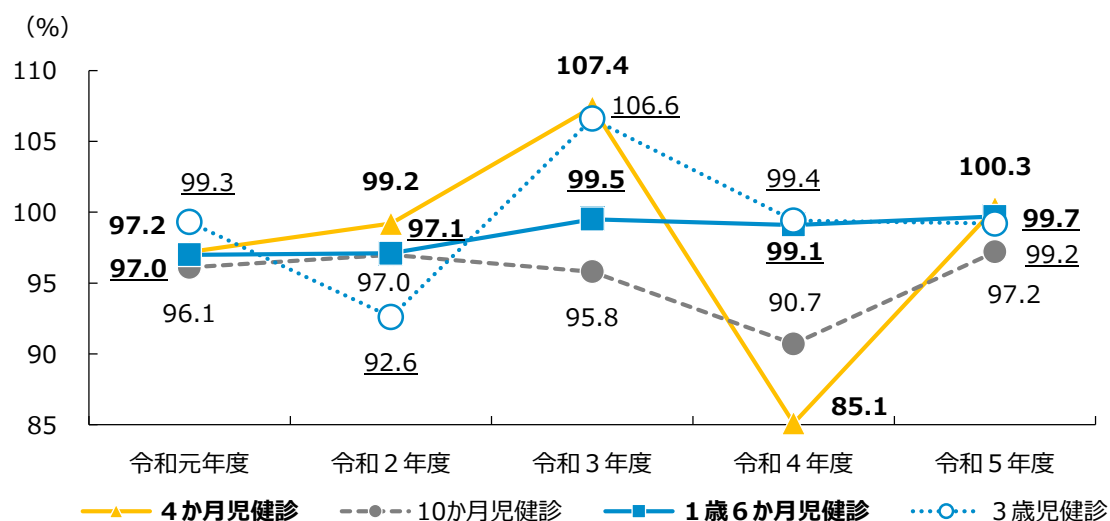
民生委員・児童委員数は100人弱で、1人あたり担当世帯数は約220世帯と、いずれもほぼ横ばいで推移しています。また、民生委員・児童委員による相談対応件数は、例年2,000件前後となっています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
民生委員・児童委員数 合計（人）	98	97	98	96	98
男性委員数（人）	52	51	51	48	49
女性委員数（人）	46	46	47	48	49
1人あたり担当世帯数（世帯）	222	225	221	225	221
民生委員・児童委員による相談対応件数（件）	2,202	1,914	1,883	2,244	2,153

資料：総合福祉課（各年度末現在）

乳幼児健康診査の受診率の推移

乳幼児健康診査の受診率は、令和4年度の4か月児健診が85.1%と低くなっていますが、それを除くと、令和元年度以降の4つの健診すべてにおいて9割以上を維持しています。



資料：健康推進課（各年度末現在）

健康教育事業の状況の推移

乳幼児健康相談は、令和5年度は24回実施で、延べ661人の利用実績となっています。パパママスクールは、令和3年度に延利用者数が150人を下回りましたが、令和5年度には198人にまで増加しています。また、6か月児育児教室は、実施回数の増加に反し、延利用者数はやや減少傾向にあります。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、乳幼児健康相談・パパママスクール・6か月児育児教室は令和2年度から3年度は実施回数を減らしています。同様に、2歳6か月児歯科教室及び4歳児口腔衛生指導は、令和2年度から4年度まで実施できませんでした。

事業名	対象者		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
乳幼児 健康相談	乳幼児、 妊産婦及び その家族	実施回数（回）	22	18	21	24	24
		延利用者数（人）	1,055	390	477	784	661
パパママ スクール	初妊婦、 その夫及び その家族	実施回数（回）	11	9	8	10	10
		延利用者数（人）	195	176	149	156	198
6か月児 育児教室	その月に 6か月になる 乳児	実施回数（回）	11	10	11	12	12
		延利用者数（人）	169	162	137	152	130
2歳6か月児 歯科教室※	その月に 2歳6か月に なる幼児	実施回数（回）	11				11
		延利用者数（人）	163				141
4歳児 口腔衛生指導※	市内幼稚園・ 保育所の 年中児	実施回数（回）	17				16
		延利用者数（人）	394				296

※ 2歳6か月児歯科教室・4歳児口腔衛生指導は、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、未実施。

資料：健康推進課（各年度末現在）

保健指導・相談の状況の推移

妊婦健康診査の受診券交付者数は、令和5年度は4,360人で、4年前の令和元年度と比べると1,953人少なくなっており、延受診者数も同じく減少しています。また、母子食事健康相談は、令和5年度の実施回数は15回と例年より多かったものの、延利用者数は横ばいの状況です。妊婦歯科疾患検診は、受診券交付者数・延受診者数ともに減少傾向にあります。

事業名	対象者		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊婦 健康診査※	妊婦	受診券交付者数（人）	6,313	5,363	5,185	4,664	4,360
		延受診者数（人）	4,970	4,650	4,158	3,461	3,567
母子食事 健康相談	妊婦と その家族	実施回数（回）	11	12	11	12	15
		延利用者数（人）	30	23	27	27	27
妊婦 歯科疾患検診	妊婦	受診券交付者数（人）	458	389	376	336	315
		延受診者数（人）	185	160	163	141	158

※妊婦健康診査は、妊婦1人あたり最大14枚（令和5年度の途中から最大16枚）の受診券が交付されています。

資料：健康推進課（各年度末現在）

訪問指導等の推移

赤ちゃん訪問は、令和元年度以降、実人数・延人数ともに概ね減少傾向にあります。

（単位：人）

事業名	対象者		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
赤ちゃん訪問	生後4か月 までの乳児	実人数	382	390	373	295	316
		延人数	420	451	404	326	329

資料：健康推進課（各年度末現在）

地域活動の状況の推移

令和5年度の裾野市子ども会育成連絡協議会に加入している子ども会数は8団体で、人数は440人となっています。ボーイスカウトは2団体ありますが、ガールスカウトは令和2年度をもって廃団となっています。スポーツ少年団は、令和4年度に2団体増加したことから、令和5年度の人数も334人にまで増加しています。母親クラブは、令和4年度の1団体減少に伴い、人数もやや減少傾向にあります。

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
子ども会	子ども会数（団体）	8	8	8	7	8
	人数（人）	434	582	558	497	440
ボーイスカウト	団数（団体）	2	2	2	2	2
	人数（人）	13	14	17	14	13
ガールスカウト	団数（団体）	1	1			
	人数（人）	1	1			
スポーツ少年団	団数（団体）	15	14	14	16	16
	人数（人）	318	302	319	302	334
母親クラブ	クラブ数（団体）	3	3	3	2	2
	人数（人）	81	82	58	51	52

資料：生涯学習課、子育て支援課（スポーツ少年団は各年度6月末現在、母親クラブは各年度末現在、その他の団体は各年度4月1日現在）

公園の状況

公園の状況は、下表のとおりです。

公園名称	面積	設備
裾野市中央公園	18,170 m ²	つり橋、四阿、水道、トイレ（障がい者用あり）
裾野市今里児童公園	2,578 m ²	遊具（滑り台、ブランコ、砂場、鉄棒、上り棒、ジャングルジム）、水道、トイレ
せせらぎ児童公園	4,021 m ²	四阿、遊具（滑り台、ブランコ、スプリング遊具、ジャングルジム）、水道、トイレ（障がい者用あり）
千福が丘中央公園	14,821 m ²	遊具（滑り台、ブランコ、砂場）、水道、トイレ
みはらし公園	10,144 m ²	遊具（滑り台、ブランコ、砂場）、水道
むつみ公園	2,296 m ²	遊具（滑り台、砂場）、水道
なかよし公園	2,132 m ²	遊具（滑り台、砂場、鉄棒）、水道
小柄沢緑地	4,814 m ²	遊具（ブランコ、砂場、複合遊具）、水道、トイレ（障がい者用あり）
伊豆島田公園	2,001 m ²	遊具（砂場、鉄棒、複合遊具）、水道
呼子公園	1,358 m ²	四阿、遊具（砂場、鉄棒、複合遊具）、水道、トイレ（障がい者用あり）
水沢公園	1,180 m ²	遊具（ブランコ、鉄棒、砂場）、水道
杉の子公園	3,509 m ²	水道
ビオ中央公園	1,772 m ²	遊具（複合遊具、木製遊具）、水道
ビオ南公園	925 m ²	四阿、遊具（鉄棒）、水道
裾野市運動公園	136,660 m ²	陸上競技場、多目的広場、テニス場、野球場、四阿、遊具（ローラー滑り台）、トイレ（障がい者用あり）
青葉台上公園	1,403 m ²	遊具（砂場）、水道
青葉台中公園	1,091 m ²	遊具（滑り台、砂場）、水道
青葉台下公園	1,086 m ²	遊具（滑り台、ジャングルジム）、水道
南部公園	2,105 m ²	四阿、水道
中川公園	2,671 m ²	四阿、遊具（砂場、スプリング遊具）、水道
葛山上城公園	6,464 m ²	水道、トイレ
ミライエート御宿公園	1,380 m ²	四阿、遊具（ネット遊具、スプリング）、水道

資料：みどりと公園課「都市公園の面積調、公園台帳」（令和6年4月1日現在）

3 アンケート調査からみた子育て家庭等の状況

(1) 裾野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

【調査の目的】

「第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、市民の教育・保育・子育て支援に係る事業の“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出する基礎資料とすること。

【調査設計】

- 1) 調査地域 裾野市全域
- 2) 調査対象
 - ① 就学前児童：市内に在住の就学前の子どものいる家庭
 - ② 小学生：市内に在住の小中学生の子どものいる家庭
- 3) 標本数
 - ① 就学前児童：1,000 人
 - ② 小学生：1,000 人
- 4) 調査方法 郵送配布一郵送回収
- 5) 調査期間 令和6年6月5日～令和6年6月24日

【回収結果】

	発送数	有効回収数※	有効回収率
就学前児童	1,000 人	610 人	61.0%
小学生	1,000 人	571 人	57.1%

※有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否などの無効票数を除いた件数

【注意事項】

- 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- グラフ中の「n (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

主な調査結果は以下のとおりです。

【基礎的事項】

○調査回答者

		全体	母親	父親	その他	無回答
就学前児童	回答者数（人）	610	524	83	0	3
	構成比（％）	100.0	85.9	13.6	0.0	0.5
小学生	回答者数（人）	571	498	72	0	1
	構成比（％）	100.0	87.2	12.6	0.0	0.2

○調査対象の子どもの年齢 ※歳児・学年は、令和6年4月1日時点

		全体	令和6年 4月以降生まれ	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	無回答
就学前児童	回答者数（人）	610	8	99	83	116	100	91	104	9
	構成比（％）	100.0	1.3	16.2	13.6	19.0	16.4	14.9	17.0	1.5

		全体	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	無回答
小学生	回答者数（人）	571	85	96	88	101	97	87	17
	構成比（％）	100.0	14.9	16.8	15.4	17.7	17.0	15.2	3.0

①日頃、子どもをみてもらえる人

日常的に祖父母などの親族にみてもらえる

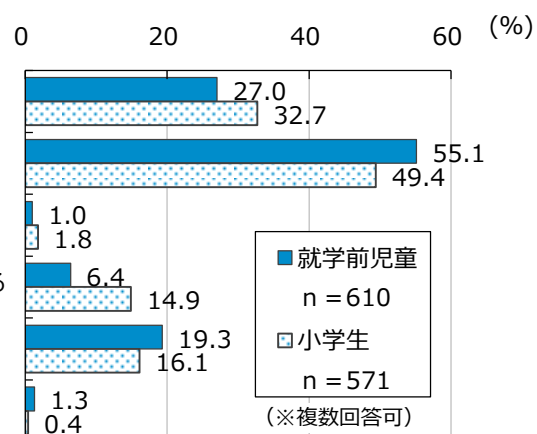
緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる

日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる

緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる

いずれもない

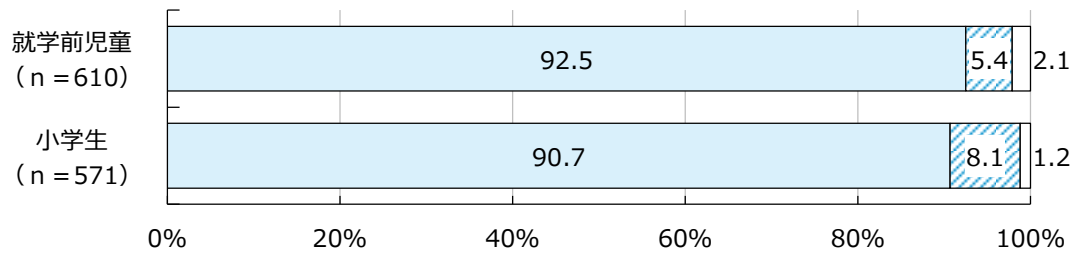
無回答



日頃、子どもをみてもらえる人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」（就学前児童：55.1%、小学生 49.4%）が最も多くなっています。

②子育てについて気軽に相談できる人（場所）の有無、及び相談先

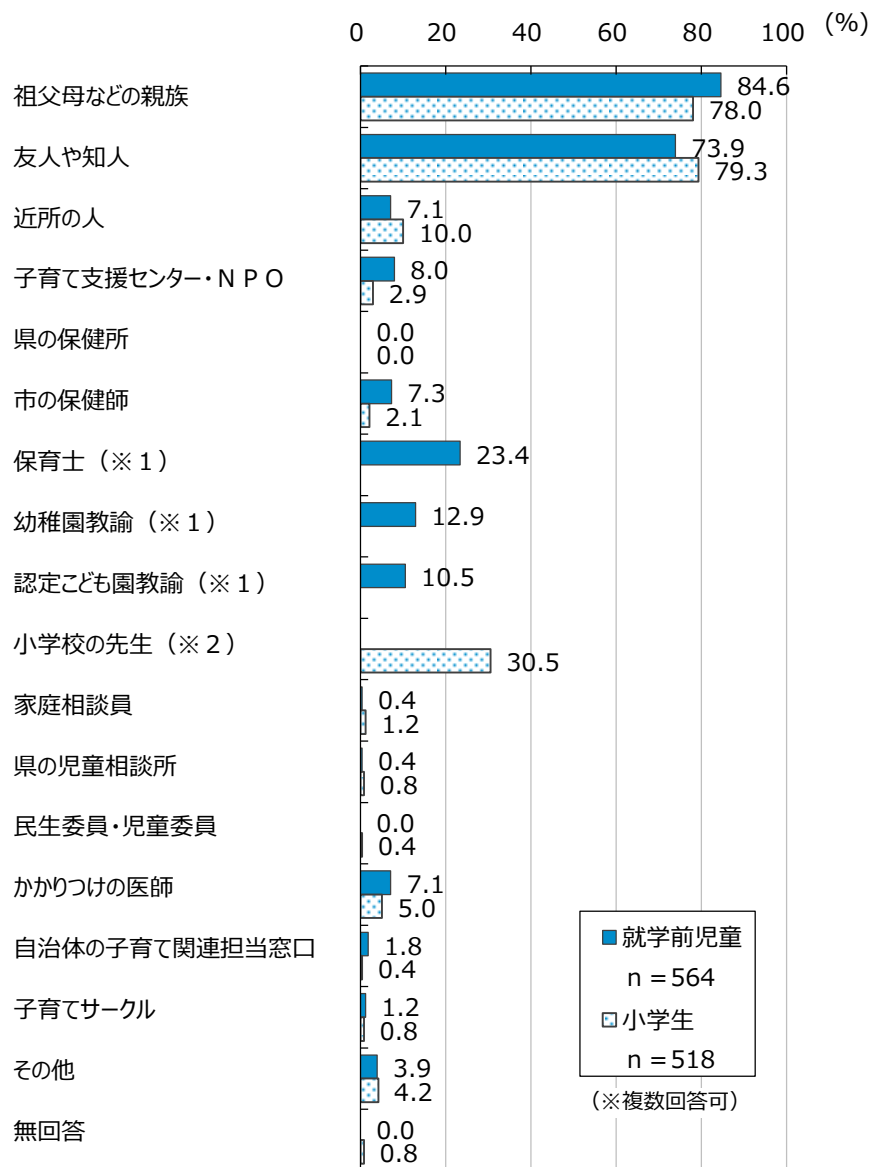
<相談できる人（場所）の有無>



いる／ある
 いない／ない
 無回答

↓

<相談先>

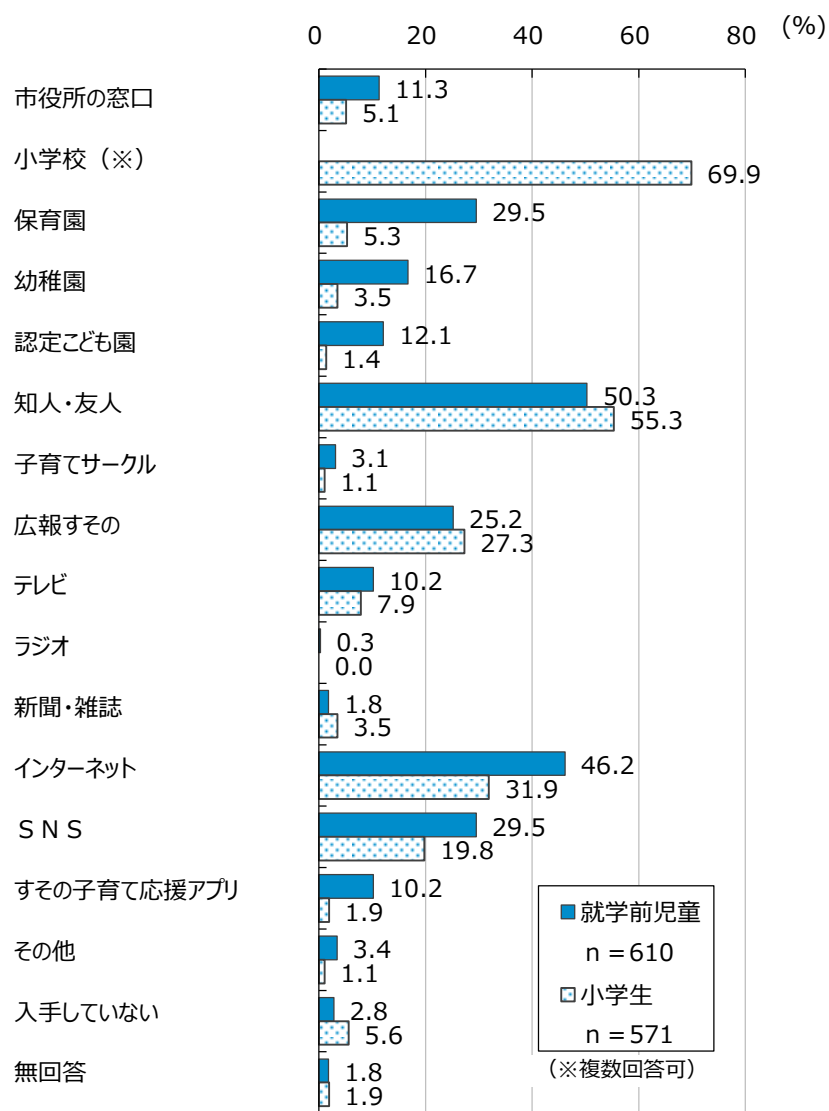


（※1）就学前児童のみ （※2）小学生のみ

子育てについて気軽に相談できる人（場所）の有無は、就学前児童・小学生ともに「いる／ある」が9割を超えています。

また、その相談先は、いずれも「祖父母などの親族」「友人や知人」が約7～8割を占めています。

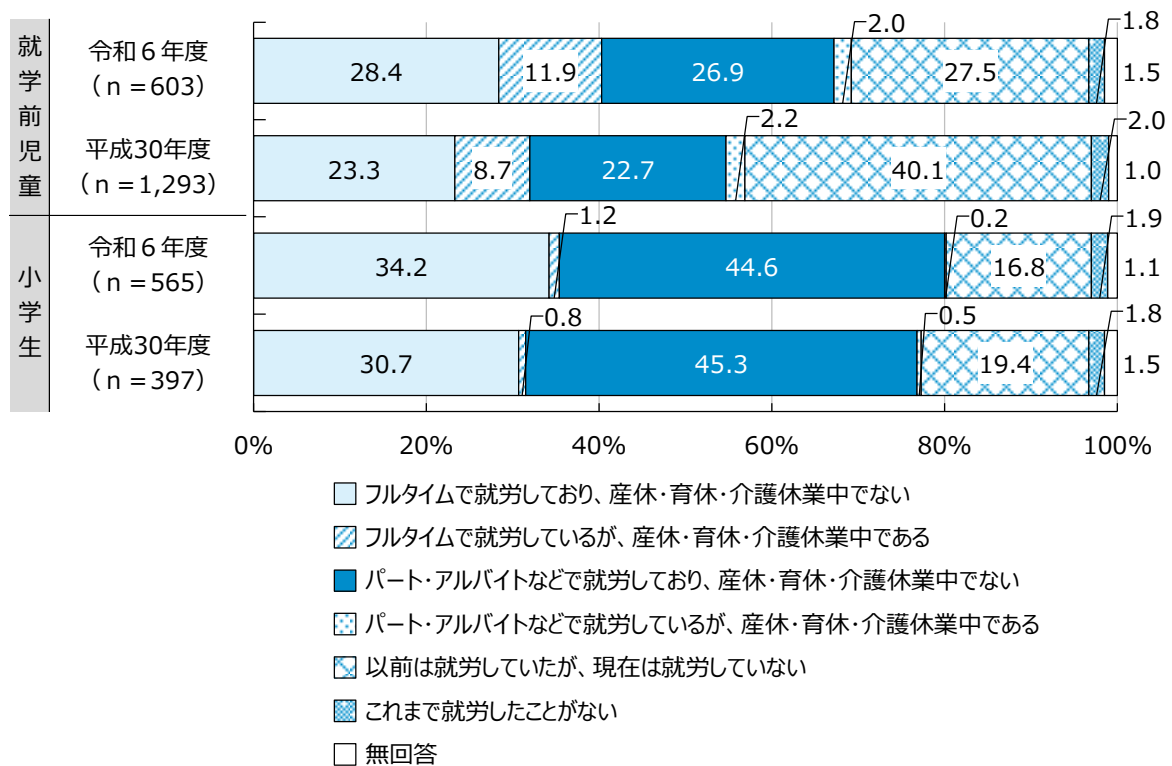
③子育てに関する支援情報の入手先



(※) 小学生のみ

子育てに関する支援情報の入手先は、就学前児童において「知人・友人」「インターネット」が5割前後を占めています。小学生においては「小学校」が約7割と最も多く、次いで「知人・友人」が55.3%などとなっています。

④母親の就労状況

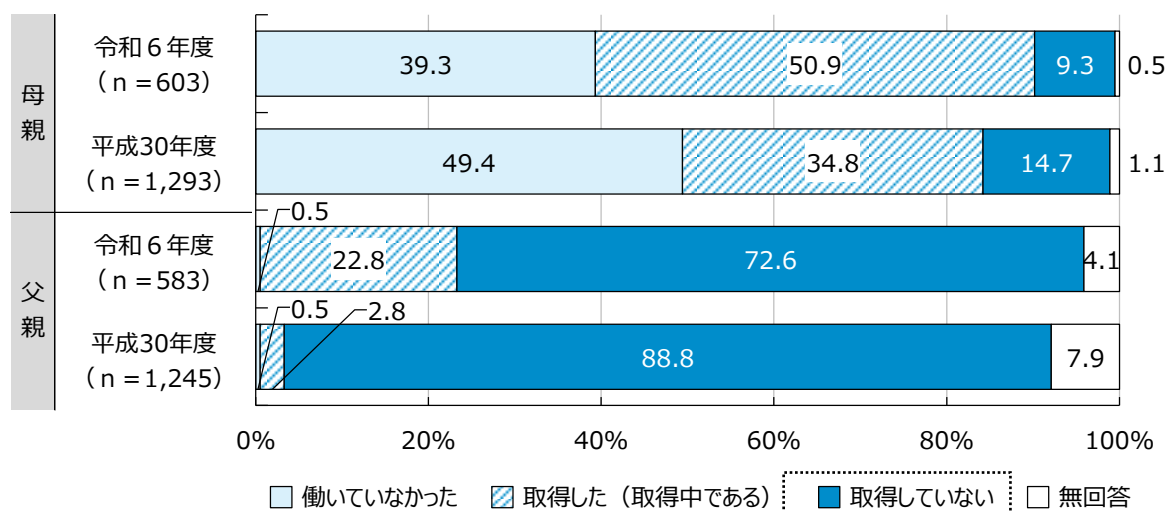


母親の就労状況は、就学前児童において「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」「以前は就労していたが、現在は就労していない」がそれぞれ25%以上を占めています。小学生においては「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が44.6%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が34.2%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、就学前児童において「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.6ポイント減少しています。

⑤育児休業の取得状況、及び取得していない理由（※就学前児童のみ）

<取得状況>



<取得していない理由 (抜粋)> (※複数回答可)

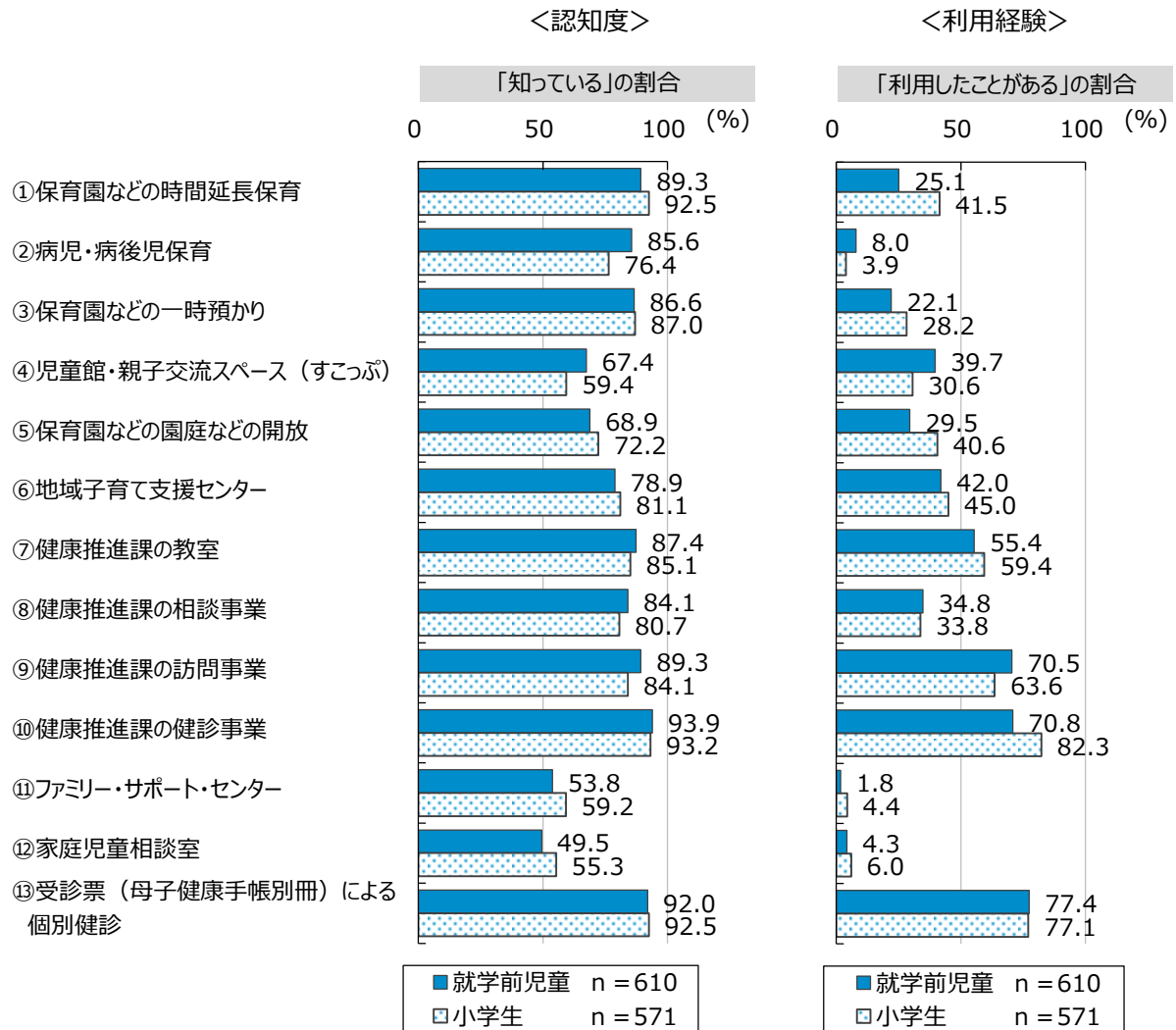
令和6年度	母親 n=56	父親 n=423
第1位	子育てや家事に専念するために退職した (35.7%)	仕事が忙しかった (38.5%)
第2位	職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった) (16.1%)	収入減となり、経済的に苦しくなる (37.4%)
第3位	・仕事が忙しかった ・配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった ・有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった (8.9%)	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった (34.5%)
第4位		配偶者が育児休業制度を利用した (32.4%)
第5位		配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった (27.7%)

育児休業の取得状況は、母親は「取得した (取得中である)」が50.9%、父親は「取得していない」が72.6%と最も多くなっています。

平成30年度と比較すると、母親の「取得した (取得中である)」が16.1ポイント増加し、父親の「取得した (取得中である)」が20.0ポイント増加しています。

育児休業を取得していない理由については、母親において「子育てや家事に専念するために退職した」が35.7%と最も多くなっています。父親においては「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が育児休業制度を利用した」がそれぞれ3割を超えています。

⑥裾野市で実施している事業の認知度、及び利用経験

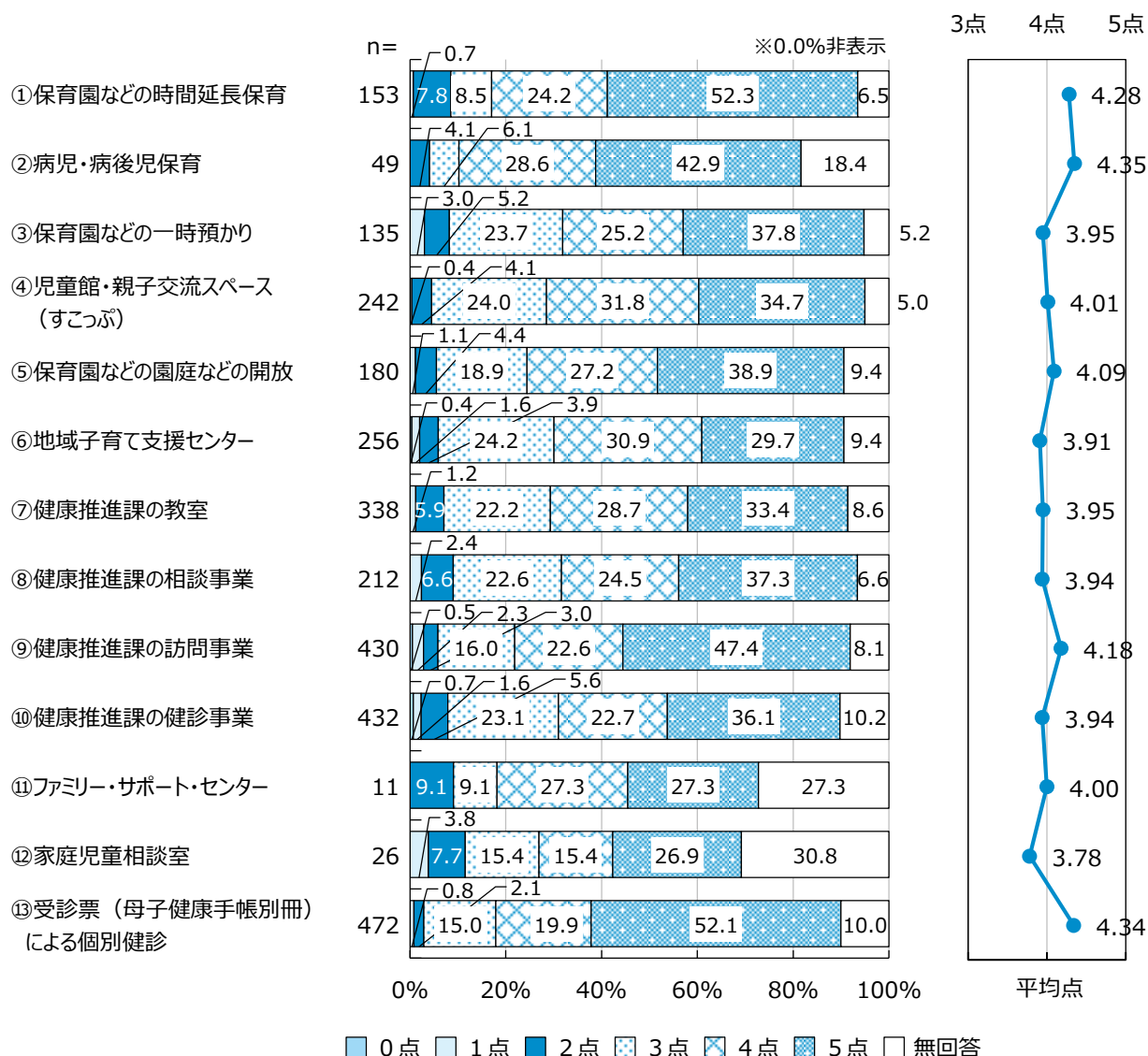


裾野市で実施している事業の認知度は、就学前児童において、【⑩健康推進課の健診事業】（93.9%）、【⑬受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（92.0%）、【①保育園などの時間延長保育】【⑨健康推進課の訪問事業】（ともに 89.3%）の順となっています。小学生においては、【⑩健康推進課の健診事業】（93.2%）、【①保育園などの時間延長保育】【⑬受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（ともに 92.5%）、【③保育園などの一時預かり】（87.0%）の順となっています。

利用経験については、就学前児童において、【⑬受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（77.4%）、【⑩健康推進課の健診事業】（70.8%）、【⑨健康推進課の訪問事業】（70.5%）の順となっています。小学生においては、【⑩健康推進課の健診事業】（82.3%）、【⑬受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（77.1%）、【⑨健康推進課の訪問事業】（63.6%）の順となっています。

⑦利用した事業の満足度（※利用したことがある人のみ）

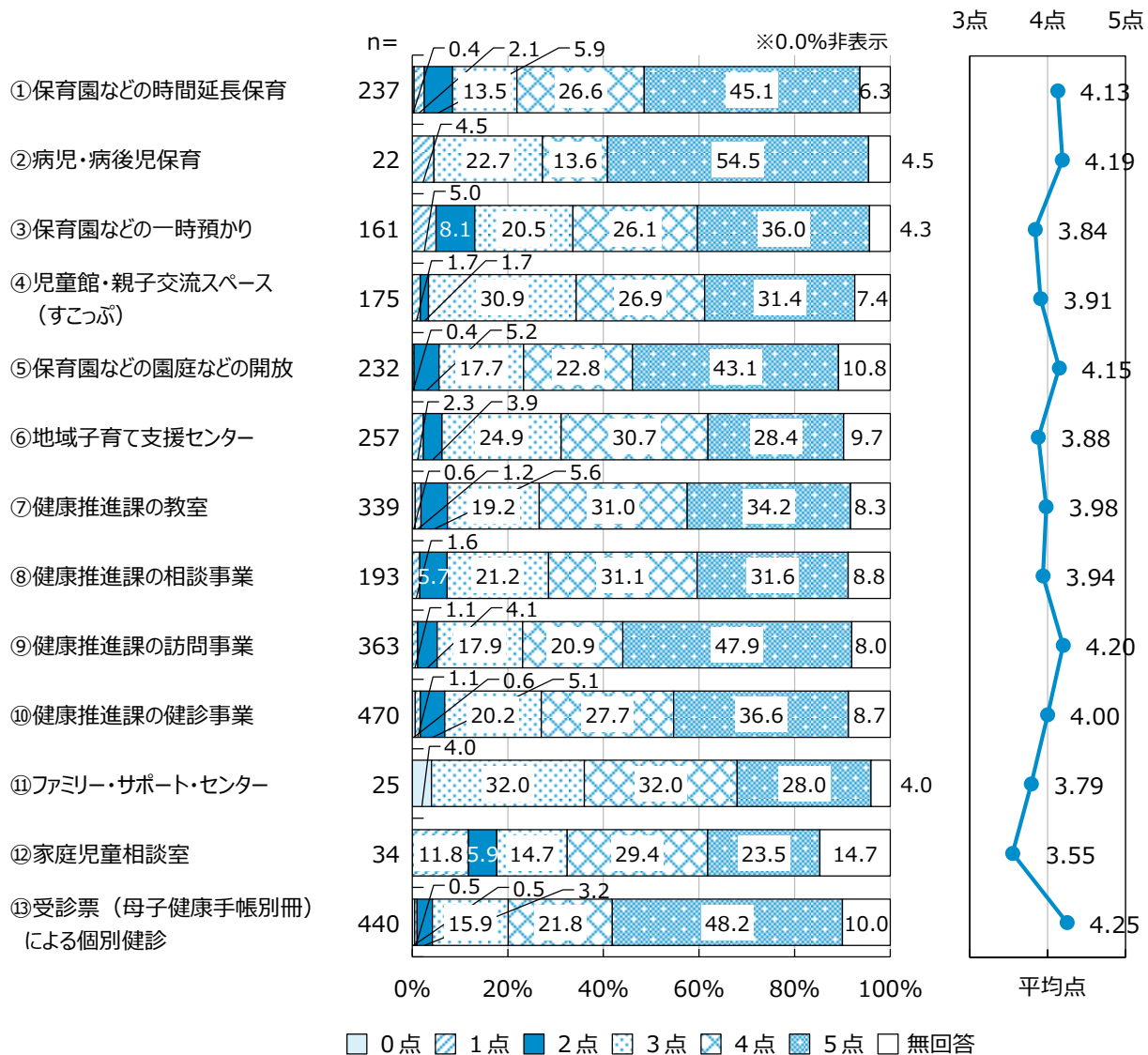
<就学前児童>



利用した事業の満足度（5点満点）の平均点は、就学前児童において、【②病児・病後児保育】（4.35点）、【⑬受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（4.34点）、【①保育園などの時間延長保育】（4.28点）の順となっています。

一方、平均点が低い順では、【⑫家庭児童相談室】（3.78点）、【⑥地域子育て支援センター】（3.91点）、【⑧健康推進課の相談事業】【⑩健康推進課の健診事業】（ともに3.94点）となっています。

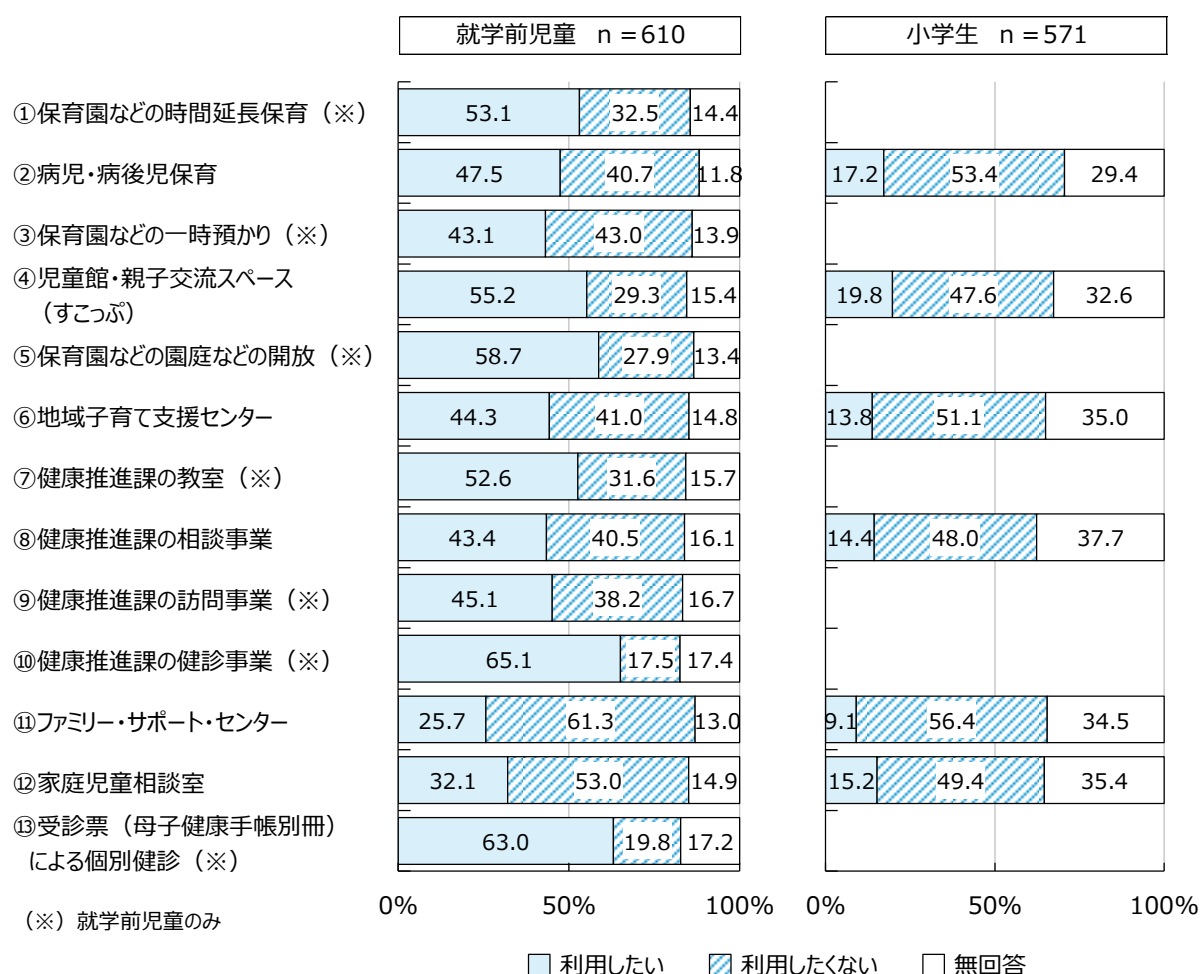
<小学生>



小学生においては、【⑬受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（4.25 点）、【⑨健康推進課の訪問事業】（4.20 点）、【②病児・病後児保育】（4.19 点）の順となっています。

一方、平均点が低い順では、【⑫家庭児童相談室】（3.55 点）、【⑪ファミリー・サポート・センター】（3.79 点）、【③保育園などの一時預かり】（3.84 点）の順となっています。

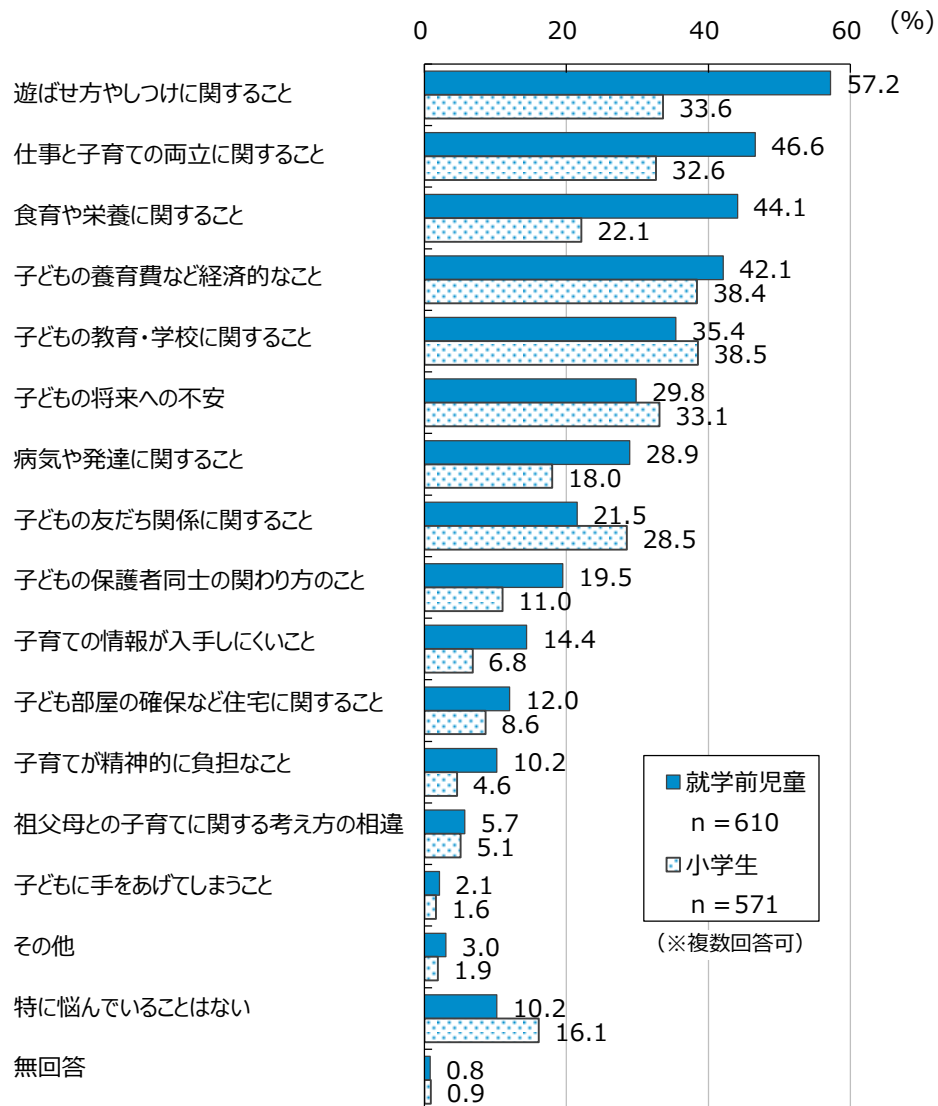
⑧裾野市で実施している事業の今後の利用意向



裾野市で実施している事業の今後の利用意向は、「利用したい」が、就学前児童において、【⑩健康推進課の健診事業】(65.1%)、【⑬受診票 (母子健康手帳別冊) による個別健診】(63.0%)、【⑤保育園などの園庭などの開放】(58.7%) の順となっています。小学生においては、【④児童館・親子交流スペース (すこっぷ)】(19.8%)、【②病児・病後児保育】(17.2%)、【⑫家庭児童相談室】(15.2%) の順となっています。

一方、「利用したい」が少ない順では、就学前児童において、【⑪ファミリー・サポート・センター】(25.7%)、【⑫家庭児童相談室】(32.1%)、【③保育園などの一時預かり】(43.1%) となっています。

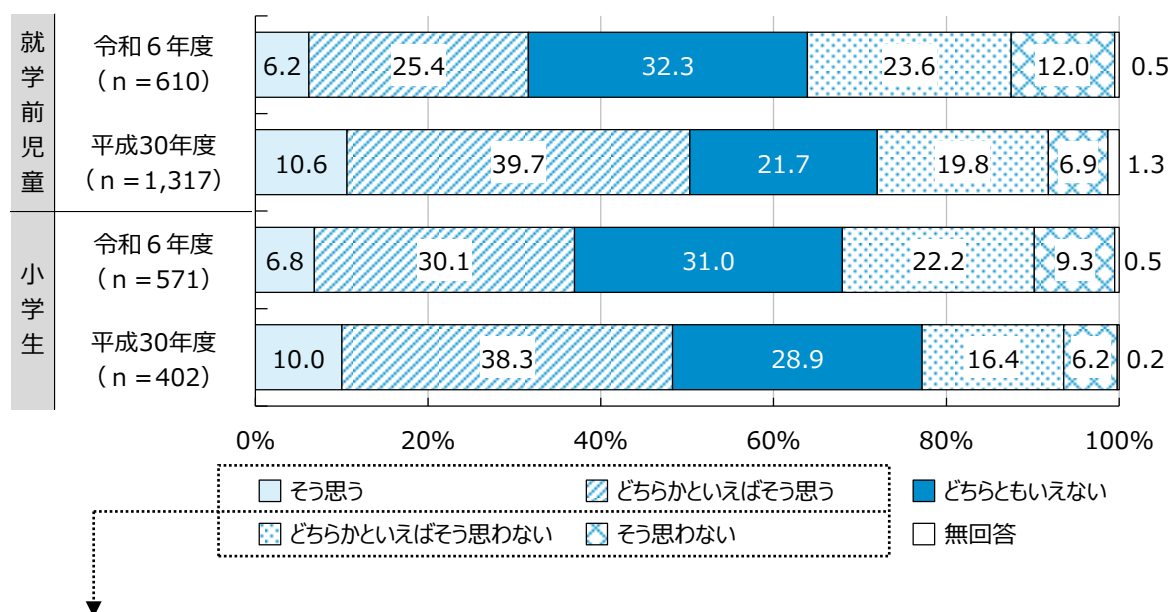
⑨子育てにおいて悩んでいること



子育てにおいて悩んでいることは、就学前児童において「遊びせ方やしつけに関すること」が57.2%と最も多く、6割近くを占めています。小学生においては「子どもの養育費など経済的なこと」「子どもの教育・学校に関すること」がともに4割近くを占めています。

⑩裾野市は子育てしやすいまちだと思うか、及びその理由

<子育てしやすいまちだと思うか>



<その理由（抜粋）>（※複数回答可）

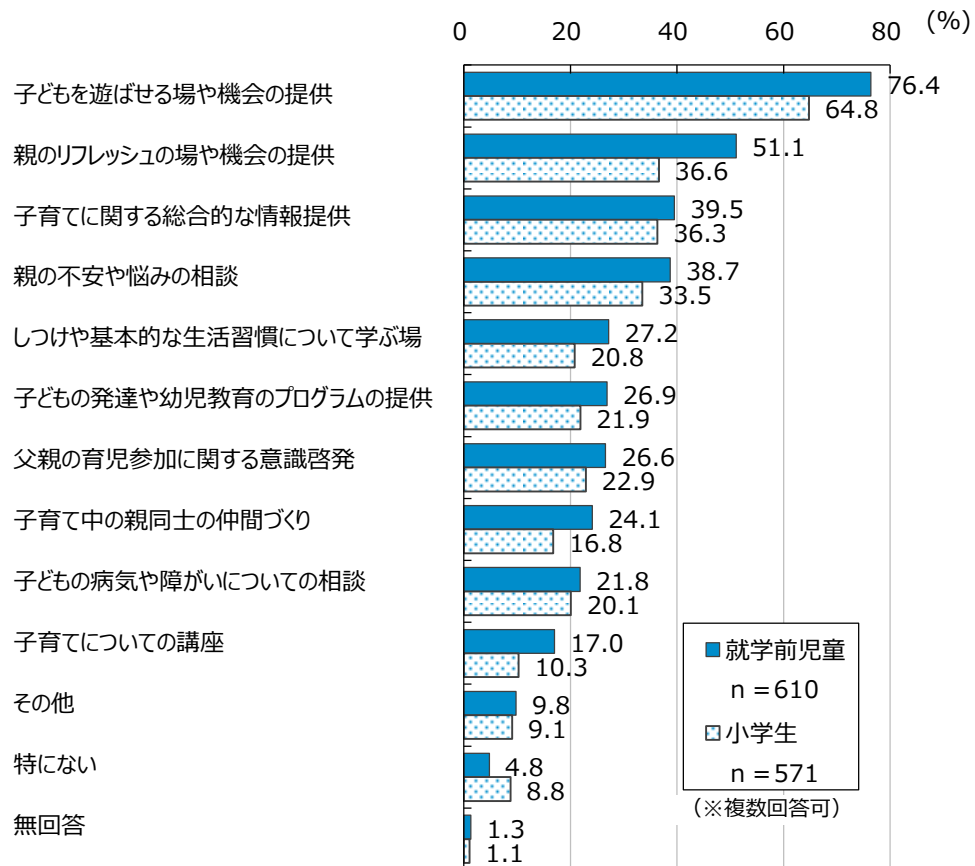
令和6年度	「そう思う」「どちらかといえばそう思う」理由		「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」理由	
	就学前児童 n=193	小学生 n=211	就学前児童 n=217	小学生 n=180
第1位	自然環境が良い (57.5%)	自然環境が良い (60.7%)	公園など子どもの遊び場が少ない (89.4%)	公園など子どもの遊び場が少ない (86.7%)
第2位	住環境が良い (51.3%)	住環境が良い (52.6%)	地域の子育て支援の事業が充実していない (55.3%)	交通機関が不便である (62.2%)
第3位	保育園、こども園などが利用しやすい (37.3%)	職場と住居が近い (31.3%)	交通機関が不便である (49.3%)	地域の子育て支援の事業が充実していない (41.1%)
第4位	職場と住居が近い (23.3%)	事故や犯罪が少ない (29.9%)	子育てに関する情報を得にくい (39.6%)	子育てに関する情報を得にくい (31.7%)
第5位	事故や犯罪が少ない (17.6%)	保育園、こども園などが利用しやすい (21.8%)	住環境が良くない 保育園・こども園などに空きがない (18.4%)	住環境が良くない (16.7%)

裾野市は子育てしやすいまちだと思うかについて『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）と回答した人は、就学前児童が31.6%、小学生が37.0%となっています。一方、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）と回答した人は、就学前児童が35.6%、小学生が31.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、『そう思う』は就学前児童において18.7ポイント減少し、小学生においても11.3ポイント減少しています。

子育てしやすいまちだと思う理由の第1位は、就学前児童・小学生ともに「自然環境が良い」で、約6割を占めています。一方、思わない理由の第1位は、いずれも「公園など子どもの遊び場が少ない」で、約9割を占めています。

⑪日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスは、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」（就学前児童：76.4%、小学生：64.8%）が最も多くなっています。また、就学前児童においては「親のリフレッシュの場や機会の提供」が約半数を占めています。

(2) 裾野市子どもの生活実態に関するアンケート調査（生活実態調査）

【調査の目的】

「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子どもの生活状況や保護者の子育てに対する考え・要望などを把握すること。

【調査設計】

- 1) 調査地域 裾野市全域
- 2) 調査対象
 - ① 子ども：裾野市内の小学5年生及び中学2年生
 - ② 保護者：裾野市内の小学5年生の保護者及び中学2年生の保護者
- 3) 標本数
 - ① 子ども：小学5年生 429 人、中学2年生 430 人
 - ② 保護者：小学5年生保護者 429 人、中学2年生保護者 430 人
- 4) 調査方法 学校配布—学校回収（子どもと保護者を結び付け）
- 5) 調査期間 令和6年6月6日～令和6年6月24日

【回収結果】

区分		配布数	回収数	有効回収数※	有効回収率	備考
子ども	小学5年生	429 件	388 件	386 件	90.0%	うち 377 件は、保護者と結び付け可
	中学2年生	430 件	382 件	379 件	88.1%	うち 371 件は、保護者と結び付け可
保護者	小学5年生保護者	429 件	386 件	382 件	89.0%	
	中学2年生保護者	430 件	385 件	384 件	89.3%	

※有効回収数とは、無効票（白票やほとんど記入のない調査票など）を除いた件数

【注意事項】

- 回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、グラフ中の比率の合計が 100.0%にならない場合や、グラフ中の比率の合計と文中の比率の合計が一致しない場合があります。
- 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると 100.0%を超える場合があります。
- グラフ中の「n（Number of case の略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- クロス集計において、分析軸の「わからない」及び無回答を排除しているため、単純集計（全体）の有効回答数とクロス集計の有効回答数の合計が一致しない場合があります。また、子どものクロス集計において、保護者票の回答を分析軸に用いる場合には、保護者票と結び付けできなかったものは無回答となり排除されます。同じく、保護者のクロス集計において、子ども票の回答を分析軸に用いる場合には、子ども票と結び付けできなかったものは無回答となり排除されます。
- クロス集計は調査結果を表にて表示しており、最も多い比率を で網かけをしています。（無回答を除く）
- クロス集計の分析軸として用いた家族類型は、次のように分類しています。

分類	保護者用調査票【家族形態】の回答内容
両親世帯	「両親世帯（父母と子）」または「祖父母同居の両親世帯」
ひとり親世帯	「父子世帯」「祖父母同居の父子世帯」「母子世帯」「祖父母同居の母子世帯」のいずれか
その他	「その他」（※件数が少ないため非掲載）

- クロス集計の分析軸として用いた等価可処分所得区分は、次のように等価可処分所得を算出し、分類しています。

＜算出方法＞

- ①保護者票【令和5年の世帯の可処分所得（手取り収入）の合計額】の回答の各選択肢の中央値をその世帯の所得の値とする（例えば、「100万円未満」であれば50万円、「100～150万円未満」であれば125万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。
- ②上記の値を、保護者票【生計が同じ家族の人数】の回答の平方根をとったもので除す。

＜分類方法＞

上記の方法で算出した値（等価可処分所得）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

分類	等価可処分所得
中央値以上	275万円以上
中央値の2分の1以上中央値未満	137万5千円以上 275万円未満
中央値の2分の1未満	137万5千円未満

【小学5年生世帯】

等価可処分所得 (万円)	世帯数 (件)	構成比 (%)	累積 構成比 (%)	等価可処分所得 (万円)	世帯数 (件)	構成比 (%)	累積 構成比 (%)	等価可処分所得 (万円)	世帯数 (件)	構成比 (%)	累積 構成比 (%)
16.67	1	0.3	0.3	137.50	4	1.0	12.0	275.00	28	7.3	50.8
18.90	1	0.3	0.5	142.89	4	1.0	13.1	283.47	1	0.3	51.0
20.41	1	0.3	0.8	156.52	11	2.9	16.0	290.69	14	3.7	54.7
22.36	4	1.0	1.8	158.77	2	0.5	16.5	306.19	5	1.3	56.0
25.00	4	1.0	2.9	159.10	1	0.3	16.8	317.54	11	2.9	58.9
28.87	1	0.3	3.1	170.08	1	0.3	17.0	318.20	1	0.3	59.2
47.25	2	0.5	3.7	175.00	9	2.4	19.4	325.00	17	4.5	63.6
51.03	1	0.3	3.9	183.33	1	0.3	19.6	335.41	6	1.6	65.2
55.90	2	0.5	4.5	183.71	5	1.3	20.9	347.01	3	0.8	66.0
62.50	1	0.3	4.7	201.25	15	3.9	24.9	371.23	1	0.3	66.2
71.44	1	0.3	5.0	202.07	3	0.8	25.7	375.00	23	6.0	72.3
72.17	1	0.3	5.2	207.88	4	1.0	26.7	375.28	4	1.0	73.3
78.26	2	0.5	5.8	224.54	9	2.4	29.1	380.13	6	1.6	74.9
87.50	2	0.5	6.3	225.00	20	5.2	34.3	396.86	1	0.3	75.1
88.39	1	0.3	6.5	245.68	4	1.0	35.3	424.85	9	2.4	77.5
91.67	1	0.3	6.8	245.97	26	6.8	42.1	425.00	14	3.7	81.2
100.62	1	0.3	7.1	247.49	1	0.3	42.4	428.66	2	0.5	81.7
101.04	1	0.3	7.3	259.81	1	0.3	42.7	433.01	1	0.3	81.9
112.50	3	0.8	8.1	265.36	3	0.8	43.5	459.62	1	0.3	82.2
122.98	3	0.8	8.9					469.57	5	1.3	83.5
123.74	4	1.0	9.9					475.00	10	2.6	86.1
129.90	3	0.8	10.7					525.00	7	1.8	88.0
132.29	1	0.3	11.0					606.22	2	0.5	88.5

無回答	44	11.5	100.0
-----	----	------	-------

【中学2年生世帯】

等価可処分所得 (万円)	世帯数 (件)	構成比 (%)	累積 構成比 (%)	等価可処分所得 (万円)	世帯数 (件)	構成比 (%)	累積 構成比 (%)	等価可処分所得 (万円)	世帯数 (件)	構成比 (%)	累積 構成比 (%)
14.43	1	0.3	0.3	137.50	5	1.3	10.9	275.00	28	7.3	52.6
22.36	1	0.3	0.5	142.89	3	0.8	11.7	283.47	3	0.8	53.4
25.00	2	0.5	1.0	156.52	9	2.3	14.1	290.69	22	5.7	59.1
28.87	2	0.5	1.6	158.77	6	1.6	15.6	306.19	1	0.3	59.4
62.50	1	0.3	1.8	170.08	1	0.3	15.9	317.54	4	1.0	60.4
71.44	1	0.3	2.1	175.00	15	3.9	19.8	325.00	24	6.3	66.7
72.17	2	0.5	2.6	183.71	9	2.3	22.1	335.41	12	3.1	69.8
78.26	1	0.3	2.9	194.45	3	0.8	22.9	347.01	1	0.3	70.1
87.50	1	0.3	3.1	201.25	12	3.1	26.0	375.00	15	3.9	74.0
88.39	1	0.3	3.4	202.07	3	0.8	26.8	375.28	3	0.8	74.7
91.67	1	0.3	3.6	207.88	5	1.3	28.1	380.13	11	2.9	77.6
100.62	1	0.3	3.9	224.54	10	2.6	30.7	388.91	1	0.3	77.9
101.04	4	1.0	4.9	225.00	19	4.9	35.7	424.85	2	0.5	78.4
103.94	1	0.3	5.2	245.68	2	0.5	36.2	425.00	12	3.1	81.5
112.27	1	0.3	5.5	245.97	19	4.9	41.1	428.66	3	0.8	82.3
112.50	5	1.3	6.8	247.49	2	0.5	41.7	433.01	3	0.8	83.1
122.98	6	1.6	8.3	259.81	4	1.0	42.7	469.57	5	1.3	84.4
123.74	1	0.3	8.6	265.36	10	2.6	45.3	475.00	10	2.6	87.0
129.90	4	1.0	9.6					490.75	5	1.3	88.3
								525.00	7	1.8	90.1
								530.33	1	0.3	90.4
								548.48	1	0.3	90.6

無回答	36	9.4	100.0
-----	----	-----	-------

※「2022年国民生活基礎調査」において、相対的貧困率を算出するのに用いる貧困線を、『等価可処分所得の中央値の半分の額』と定義している。本市もこれに則り、本市の等価可処分所得の中央値（＝275万円）の半分の額（＝137.5万円）に満たない層を「相対的貧困層」とみなすものとする。

【全体における各分類の割合】

中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満
50.4% (n=172+174=346)	38.0% (n=124+137=261)	11.5% (n=42+37=79)

主な調査結果は以下のとおりです。

【基礎的事項】

○子ども票：性別

		全体	男	女	その他	回答 しない	無回答
小学5年生	回答者数（人）	386	169	209	0	3	5
	構成比（％）	100.0	43.8	54.1	0.0	0.8	1.3
中学2年生	回答者数（人）	379	191	178	0	3	7
	構成比（％）	100.0	50.4	47.0	0.0	0.8	1.8

○子ども票：学校

		全体	東小学校	西小学校	深良小学校	富岡第一小学校	富岡第二小学校	須山小学校	向田小学校	千福が丘小学校	南小学校	無回答
小学5年生	回答者数（人）	386	93	91	37	78	6	19	13	17	31	1
	構成比（％）	100.0	24.1	23.6	9.6	20.2	1.6	4.9	3.4	4.4	8.0	0.3

		全体	中学校 東	中学校 西	中学校 深良	中学校 富岡	中学校 須山	無回答
中学2年生	回答者数（人）	379	103	129	40	94	13	0
	構成比（％）	100.0	27.2	34.0	10.6	24.8	3.4	0.0

○保護者票：子どもからみた回答者の続柄

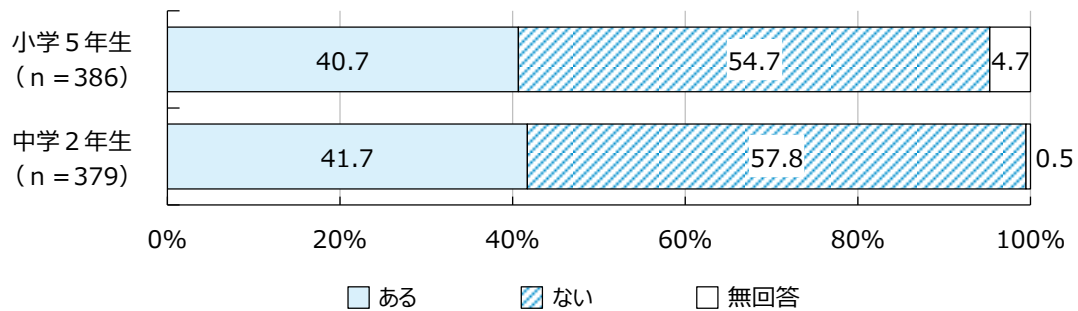
		全体	父親	母親	姉兄弟・ 妹	祖父	祖母	その他	無回答
小学5年生 保護者	回答者数（人）	382	37	343	0	0	1	0	1
	構成比（％）	100.0	9.7	89.8	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
中学2年生 保護者	回答者数（人）	384	44	340	0	0	0	0	0
	構成比（％）	100.0	11.5	88.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○保護者票：家族形態

		全体	両親世帯 （父母と子）	祖父母同居 の両親世帯	父子世帯	祖父母同居 の父子世帯	母子世帯	祖父母同居 の母子世帯	その他	無回答
小学5年生 保護者	回答者数（人）	382	272	75	5	2	16	10	0	2
	構成比（％）	100.0	71.2	19.6	1.3	0.5	4.2	2.6	0.0	0.5
中学2年生 保護者	回答者数（人）	384	258	76	7	5	32	4	1	1
	構成比（％）	100.0	67.2	19.8	1.8	1.3	8.3	1.0	0.3	0.3

子ども調査の主な調査結果は以下のとおりです。

①自宅や学校（授業）以外に「ここに居たい」と感じる場所の有無



【家族類型別】

(単位：%)

	ある	ない	無回答
■小学5年生			
両親世帯 (n=342)	39.5	56.7	3.8
ひとり親世帯 (n=33)	48.5	39.4	12.1
■中学2年生			
両親世帯 (n=323)	40.6	58.8	0.6
ひとり親世帯 (n=46)	45.7	54.3	0.0

【等価可処分所得区分別】

(単位：%)

	ある	ない	無回答
■小学5年生			
中央値以上 (n=171)	40.4	54.4	5.3
中央値の2分の1以上中央値未満 (n=122)	33.6	63.1	3.3
中央値の2分の1未満 (n=40)	52.5	42.5	5.0
■中学2年生			
中央値以上 (n=169)	39.1	60.4	0.6
中央値の2分の1以上中央値未満 (n=134)	40.3	59.0	0.7
中央値の2分の1未満 (n=35)	45.7	54.3	0.0

自宅や学校（授業）以外に「ここに居たい」と感じる場所の有無は、小学5年生・中学2年生ともに「ある」が約4割となっています。

家族類型別・等価可処分所得区分別でみると、小学5年生はひとり親世帯・中央値の2分の1未満の世帯において「ある」が「ない」を上回っています。

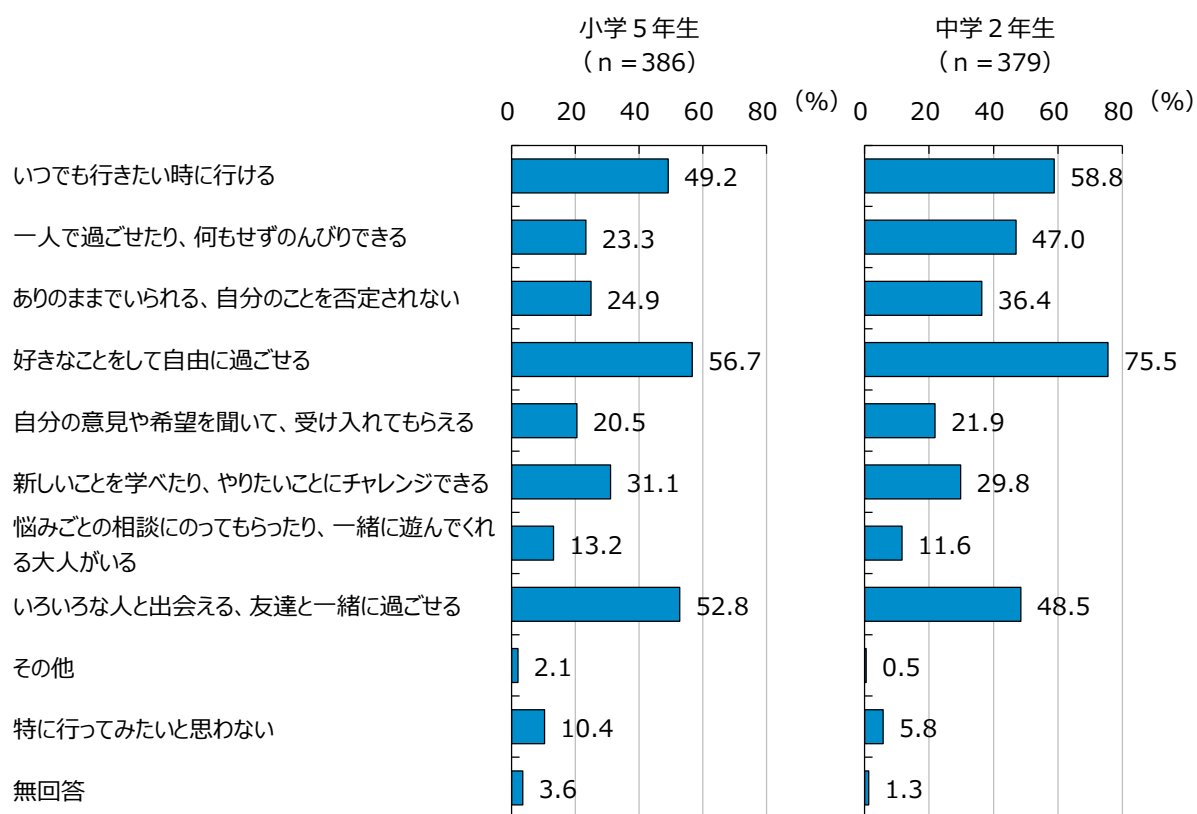
②自宅や学校（授業）以外に「ここに居たい」と感じる場所（※居たい場所がある人のみ）

（※抜粋、複数回答可）

	小学5年生 n=157	中学2年生 n=158
第1位	学校の友達の家 (48.4%)	学校（部活など） (46.8%)
第2位	オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど） (22.9%)	学校の友達の家 (38.6%)
第3位	公園 (21.7%)	オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど） (27.2%)
第4位	・ショッピングセンターなど ・ゲームセンターやカラオケができる施設など	ゲームセンターやカラオケができる施設など (20.9%)
第5位	(18.5%)	スポーツ少年団などの活動の場（運動場など） (19.6%)

自宅や学校（授業）以外に「ここに居たい」と感じる場所は、小学5年生は「学校の友達の家」、中学2年生は「学校（部活など）」がそれぞれ約5割と最も多くなっています。

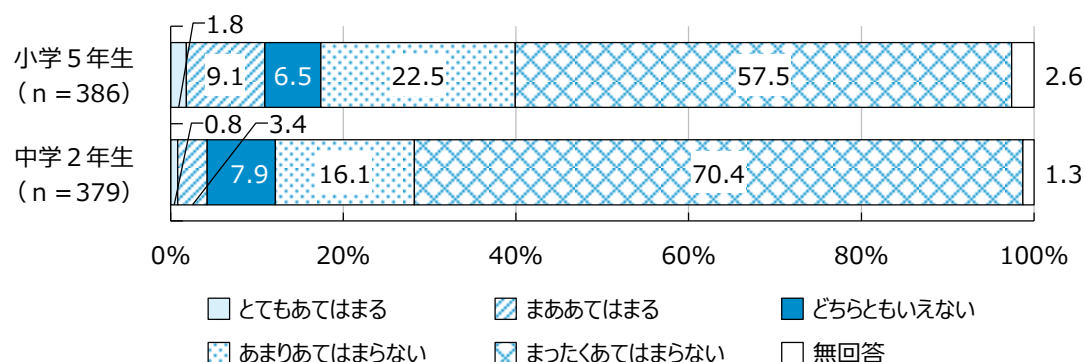
③自宅や学校（授業）以外で行ってみたいと思う場所



※複数回答可

自宅や学校（授業）以外で行ってみたいと思う場所は、「好きなことをして自由に過ごせる」（小学5年生：56.7%、中学2年生：75.5%）が最も多くなっています。

④家の事情で学校に行けない日があるか



【家族類型別】

(単位：%)

		とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
■小学5年生							
両親世帯	(n=342)	1.5	8.5	6.1	23.4	58.8	1.8
ひとり親世帯	(n=33)	6.1	15.2	9.1	15.2	45.5	9.1
■中学2年生							
両親世帯	(n=323)	0.6	2.8	7.7	16.1	71.8	0.9
ひとり親世帯	(n=46)	2.2	8.7	10.9	17.4	56.5	4.3

【等価可処分所得区分別】

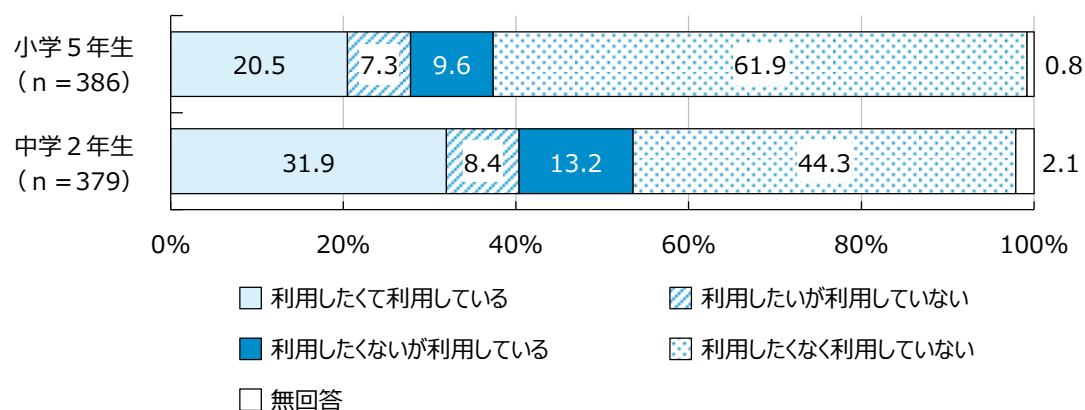
(単位：%)

		とてもあてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
■小学5年生							
中央値以上	(n=171)	0.6	5.8	4.1	25.7	62.0	1.8
中央値の2分の1以上中央値未満	(n=122)	1.6	10.7	9.8	22.1	54.9	0.8
中央値の2分の1未満	(n=40)	5.0	20.0	0.0	15.0	52.5	7.5
■中学2年生							
中央値以上	(n=169)	1.2	3.6	5.9	17.8	70.4	1.2
中央値の2分の1以上中央値未満	(n=134)	0.0	3.7	9.7	16.4	67.9	2.2
中央値の2分の1未満	(n=35)	2.9	5.7	11.4	11.4	68.6	0.0

家の事情で学校に行けない日があるかについて『あてはまる』（「とてもあてはまる」＋「まああてはまる」）と回答した人は、小学5年生が10.9%、中学2年生が4.2%となっています。

家族類型別・等価可処分所得区分別でみると、小学5年生はひとり親世帯・中央値の2分の1以上中央値未満の世帯・中央値の2分の1未満の世帯において「とてもあてはまる」「まああてはまる」がやや多い傾向にあります。

⑤学習塾や家庭教師の利用状況



【家族類型別】

(単位：%)

	利用したくて利用している	利用したいが利用していない	利用したくないが利用している	利用したくなく利用していない	無回答
■小学5年生					
両親世帯 (n=342)	19.9	6.1	9.9	63.2	0.9
ひとり親世帯 (n=33)	33.3	15.2	9.1	42.4	0.0
■中学2年生					
両親世帯 (n=323)	32.5	8.0	14.6	43.3	1.5
ひとり親世帯 (n=46)	30.4	13.0	4.3	45.7	6.5

【等価可処分所得区分別】

(単位：%)

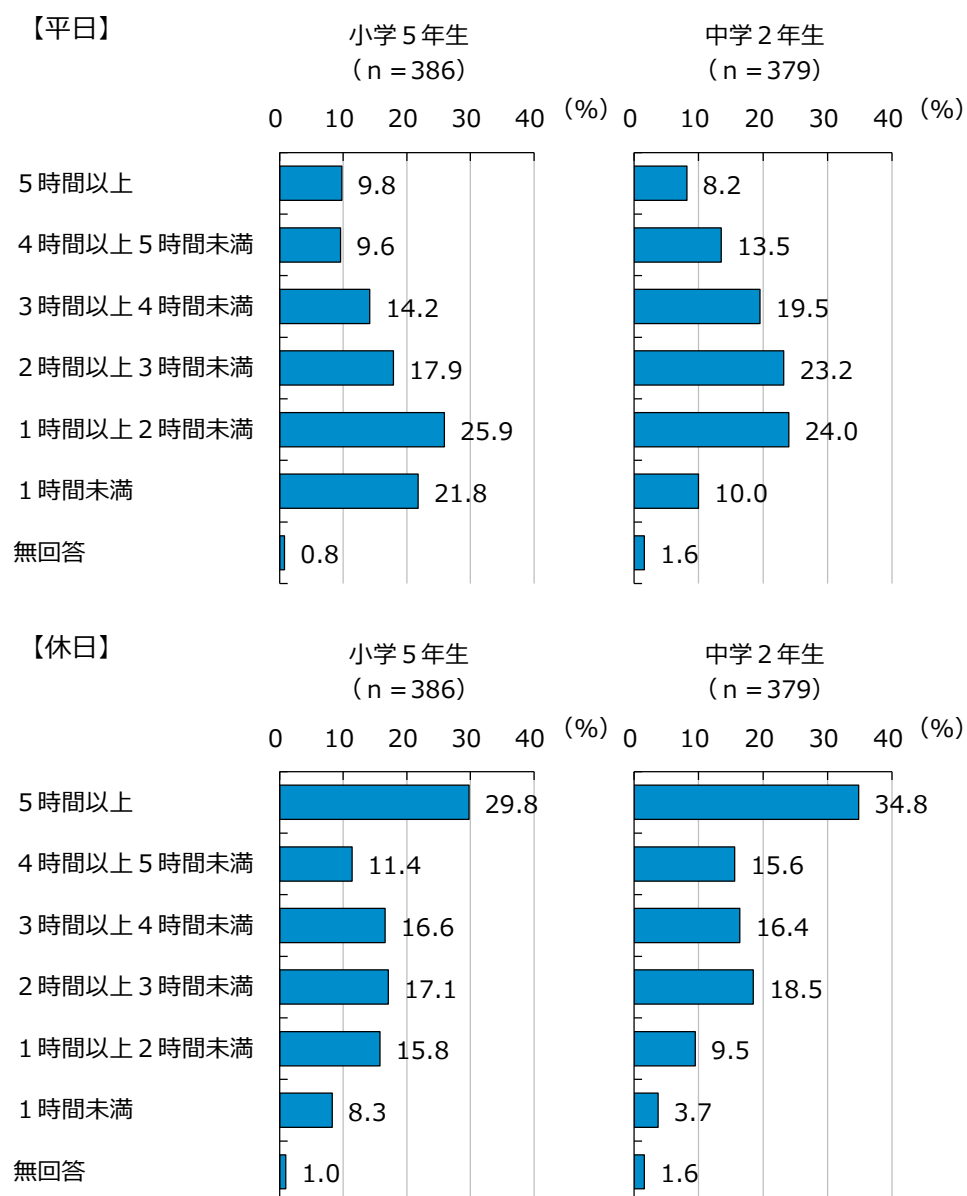
	利用したくて利用している	利用したいが利用していない	利用したくないが利用している	利用したくなく利用していない	無回答
■小学5年生					
中央値以上 (n=171)	23.4	3.5	12.3	60.2	0.6
中央値の2分の1以上中央値未満 (n=122)	17.2	6.6	8.2	67.2	0.8
中央値の2分の1未満 (n=40)	12.5	15.0	5.0	65.0	2.5
■中学2年生					
中央値以上 (n=169)	36.1	6.5	15.4	41.4	0.6
中央値の2分の1以上中央値未満 (n=134)	27.6	9.7	11.2	48.5	3.0
中央値の2分の1未満 (n=35)	20.0	22.9	11.4	40.0	5.7

学習塾や家庭教師の利用状況について『利用している』（「利用したくて利用している」＋「利用したくないが利用している」）と回答した人は、小学5年生が30.1%、中学2年生が45.2%となっています。

家族類型別でみると、いずれもひとり親世帯において「利用したいが利用していない」が両親世帯よりも多く、1割を超えています。

等価可処分所得区分別でみると、中央値の2分の1未満の世帯の小学5年生・中学2年生ともに、同じく「利用したいが利用していない」が中央値以上の世帯・中央値の2分の1以上中央値未満の世帯よりも多くなっています。

⑥1日あたりのテレビやパソコン等の平均使用時間



平日の1日あたりのテレビやパソコン等の平均使用時間は、小学5年生は「1時間以上2時間未満」「1時間未満」、中学2年生は「1時間以上2時間未満」「2時間以上3時間未満」がそれぞれ2割以上を占めています。

一方、休日の平均使用時間は、「5時間以上」（小学5年生：29.8%、中学2年生：34.8%）が最も多くなっています。

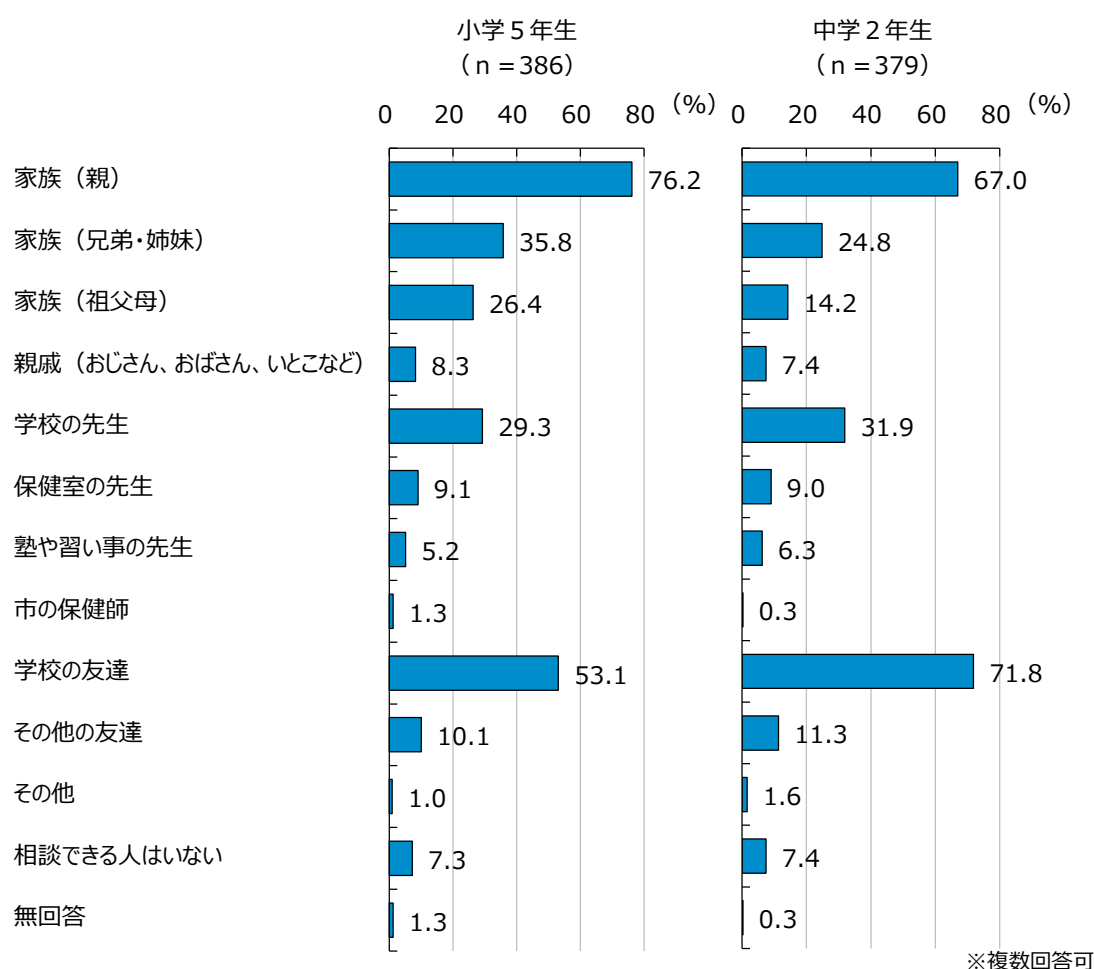
⑦悩みや誰かに相談したいと思っていること

(※抜粋、複数回答可)

	小学5年生 n=386	中学2年生 n=379
第1位	自分のこと（容姿・身長・体重・性格・病気など） (22.0%)	学校の勉強のこと (34.6%)
第2位	友達関係のこと (14.8%)	進学のこと (33.8%)
第3位	将来の仕事（就職）のこと (13.7%)	将来の仕事（就職）のこと (33.5%)
第4位	学校の勉強のこと (13.2%)	自分のこと（容姿・身長・体重・性格・病気など） (24.8%)
第5位	学校生活のこと (11.7%)	友達関係のこと (18.2%)
	悩んでいることや心配なこと、困っていることはない (46.9%)	悩んでいることや心配なこと、困っていることはない (34.8%)

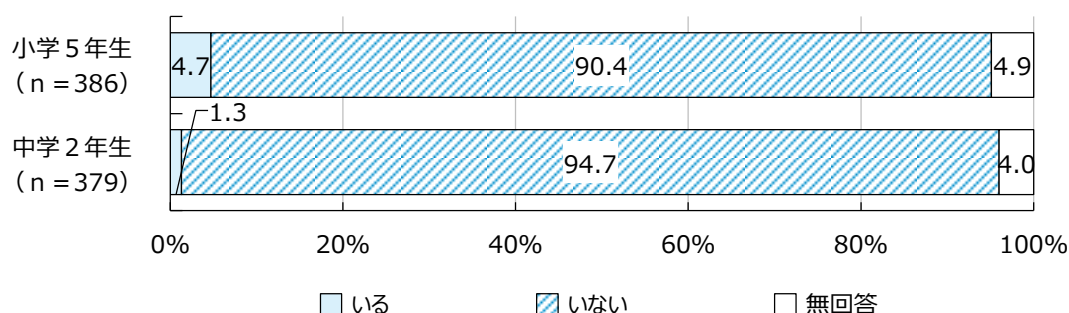
悩みや誰かに相談したいと思っていることは、小学5年生は「自分のこと（容姿・身長・体重・性格・病気など）」が22.0%、中学2年生は「学校の勉強のこと」が34.6%と最も多くなっています。

⑧悩みを相談できる相手



悩みを相談できる相手は、小学5年生は「家族（親）」、中学2年生は「学校の友達」がそれぞれ7割を超えて最も多くなっています。また、「相談できる人はいない」はいずれも約7%となっています。

⑨家族の中で自身が日常的にお世話（大人が本来すると考えられるもの）をしている相手の有無



家族の中で自身が日常的にお世話（大人が本来すると考えられるもの）をしている相手について「いる」と回答した人は、小学5年生が4.7%、中学2年生が1.3%となっています。

⑩家族の中で自身が日常的にお世話（大人が本来すると考えられるもの）をしている相手、及び家族のお世話をすることによる弊害（※お世話の相手がいる人のみ）

＜家族の中で自身が日常的にお世話をしている相手＞（※複数回答可）（単位：人）

	小学5年生 n=18	中学2年生 n=5
父親	4	2
母親	7	4
祖父	1	0
祖母	6	2
兄弟・姉妹	7	1
その他	2	0
無回答	2	0

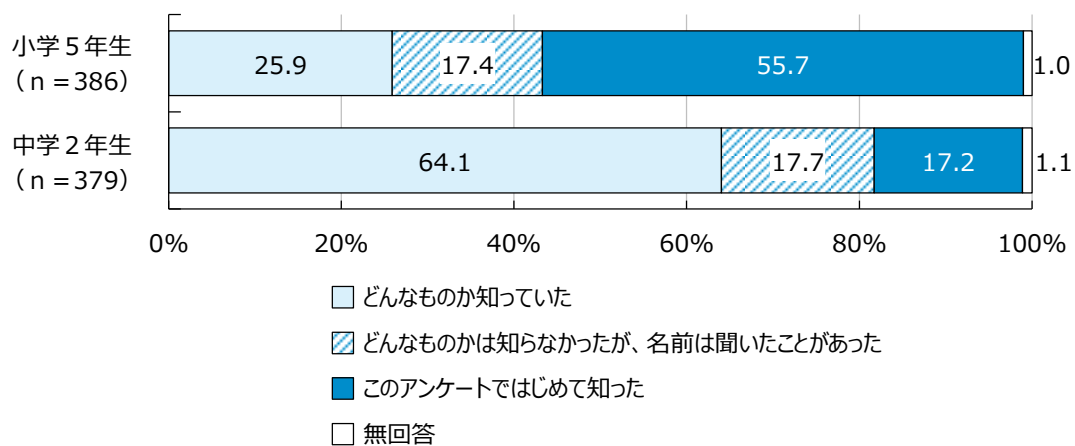
＜家族のお世話をすることによる弊害＞（※回答のあった選択肢のみ抜粋、複数回答可）（単位：人）

	小学5年生 n=18	中学2年生 n=5
学校に行けないことがある	0	1
学校を遅刻・早退してしまう	0	1
勉強する時間が取れない	2	1
睡眠が十分に取れない	3	0
友達と遊べないことがある	3	0
部活や習い事が思うようにできない	1	0
自分の自由になる時間が取れない	3	0
自分が自由に過ごせる場所がない	2	0
授業中に眠くなることもある	5	0
忘れ物が多い	6	0
先生に出す提出物が遅くなること多い	4	1
学校のことをどうでもいいと思うことがある	1	2
上記のようなことはない	5	2
無回答	2	0

家族の中で自身が日常的にお世話（大人が本来すると考えられるもの）をしている相手は、小学5年生は「母親」「兄弟・姉妹」がともに7人、中学2年生は「母親」が4人と最も多くなっています。

家族のお世話をすることによる弊害は、小学5年生は「忘れ物が多い」が6人、中学2年生は「学校のことをどうでもいいと思うことがある」「上記のようなことはない」がともに2人と最も多くなっています。

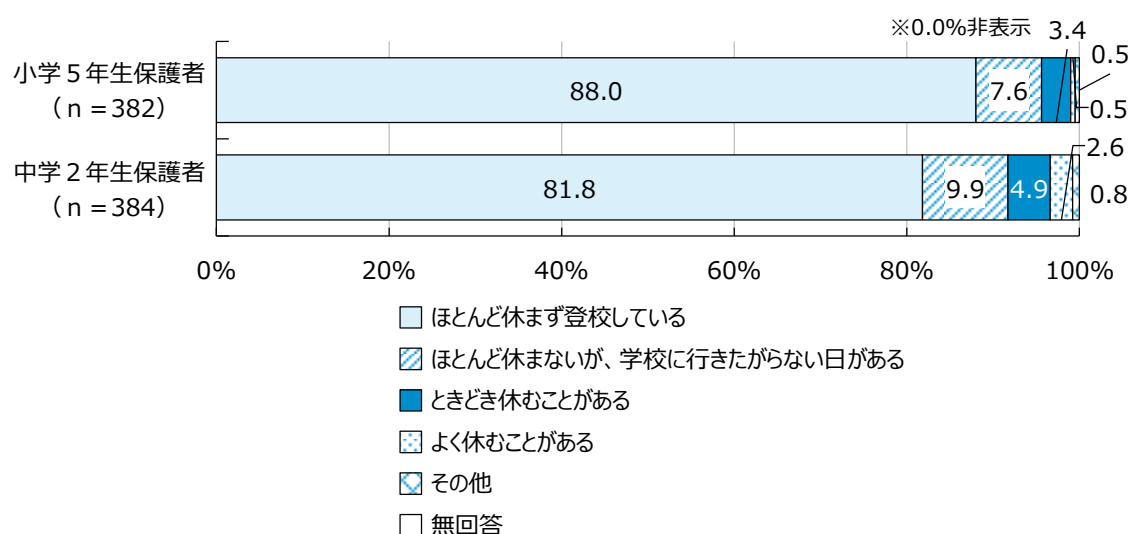
⑪「ヤングケアラー」という言葉の認知度



「ヤングケアラー」という言葉について「どんなものか知っていた」と回答した人は、小学5年生が25.9%、中学2年生が64.1%となっています。

保護者調査の主な調査結果は以下のとおりです。

①子どもの登校の様子



【家族類型別】

(単位：%)

	ほとんど休まず登校している	ほとんど休まないが、学校に行きたがらない日がある	ときどき休むことがある	よく休むことがある	その他	無回答
■小学5年生保護者						
両親世帯 (n=347)	88.5	7.5	2.9	0.6	0.6	0.0
ひとり親世帯 (n=33)	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0
■中学2年生保護者						
両親世帯 (n=334)	83.8	9.9	4.2	1.5	0.6	0.0
ひとり親世帯 (n=48)	66.7	10.4	10.4	10.4	2.1	0.0

【等価可処分所得区分別】

(単位：%)

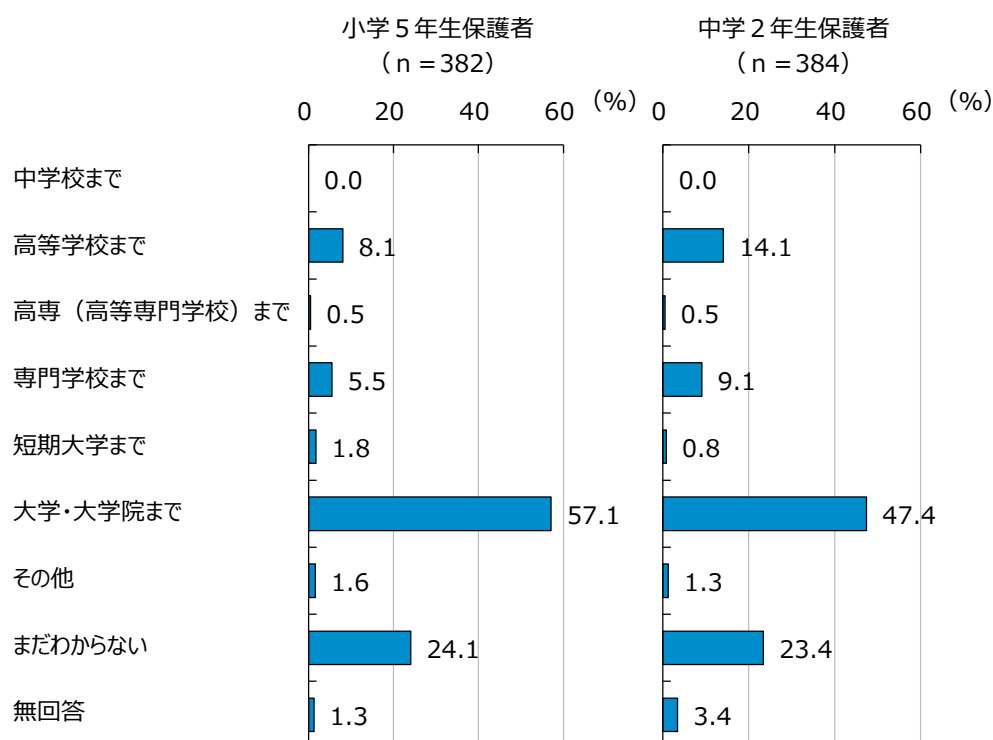
	ほとんど休まず登校している	ほとんど休まないが、学校に行きたがらない日がある	ときどき休むことがある	よく休むことがある	その他	無回答
■小学5年生保護者						
中央値以上 (n=172)	93.0	5.8	1.2	0.0	0.0	0.0
中央値の2分の1以上中央値未満 (n=124)	83.1	10.5	4.8	0.8	0.8	0.0
中央値の2分の1未満 (n=42)	78.6	9.5	9.5	0.0	2.4	0.0
■中学2年生保護者						
中央値以上 (n=174)	83.9	10.9	4.0	1.1	0.0	0.0
中央値の2分の1以上中央値未満 (n=137)	81.8	10.9	4.4	1.5	1.5	0.0
中央値の2分の1未満 (n=37)	75.7	5.4	8.1	8.1	2.7	0.0

子どもの登校の様子について『休むことがある』（「ときどき休むことがある」＋「よく休むことがある」）と回答した人は、小学5年生保護者が3.9%、中学2年生保護者が7.6%となっています。

家族類型別でみると、いずれもひとり親世帯において両親世帯よりも「ほとんど休まず登校している」が少なくなっています。

等価可処分所得区分別でみると、いずれも所得が下がるほど「ほとんど休まず登校している」が少なくなっています。

②子どもにどの段階までの教育を受けさせたいか



【子どもの両親の最終学歴別】

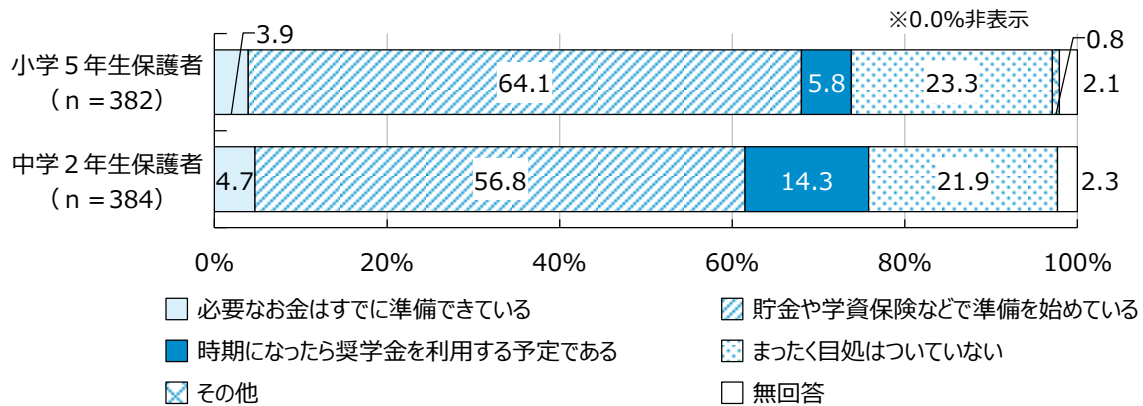
(単位：%)

	中学校まで	高等学校まで	高専（高等専門学校）まで	専門学校まで	短期大学まで	大学・大学院まで	その他	まだわからない	無回答
■小学5年生保護者									
いずれも大学またはそれ以上 (n=61)	0.0	0.0	1.6	1.6	1.6	85.2	0.0	9.8	0.0
いずれかが大学またはそれ以上 (n=118)	0.0	4.2	0.0	3.4	0.8	68.6	0.8	19.5	2.5
その他 (n=197)	0.0	13.2	0.5	7.6	2.5	41.6	2.5	31.0	1.0
■中学2年生保護者									
いずれも大学またはそれ以上 (n=39)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	82.1	2.6	10.3	5.1
いずれかが大学またはそれ以上 (n=97)	0.0	6.2	0.0	7.2	0.0	66.0	0.0	18.6	2.1
その他 (n=240)	0.0	20.0	0.8	11.7	1.3	33.3	1.7	27.5	3.8

子どもには「大学・大学院まで」の教育を受けさせたいと回答した人は、小学5年生保護者が57.1%、中学2年生保護者が47.4%と最も多くなっています。

子どもの両親の最終学歴別でみると、いずれも両親が大学を出ている方がいる家庭ほど、「大学・大学院まで」が多くなっています。

③教育資金の準備状況



【家族類型別】

(単位：%)

	必要なお金はすでに準備できている	貯金や学資保険などで準備を始めている	時期になったら奨学金を利用する予定である	まったく目処はついていない	その他	無回答
■小学5年生保護者						
両親世帯 (n=347)	4.0	66.6	4.9	21.6	0.9	2.0
ひとり親世帯 (n=33)	3.0	39.4	15.2	39.4	0.0	3.0
■中学2年生保護者						
両親世帯 (n=334)	5.1	60.2	13.2	19.5	0.0	2.1
ひとり親世帯 (n=48)	2.1	31.3	22.9	39.6	0.0	4.2

【等価可処分所得区分別】

(単位：%)

	必要なお金はすでに準備できている	貯金や学資保険などで準備を始めている	時期になったら奨学金を利用する予定である	まったく目処はついていない	その他	無回答
■小学5年生保護者						
中央値以上 (n=172)	6.4	75.0	2.9	14.5	0.0	1.2
中央値の2分の1以上中央値未満 (n=124)	1.6	63.7	8.1	24.2	0.0	2.4
中央値の2分の1未満 (n=42)	2.4	33.3	14.3	47.6	0.0	2.4
■中学2年生保護者						
中央値以上 (n=174)	8.6	66.7	12.6	10.3	0.0	1.7
中央値の2分の1以上中央値未満 (n=137)	0.7	52.6	13.1	29.9	0.0	3.6
中央値の2分の1未満 (n=37)	0.0	35.1	27.0	35.1	0.0	2.7

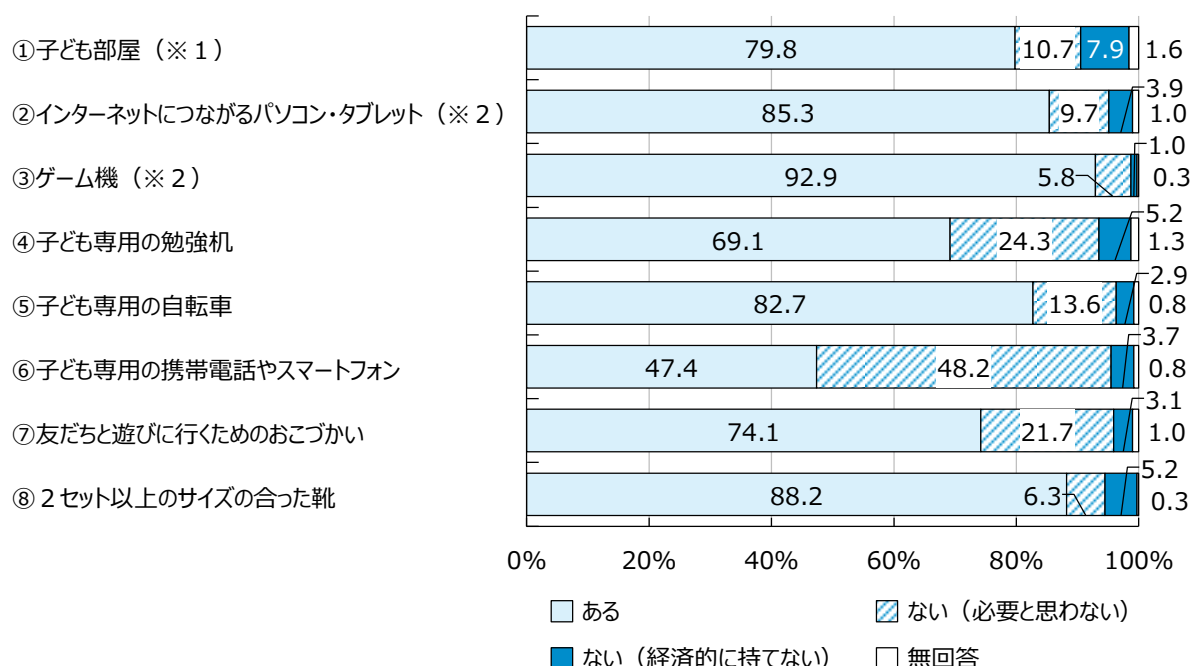
教育資金の準備状況は、小学5年生保護者・中学2年生保護者ともに「貯金や学資保険などで準備を始めている」が約6割を占めて最も多くなっています。一方、「まったく目処はついていない」と回答した人はいずれも約2割となっています。

家族類型別でみると、いずれもひとり親世帯において「まったく目処はついていない」が最も多くなっています。また、両親世帯とひとり親世帯において「貯金や学資保険などで準備を始めている」の割合に差がみられます。

等価可処分所得区分別でみると、いずれも中央値以上の世帯・中央値の2分の1以上中央値未満の世帯において「貯金や学資保険などで準備を始めている」が最も多くなっているのに対し、中央値の2分の1未満の世帯においては「まったく目処はついていない」が最も多くなっています。

④家庭内での子ども関連の所有状況

小学5年生保護者（n = 382）



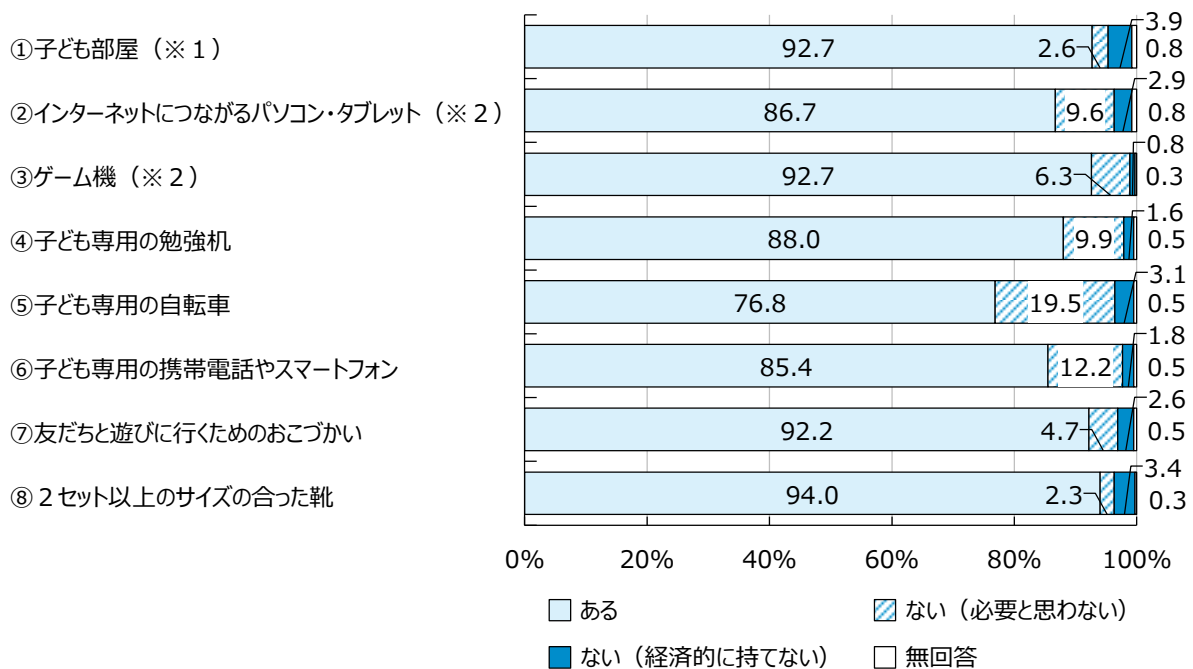
（※1）兄弟・姉妹と一緒に使っている場合を含む。（※2）家族と一緒に使っている場合を含む。

家庭内での子ども関連の所有状況について、小学5年生保護者において、「ある」ものは、多い順に【③ゲーム機】（92.9%）、【⑧2セット以上のサイズの合った靴】（88.2%）、【②インターネットにつながるパソコン・タブレット】（85.3%）などとなっています。

また、「ない（必要と思わない）」ものは、多い順に【⑥子ども専用の携帯電話やスマートフォン】（48.2%）、【④子ども専用の勉強机】（24.3%）、【⑦友だちと遊びに行くためのおこづかい】（21.7%）などとなっています。

一方、「ない（経済的に持てない）」ものは、多い順に【①子ども部屋】（7.9%）、【④子ども専用の勉強机】【⑧2セット以上のサイズの合った靴】（ともに 5.2%）、【②インターネットにつながるパソコン・タブレット】（3.9%）などとなっています。

中学2年生保護者（n = 384）



（※1）兄弟・姉妹と一緒に使っている場合を含む。（※2）家族と一緒に使っている場合を含む。

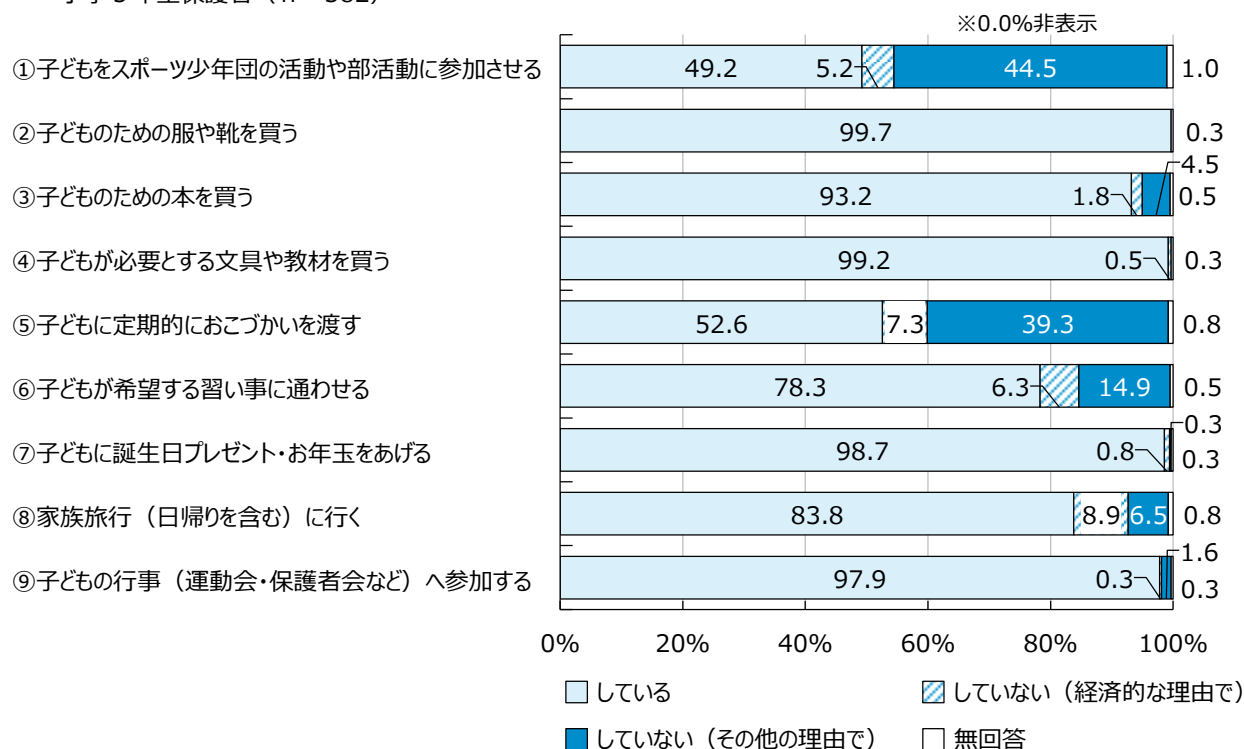
中学2年生保護者において、「ある」ものは、多い順に【⑧2セット以上のサイズの合った靴】（94.0%）、【①子ども部屋】【③ゲーム機】（ともに 92.7%）、【⑦友だちと遊びに行くためのおこづかい】（92.2%）などとなっています。

また、「ない（必要と思わない）」ものは、多い順に【⑤子ども専用の自転車】（19.5%）、【⑥子ども専用の携帯電話やスマートフォン】（12.2%）、【④子ども専用の勉強机】（9.9%）などとなっています。

一方、「ない（経済的に持てない）」ものは、多い順に【①子ども部屋】（3.9%）、【⑧2セット以上のサイズの合った靴】（3.4%）、【⑤子ども専用の自転車】（3.1%）などとなっています。

⑤家庭で子どものためにしていること

小学5年生保護者（n = 382）

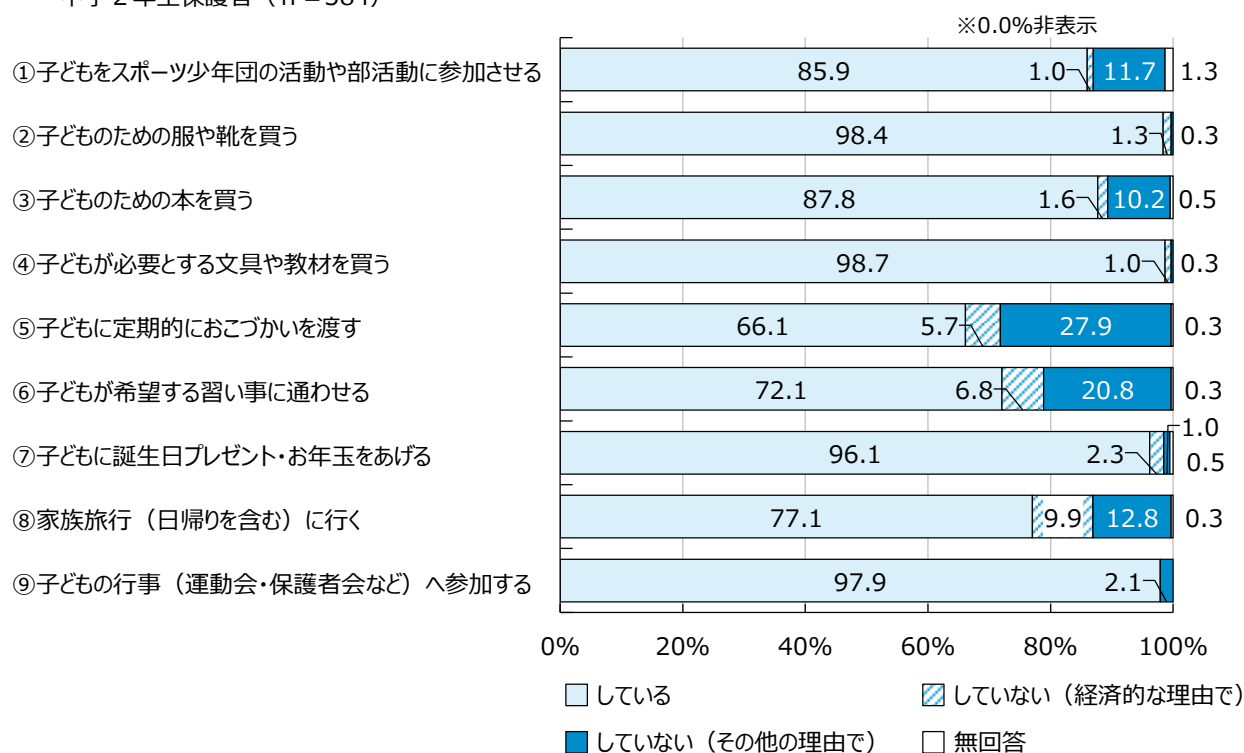


家庭で子どものためにしていることについて、小学5年生保護者において、「している」ものは、多い順に【②子どものための服や靴を買う】（99.7%）、【④子どもが必要とする文具や教材を買う】（99.2%）、【⑦子どもに誕生日プレゼント・お年玉をあげる】（98.7%）などとなっています。

また、「していない（経済的な理由で）」ものは、多い順に【⑧家族旅行（日帰りを含む）に行く】（8.9%）、【⑤子どもに定期的におこづかいを渡す】（7.3%）、【⑥子どもが希望する習い事に通わせる】（6.3%）などとなっています。

一方、「していない（その他の理由で）」ものは、多い順に【①子どもをスポーツ少年団の活動や部活動に参加させる】（44.5%）、【⑤子どもに定期的におこづかいを渡す】（39.3%）、【⑥子どもが希望する習い事に通わせる】（14.9%）などとなっています。

中学2年生保護者（n = 384）



中学2年生保護者において、「している」ものは、多い順に【④子どもが必要とする文具や教材を買う】（98.7%）、【②子どものための服や靴を買う】（98.4%）、【⑨子どもの行事（運動会・保護者会など）へ参加する】（97.9%）などとなっています。

また、「していない（経済的な理由で）」ものは、多い順に【⑧家族旅行（日帰りを含む）に行く】（9.9%）、【⑥子どもが希望する習い事に通わせる】（6.8%）、【⑤子どもに定期的におこづかいを渡す】（5.7%）などとなっています。

一方、「していない（その他の理由で）」ものは、多い順に【⑤子どもに定期的におこづかいを渡す】（27.9%）、【⑥子どもが希望する習い事に通わせる】（20.8%）、【⑧家族旅行（日帰りを含む）に行く】（12.8%）などとなっています。

⑥子どものことで悩んでいること

(※抜粋、複数回答可)

	小学5年生保護者 n=382	中学2年生保護者 n=384
第1位	子どもの学習や進路 (36.1%)	子どもの学習や進路 (51.8%)
第2位	子どもの友達関係 (19.4%)	子どもの友達関係 (14.6%)
第3位	子どもの発達 (10.7%)	子どもの発達 (9.4%)
第4位	子どもの病気や障がい (6.5%)	・子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない ・親子関係 (8.1%)
第5位	子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない (5.8%)	
	悩みはない (41.4%)	悩みはない (32.8%)

【家族類型別】

(※抜粋、複数回答可)

	小学5年生保護者		中学2年生保護者	
	両親世帯 n=347	ひとり親世帯 n=33	両親世帯 n=334	ひとり親世帯 n=48
第1位	子どもの学習や進路 (36.3%)	子どもの学習や進路 (36.4%)	子どもの学習や進路 (50.6%)	子どもの学習や進路 (58.3%)
第2位	子どもの友達関係 (18.4%)	子どもの友達関係 (30.3%)	子どもの友達関係 (14.4%)	子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない (22.9%)
第3位	子どもの発達 (11.0%)	子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない (15.2%)	子どもの発達 (8.7%)	・子どもの発達 ・子どもの友達関係 (14.6%)
第4位	子どもの病気や障がい (6.6%)	・親子関係 ・子どもの就職 (12.1%)	親子関係 (7.8%)	
第5位	子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない (4.9%)		子どもの就職 (7.2%)	子どもの病気や障がい (12.5%)
	悩みはない (42.1%)	悩みはない (33.3%)	悩みはない (34.1%)	悩みはない (25.0%)

子どものことで悩んでいることの第1位は、「子どもの学習や進路」(小学5年生保護者：36.1%、中学2年生保護者：51.8%)となっています。

家族類型別でみると、いずれもひとり親世帯において「子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない」が両親世帯より上位に挙がっています。

⑦子育てについて悩んでいること

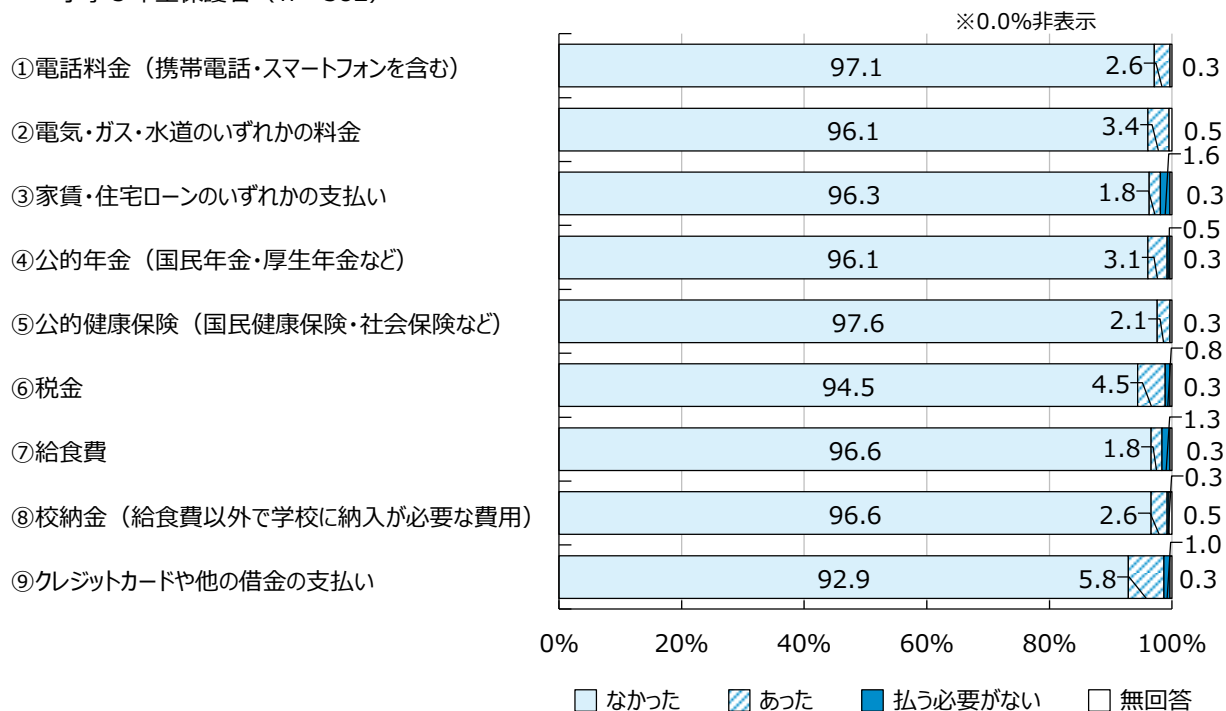
(※抜粋、複数回答可)

	小学5年生保護者 n=382	中学2年生保護者 n=384
第1位	子どもの進学のための資金について (33.2%)	子どもの進学のための資金について (44.5%)
第2位	子どもを叱りすぎているように感じる (23.6%)	勉強の教え方がわからない (23.4%)
第3位	勉強の教え方がわからない (18.3%)	子どもを叱りすぎているように感じる (12.2%)
第4位	しつけ (11.5%)	経済的に苦しく生活が大変 (12.0%)
第5位	子どもが言うことを聞かなかったり、思うように育たない (10.7%)	しつけ (9.4%)
	悩みはない (30.6%)	悩みはない (26.0%)

子育てについて悩んでいることの第1位は、「子どもの進学のための資金について」（小学5年生保護者：33.2%、中学2年生保護者：44.5%）となっています。

⑧過去1年間の経済的な理由で支払いができなかった経験の有無

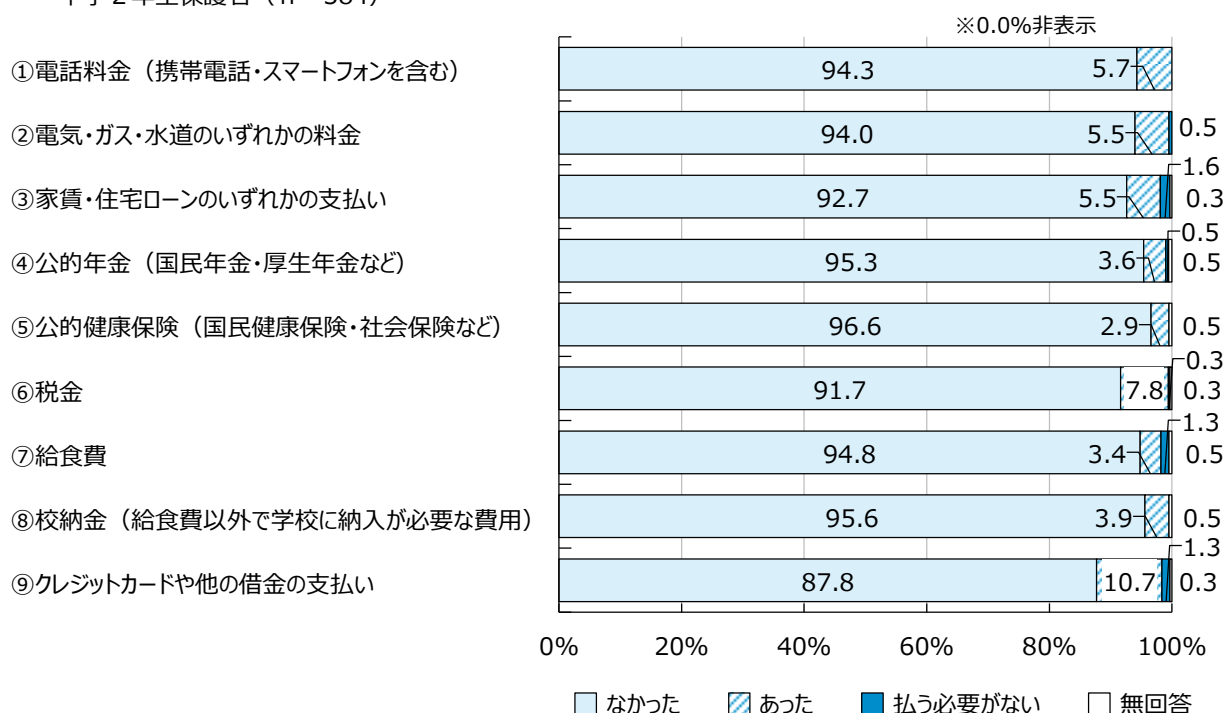
小学5年生保護者（n = 382）



過去1年間の経済的な理由で支払いができなかった経験について、小学5年生保護者において、「なかった」ものは、多い順に【⑤公的健康保険（国民健康保険・社会保険など）】（97.6%）、【①電話料金（携帯電話・スマートフォンを含む）】（97.1%）、【⑦給食費】【⑧校納金（給食費以外で学校に納入が必要な費用）】（ともに96.6%）などとなっています。

一方、「あった」ものは、多い順に【⑨クレジットカードや他の借金の支払い】（5.8%）、【⑥税金】（4.5%）、【②電気・ガス・水道のいずれかの料金】（3.4%）などとなっています。

中学2年生保護者（n = 384）



中学2年生保護者において、「なかった」ものは、多い順に【⑤公的健康保険（国民健康保険・社会保険など）】（96.6%）、【⑧校納金（給食費以外で学校に納入が必要な費用）】（95.6%）、【④公的年金（国民年金・厚生年金など）】（95.3%）などとなっています。

一方、「あった」ものは、多い順に【⑨クレジットカードや他の借金の支払い】（10.7%）、【⑥税金】（7.8%）、【①電話料金（携帯電話・スマートフォンを含む）】（5.7%）などとなっています。

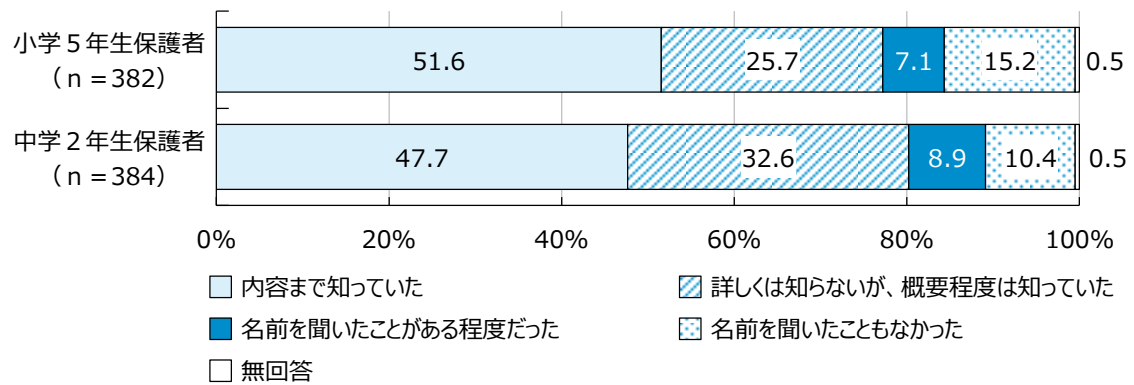
⑨子育て支援環境の充実のために望む支援策

（※抜粋、複数回答可）

	小学5年生保護者 n=382	中学2年生保護者 n=384
第1位	児童手当、こども医療費助成制度、税制度での優遇などの経済支援 (60.2%)	児童手当、こども医療費助成制度、税制度での優遇などの経済支援 (65.1%)
第2位	公園・児童館の整備 (56.8%)	夜間や休日における小児科の医療体制の整備 (41.4%)
第3位	夜間や休日における小児科の医療体制の整備 (42.7%)	公園・児童館の整備 (39.8%)
第4位	子どもや親子づれに配慮したまちづくり (29.8%)	子どもや親子づれに配慮したまちづくり (27.9%)
第5位	子どもの成長や家族の人数にみあった公営住宅の提供や子育て世代への資金投資 (22.3%)	子どもの成長や家族の人数にみあった公営住宅の提供や子育て世代への資金投資 (25.8%)

子育て支援環境の充実のために望む支援策は、小学5年生保護者・中学2年生保護者ともに「児童手当、こども医療費助成制度、税制度での優遇などの経済支援」が最も多く、6割以上を占めています。

⑩「ヤングケアラー」という言葉の認知度



「ヤングケアラー」という言葉について『知っていた』（「内容まで知っていた」＋「詳しくは知らないが、概要程度は知っていた」）と回答した人は、小学5年生保護者が77.2%、中学2年生保護者が80.2%となっています。

（3）裾野市子ども・子育て支援事業計画策定のための関係団体調査

【調査の目的】

「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子どもたちを支援する側の視点から、子どもや子育て家庭が抱える課題の原因や背景を掘り下げ、支援ニーズ等について実態を把握すること。

【調査設計】

- 1) 調査対象 裾野市内の子どもや子育て世帯に関わりの深い関係施設及び団体 50 件
(内訳：学び場・居場所 11 件、幼児施設 25 件、小中学校 14 件)
- 2) 調査方法 郵送または直接配布一郵送または直接回収
- 3) 調査期間 令和6年9月27日～令和6年10月18日

【回収結果】

配布数※1	回収数	有効回収数※2	有効回収率
49 件	48 件	46 件 【内訳】 学び場・居場所 8 件 幼児施設 24 件 小中学校 14 件	93.9%

※1 配布数は、対象の2件に対し1件の回答（同一事業者）というケースが1件あったため、実際の配布数 50 件から1件差し引いています。

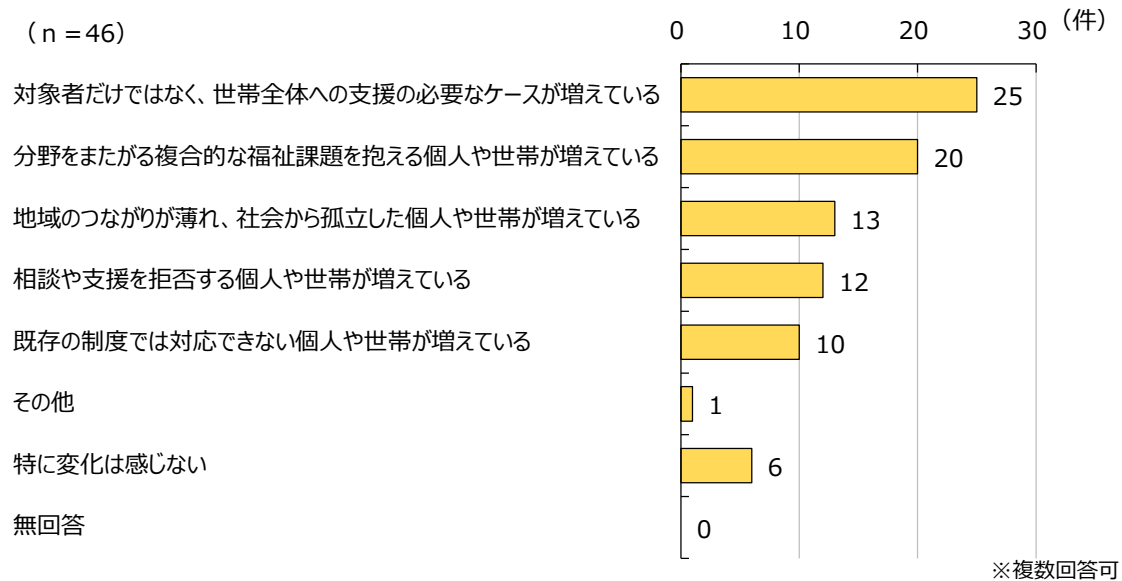
※2 有効回収数とは、無効票（対象外のため調査辞退）を除いた件数です。

【注意事項】

- 選択式の設問については、回答数（実数）をもとにグラフで表示しています。
- グラフ中の「n（Number of case の略）」は基数で、その質問に回答すべき回答者数を表しています。
- 複数回答可の設問は、すべての回答数を合計すると基数を超える場合があります。

主な調査結果は以下のとおりです。

①子どもや保護者と接する中での、最近の支援対象者の傾向についての考え



子どもや保護者と接する中での、最近の支援対象者の傾向についての考えは、「対象者だけでなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」が25件と最も多く、次いで「分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている」が20件、「地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている」が13件などとなっています。

②日頃支援を行う中で、不足していると思うところ

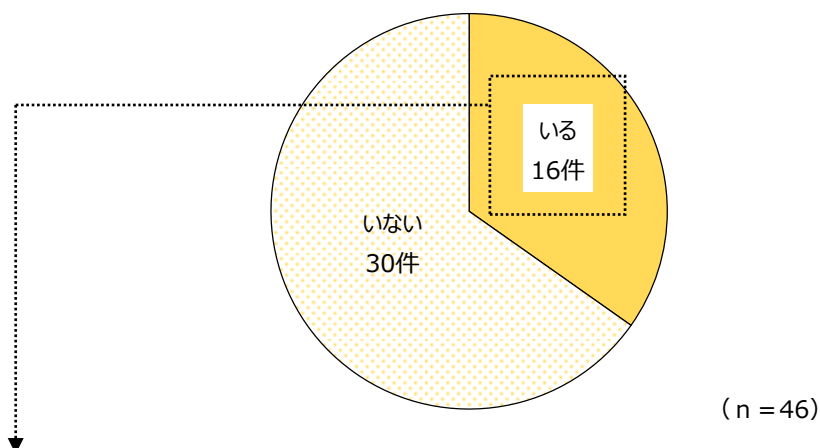
(※複数回答可) (単位：件)

	マンパワー	支援者自身の知識や経験	他の機関との連携	公的な協力・支援の仕組みや制度	活動に係る費用	上司あるいは同僚と相談する機会	その他	無回答
全 体 (n=46)	23	20	15	15	10	4	4	1
【施設・団体種別】								
学び場・居場所 (n=8)	4	2	2	3	4	1	2	0
幼児施設 (n=24)	13	11	8	7	4	2	1	0
小中学校 (n=14)	6	7	5	5	2	1	1	1

日頃支援を行う中で、不足していると思うところは、「マンパワー」が23件と最も多く、次いで「支援者自身の知識や経験」が20件、「他の機関との連携」「公的な協力・支援の仕組みや制度」がともに15件などとなっています。

③日頃接している子どもや保護者における、貧困状況にある（かもしれない）方の有無、及びその子どもに不足していると感じること

＜貧困状況にある（かもしれない）方の有無＞



＜その子どもに不足していると感じること＞（※複数回答可）

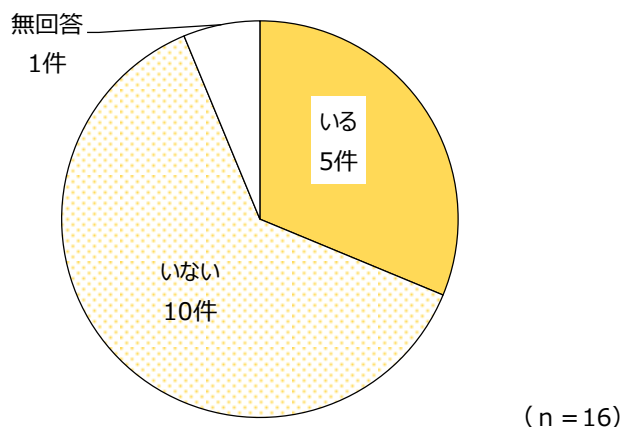
n=16

内容	件数	内容	件数
こころの状態の安定性	12	読み書き・計算などの基礎的な学力	4
健全な生活習慣・食習慣	12	意欲やチャレンジ精神	4
コミュニケーション能力	8	その他	1
自己肯定感や自尊心	7	わからない	0
身体の健康	6	特に不足しているところは感じられない	0
他者への共感性や信頼感	5	無回答	1

貧困状況にある（かもしれない）方が「いる」と回答した施設・団体は 16 件で、全体の 34.8% を占めています。

その子どもに不足していると感じることは、「こころの状態の安定性」「健全な生活習慣・食習慣」がともに 12 件と最も多くなっています。

④貧困状況にある（かもしれない）子どもにおけるヤングケアラーの有無



※日頃接している子どもや保護者の中に貧困状況にある（かもしれない）方が「いる」と回答した施設・団体のみ

貧困状況にある（かもしれない）子どもにおけるヤングケアラーの有無は、「いる」が 5 件、「いない」が 10 件となっています。

⑤貧困状況にある（かもしれない）子どもや保護者への支援にあたって、困難だと感じること

（※複数回答可）n=16

内容	件数
保護者との接触、信頼関係づくりが難しい	9
支援が必要であるのに、その家庭からの訴えがないため支援に入れない	7
保護者が支援制度を知らない（知ろうとしない）ため、支援が行き届かない	4
支援が必要であるのに、支援を拒まれる	4
子どもとの信頼関係づくりが難しい	2
支援に用いることができる制度（資源）が少ない	2
支援者間での連携が難しい	1
支援者側の人手が不足しているため、支援ができない	0
その他	2
わからない（何を支援してよいかわからない）	1
特になし	1
無回答	3

貧困状況にある（かもしれない）子どもや保護者への支援にあたって、困難だと感じることは、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」が9件と最も多く、次いで「支援が必要であるのに、その家庭からの訴えがないため支援に入れない」が7件、「保護者が支援制度を知らない（知ろうとしない）ため、支援が行き届かない」「支援が必要であるのに、支援を拒まれる」がともに4件などとなっています。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市ではこれまで、「子育てによるこびを感じ、子どもたちの成長を通じ、親も、地域も共に育つまちづくり」を基本理念に掲げて、子育て支援施策の充実に努めてきました。

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。そして、従来の「子育て当事者」の視点だけでなく、こどもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていくことが求められています。

本市では、令和2年度に策定された「第5次裾野市総合計画」において、“みんなが誇る豊かな田園未来都市すその”をまちの将来像としています。また、一体的に策定された「第2期裾野市総合戦略」では、基本目標の一つに「すべての起点となるひとづくり “共育”」を掲げ、人と人の関係を豊かにすることや、みんなで子育てをすること、子どもたちの生きる力を育むことが方向性として示されています。

以上のような背景を踏まえて、本計画では、以下のとおり基本理念を定め、子育て支援施策の一層の推進を図ります。

基本理念

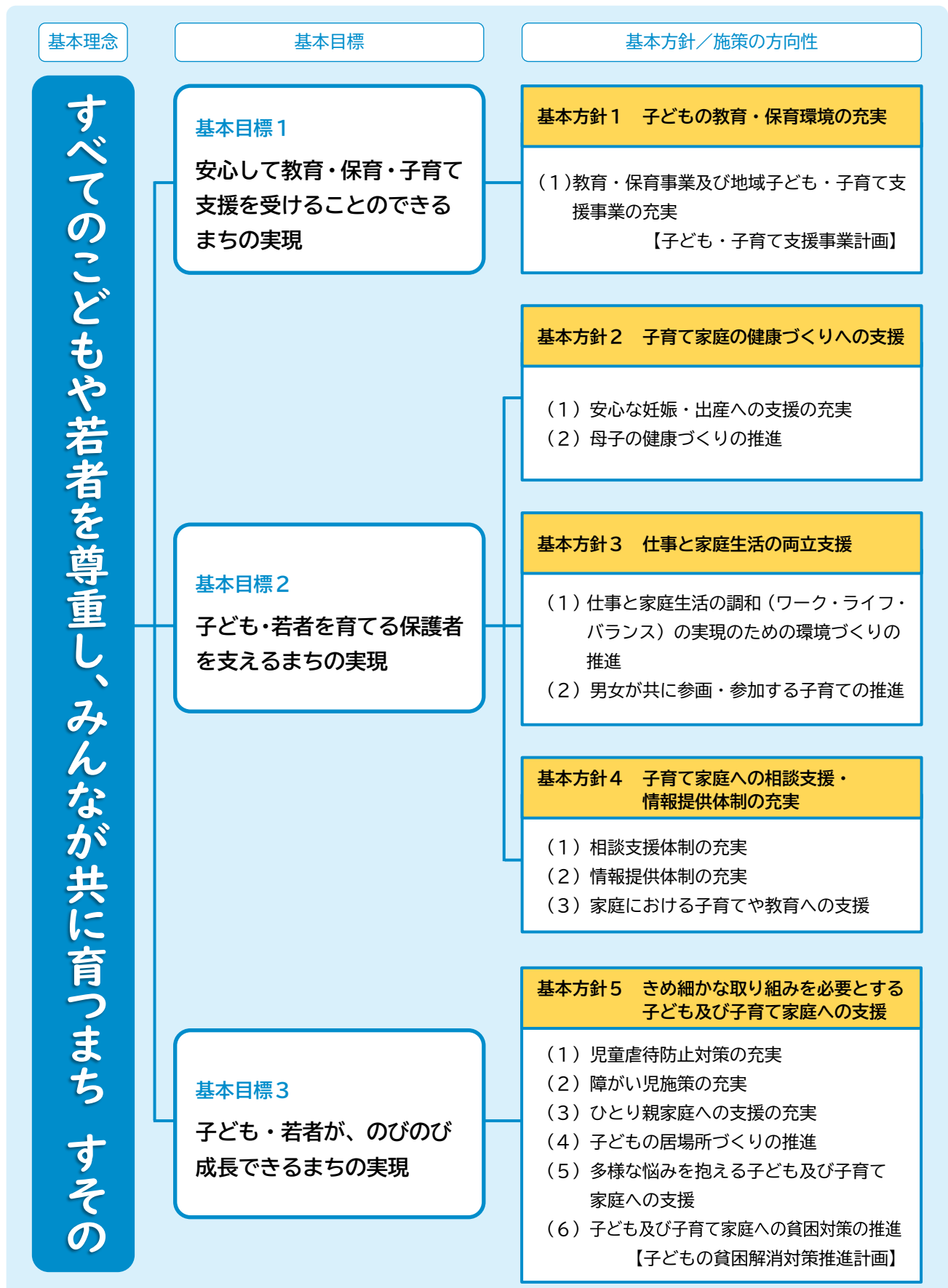
**すべてのこどもや若者を尊重し、
みんなが共に育つまち すその**

2 基本目標

本計画では、以下のとおりに3つの基本目標を定めます。

基本目標1	安心して教育・保育・子育て支援を受けることのできるまちの実現
基本目標2	子ども・若者を育てる保護者を支えるまちの実現
基本目標3	子ども・若者が、のびのび成長できるまちの実現

3 施策の体系



※次世代育成支援対策行動計画は、施策全般が該当します。なお、子育て支援施策の効果的な推進には、複合的な要因に対応する必要があるため、各取り組みを総合的に推進します。

第4章

施策の展開

基本目標1 安心して教育・保育・子育て支援を受けることのできるまちの実現

基本方針1 子どもの教育・保育環境の充実

(1) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の充実

【子ども・子育て支援事業計画】

【現状と課題】

- 令和6年度現在、本市には公立幼稚園が5箇所、私立幼稚園が3箇所、公立保育所が4箇所、私立保育所が2箇所、私立認定こども園が3箇所、私立小規模保育事業所が4箇所あります（令和7年4月、私立幼稚園1箇所の幼稚園型認定こども園化を予定）。また、私立保育所2箇所、私立認定こども園3箇所にて延長保育事業を実施しています。一時預かり事業は、幼稚園型（在園児対象型）は計11箇所、その他は計5箇所を実施しています。
- 令和4年度以降は、本市内に待機児童（4月1日時点）はおらず、教育・保育事業の利用を希望するすべての子どもを受け入れることができています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、就学前児童における就労中の母親の割合は69.2%であり、平成30年度調査を12.3ポイント上回っていることから、保育サービスへのニーズの高まりがみられます。
- 小学校の授業終了後の放課後の時間に、安心・安全な居場所を提供する放課後児童室は、利用の需要増加により、令和5年度に新たに2箇所を増設しました。令和6年度現在、市内20箇所で開催しています。また、令和6年度からは、長期休業期間中（夏休みなど）のみの利用者にも対応しており、就労中の保護者の負担軽減及び子どもの安心・安全な居場所として利用しやすいものへと改善しています。
- 従来の病後児保育施設2箇所に加え、令和5年度からは病児保育も1箇所を受け入れを開始しています。令和5年度の病児保育延利用者数は952人となっており、「どうしても仕事が休めない」といった時に、保護者に代わって病気の子どもの預かり、保育や看護を行う施設として利用されています。
- このように、子育て家庭のニーズを受けて、さまざまな教育・保育事業の拡充が図られている中、提供する量とともに、幼稚園教諭・保育士等の人材確保や研修を通じた教育・保育従事者の資質向上などにより、教育・保育の質を向上させる等、提供体制を充実させ、事業を安定的に持続できる取り組みが必要です。
- その他、地域における子育て家庭のニーズに応じた、地域子ども・子育て支援事業の確実な実施が必要です。

【主な取り組み】

①幼児期の教育・保育事業の提供体制の確保

- 就学前の児童の日常的な預かりを行う教育・保育事業の計画的な供給を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園や小規模保育事業所の受け入れ体制の整備・充実に努めます。
- 多様なニーズに合わせた教育・保育サービスを提供できるよう、提供事業者との検討を進めます。

②地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

- 地域における子育て家庭からのニーズに合わせて実施する地域子ども・子育て支援事業の実施体制を充実し、保護者のニーズに合わせた預かりや子育てに関する相談支援、産後間もない保護者の心身のケアなどを提供していきます。
- 地域子ども・子育て支援事業をはじめとする子育て支援サービスの円滑な利用を図る相談支援である、利用者支援事業の実施体制の充実に努めます。

③教育・保育の質向上に関する取り組み

- 人材確保や業務の改善など、多様な面から教育・保育の質の向上に取り組めます。

■教育・保育等提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと、それに対応する確保策を記載することとされています。

区域の設定においては、地区内での教育・保育施設の利用率、通園に係る負担感、それぞれの地区の子どもの人数とその地区にある教育・保育施設の定員等のバランスを考慮する必要があります。

これらの考え方のもとで、本市では、児童人口の将来推計や第2期計画期間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用実績、ニーズ調査等から算出された需要量等を考慮した結果、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、市内全域（1区域）に設定します。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童室）については、小学校区別に放課後児童室の運営を実施しているため、小学校区を提供区域として設定します。

なお、このようにそれぞれの提供区域を定めながらも、ニーズや利用状況の変化等を勘案しながら、適切な対応を図っていきます。

本市の教育・保育提供区域 本市の地域子ども・子育て支援事業提供区域
裾野市内全域（1区域） （ただし、放課後児童健全育成事業のみ各小学校区）

■計画期間中の児童人口の推計結果

住民基本台帳の情報を用いて、計画期間中の児童人口（0～18 歳）を推計した結果は以下のとおりとなっています。

本市の児童人口については、今後も減少することが見込まれており、計画の最終年度である令和 11 年度には 6,547 人となり、令和6年度と比較して約 16%の減少が予想されます。

【計画期間中の児童人口の推計結果】

（単位：人）

	実績	推計				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	307	309	300	292	285	278
1 歳	286	306	308	299	292	285
2 歳	357	279	298	301	292	285
3 歳	356	348	272	291	294	285
4 歳	332	349	341	267	285	288
5 歳	375	321	337	329	258	275
6 歳	382	361	309	325	317	249
7 歳	386	376	356	304	320	312
8 歳	420	381	371	352	300	316
9 歳	446	415	377	366	348	296
10 歳	442	443	412	374	363	345
11 歳	435	440	441	410	372	361
12 歳	471	430	435	436	406	368
13 歳	465	473	432	437	438	408
14 歳	484	463	471	430	435	436
15 歳	477	483	462	470	429	434
16 歳	489	472	478	458	466	425
17 歳	470	489	472	478	458	466
18 歳	437	446	464	448	454	435
0～18 歳合計	7,817	7,584	7,336	7,067	6,812	6,547
0～5 歳合計	2,013	1,912	1,856	1,779	1,706	1,696
6～11 歳合計	2,511	2,416	2,266	2,131	2,020	1,879
12～18 歳合計	3,293	3,256	3,214	3,157	3,086	2,972

※各年度4月1日現在。

※人口推計については、過去 10 年間の住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）をもとに、コーホート変化率法を用いて実施。

■幼児期の教育・保育事業の提供体制の確保

第2期計画期間の教育・保育施設や地域型保育事業の利用実績、ニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえて、小学校就学前児童数の推計結果や教育・保育施設の整備状況、地域型保育事業の実施状況、地域の実情等を考慮して、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み（どのくらいニーズがあるか）」に対応できるよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保の内容（いつ、どのくらい供給するか）」を設定します。

【認定区分】

子ども・子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、児童の年齢や保育の必要性を考慮した上で以下の3区分に認定し、給付を支給する仕組みとなっています。

区分	年齢	保育の必要性	対象となる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定		あり	保育所・認定こども園 (幼稚園利用も可能)
3号認定	満3歳未満		保育所・認定こども園・地域型保育事業

【教育・保育の確保内容（施設及び事業）】

区分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業 ○小規模保育（定員6人以上19人以下） ○家庭的保育（定員5人以下） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育

※以降のページにおいて「人日」「人回」は、以下を示す。

人日：のべ利用人数　人回：のべ回数

①教育事業《1号認定・2号認定（教育）》

【事業の対象】

- ・ 保育の必要性がない満3歳以上の児童
- ・ 保育の必要性がある満3歳以上の児童のうち、幼児教育の利用希望が強いと認められる児童

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	460	430	402	378	384
1号認定	309	289	270	254	258
2号認定（教育コース）	151	141	132	124	126
【供給量】確保の内容	727	642	642	642	642
特定教育・保育施設	727	642	642	642	642
【供給量】－【需要量】	267	212	240	264	258
実施箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所

【確保の内容について】

公立幼稚園5箇所（うち、2箇所は令和8年度から認定こども園化）、私立幼稚園2箇所、私立認定こども園4箇所で受け入れを行います。令和8年度に公立幼稚園の認定こども園化に伴う定員変更による定員減少が予定されていますが、各年度の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。

②保育事業《2号認定（保育）》

【事業の対象】

保育の必要性がある満3歳以上の児童

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	513	478	447	421	427
【供給量】確保の内容	726	657	657	657	657
特定教育・保育施設	726	657	657	657	657
【供給量】－【需要量】	213	179	210	236	230
実施箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所

【確保の内容について】

公立保育所4箇所（うち、2箇所は令和8年度から認定こども園化）、私立保育所2箇所、私立認定こども園4箇所で受け入れを行います。令和8年度には公立保育所の認定こども園化に伴う定員変更による定員減少が予定されていますが、各年度の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。

③保育事業《3号認定（0～2歳児）》

【事業の対象】

保育の必要性がある0～2歳児の児童

【量の見込み及び確保の内容】

■0歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	50	49	47	46	45
【供給量】確保の内容	109	107	107	107	107
特定教育・保育施設	88	86	86	86	86
特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
【供給量】－【需要量】	59	58	60	61	62
実施箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所

■1歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	159	160	155	151	147
【供給量】確保の内容	172	164	164	164	164
特定教育・保育施設	150	142	142	142	142
特定地域型保育事業	22	22	22	22	22
【供給量】－【需要量】	13	4	9	13	17
実施箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所

■2歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	152	163	164	159	155
【供給量】確保の内容	178	172	172	172	172
特定教育・保育施設	154	148	148	148	148
特定地域型保育事業	24	24	24	24	24
【供給量】－【需要量】	26	9	8	13	17
実施箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所

【確保の内容について】

公立保育所4箇所（うち、2箇所は令和8年度から認定こども園化）、私立保育所2箇所、私立認定こども園3箇所、小規模保育事業所4箇所です。令和8年度の公立保育所の認定こども園化に伴う定員変更による定員減少が予定されていますが、各年度の0・1・2歳児いずれの量の見込みに対しても、提供体制は十分に確保されています。

（参考）計画期間中の保育利用率※

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳人口（人）	894	906	892	869	848
保育利用定員（人）	459	443	443	443	443
保育利用率（％）	51.3	48.9	49.7	51.0	52.2

※保育利用率…3歳未満の子どもの人口に占める、利用定員の割合

■地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

第2期計画期間の地域子ども・子育て支援事業の利用実績や、ニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえて、計画期間における児童数の推計結果や事業の実施状況、地域の実情等を考慮して、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を設定します。

①放課後児童健全育成事業（放課後児童室）

【事業の内容】

就労等の理由によって保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	574	550	543	539	497
1年生	181	155	163	159	125
2年生	144	161	138	145	142
3年生	130	116	131	112	118
4年生	80	79	71	85	73
5年生	28	27	29	26	29
6年生	11	12	11	12	10
【供給量】確保の内容	640	640	615	615	615
【供給量】－【需要量】	66	90	72	76	118
実施箇所数	20箇所	20箇所	19箇所	19箇所	19箇所

【確保の内容について】

市内8小学校区（20箇所）で放課後児童健全育成事業（放課後児童室）を実施します。令和9年度に富岡第一小学校と富岡第二小学校を再編（統合）することに伴い、実施箇所と定員の減少が予定されていますが、すべての小学校区において、予定の提供体制で受け入れが可能です。

放課後児童室と放課後子ども教室の連携について

国では、次代を担う子どもたちの健全な育成と、放課後に安心して過ごせる居場所の確保のために、放課後児童室（放課後児童クラブ）と、地域住民の参画により活動拠点（居場所）づくりを行う放課後子ども教室の一体的な提供体制の整備を進めることとしています。

本市においても、放課後児童室と放課後子ども教室（すそのん寺子屋）の連携により、提供する施設の有効活用等を検討します。

東小学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	163	153	148	145	135
1年生	47	39	41	40	31
2年生	45	43	37	39	39
3年生	33	38	35	30	32
4年生	26	21	25	24	21
5年生	9	9	7	10	9
6年生	3	3	3	2	3
【供給量】確保の内容	175	175	175	175	175
【供給量】－【需要量】	12	22	27	30	40

西小学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	140	137	133	130	117
1年生	47	43	45	43	34
2年生	37	42	35	37	36
3年生	32	28	32	26	28
4年生	16	18	15	18	14
5年生	5	5	5	5	4
6年生	3	1	1	1	1
【供給量】確保の内容	140	140	140	140	140
【供給量】－【需要量】	0	3	7	10	23

深良小学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	55	52	52	54	51
1年生	18	14	15	15	12
2年生	9	16	13	14	14
3年生	14	8	14	12	13
4年生	11	8	5	10	8
5年生	3	4	3	2	3
6年生	0	2	2	1	1
【供給量】確保の内容	70	70	70	70	70
【供給量】－【需要量】	15	18	18	16	19

富岡第一小学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	91	86	100	97	87
1年生	29	25	30	30	23
2年生	29	26	26	27	26
3年生	19	22	23	20	21
4年生	9	10	13	13	11
5年生	3	2	5	4	4
6年生	2	1	3	3	2
【供給量】確保の内容	100	100	100	100	100
【供給量】－【需要量】	9	14	0	3	13

※令和9年度以降の需要量は、富岡第二小学校との再編（統合）を加味した数値。

富岡第二小学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	15	16			
1年生	4	4			
2年生	2	3			
3年生	4	2			
4年生	4	4			
5年生	1	2			
6年生	0	1			
【供給量】確保の内容	25	25			
【供給量】－【需要量】	10	9			

※令和9年度に富岡第一小学校と再編（統合）。

須山小学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	23	22	24	25	24
1年生	6	5	6	5	5
2年生	3	6	5	6	5
3年生	6	3	6	5	5
4年生	2	4	2	4	4
5年生	4	1	4	2	4
6年生	2	3	1	3	1
【供給量】確保の内容	25	25	25	25	25
【供給量】－【需要量】	2	3	1	0	1

千福が丘小学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	17	16	17	19	19
1年生	8	6	6	6	5
2年生	3	6	5	5	5
3年生	1	2	4	4	4
4年生	4	1	2	4	4
5年生	1	1	0	0	1
6年生	0	0	0	0	0
【供給量】確保の内容	30	30	30	30	30
【供給量】－【需要量】	13	14	13	11	11

南小学校区

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	70	68	69	69	64
1年生	22	19	20	20	15
2年生	16	19	17	17	17
3年生	21	13	17	15	15
4年生	8	13	9	12	11
5年生	2	3	5	3	4
6年生	1	1	1	2	2
【供給量】確保の内容	75	75	75	75	75
【供給量】－【需要量】	5	7	6	6	11

②延長保育事業（時間外保育事業）

【事業の内容】

保育所等の開所時間を超えて乳幼児の保育を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	358	347	333	319	317
【供給量】確保の内容	638	638	638	638	638
【供給量】－【需要量】	280	291	305	319	321
実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

【確保の内容について】

私立保育所2箇所、私立認定こども園3箇所で実施します。量の見込みのピークである令和7年度の358人に対し、予定の提供体制で受け入れが可能です。

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の内容】

0歳から18歳未満の児童を対象に、保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	14	13	13	12	12
【供給量】確保の内容	42	42	42	42	42
【供給量】－【需要量】	28	29	29	30	30
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【確保の内容について】

市内3施設で委託により実施します。各年度の量の見込みに対し、予定の提供体制で受け入れが可能です。

④地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについて相談・情報の提供・助言・その他の援助を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	8,907	8,647	8,288	7,948	7,901
【供給量】確保の内容	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
【供給量】－【需要量】	893	1,153	1,512	1,852	1,899
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【確保の内容について】

わんぱく広場（さくら保育園敷地内）、にじいろ（御宿台こども園内）、つくしランド（富岳キッズセンターあい内）の計3箇所において、「地域子育て支援センター」として実施します。量の見込みのピークである令和7年度の8,907人回に対し、予定の提供体制で受け入れが可能です。

⑤病児・病後児保育事業

【事業の内容】

疾病にかかっている児童を家庭で保育することができない時に、看護師や保育士がいる専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	1,226	1,167	1,107	1,055	1,012
【供給量】確保の内容	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
【供給量】－【需要量】	3,094	3,153	3,213	3,265	3,308
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【確保の内容について】

病児保育は鈴木医院病児保育室りんりんで実施します。また、病後児保育は富岳キッズセンターあい、富岳南保育園の計2箇所で実施します。量の見込みのピークである令和7年度の1,226人日に対し、予定の提供体制で受け入れが可能です。

⑥一時預かり事業（預かり保育事業）

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、一時的に預かる事業。幼稚園在園児を対象にしたもの（幼稚園型（在園児対象型））とそれ以外のものがあります。

（１）幼稚園型

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	39,084	36,474	34,055	32,135	32,558
1号認定の利用	1,034	965	901	850	862
2号認定の利用	38,050	35,509	33,154	31,285	31,696
【供給量】確保の内容	39,084	36,474	34,055	32,135	32,558
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0
実施箇所数	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所

【確保の内容について】

幼稚園型（在園児対象型）は、公立幼稚園5箇所（うち、2箇所は令和8年度から認定こども園化）、私立幼稚園2箇所、私立認定こども園4箇所で行います。量の見込みとしては大きな値が出ていますが、これは2号認定の利用において、親の勤務日がすべて計上されているため、そのすべての数の確保が必要になるということではありません。

本事業において、受け入れ側に明確な定員はありませんが、それぞれのニーズが各園の定員の範囲内に収まるため、予定の提供体制で受け入れが可能です。

（２）その他（幼稚園型を除く）

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	1,887	1,832	1,756	1,684	1,674
【供給量】確保の内容	2,928	2,928	2,928	2,928	2,928
【供給量】－【需要量】	1,041	1,096	1,172	1,244	1,254
実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

【確保の内容について】

私立保育所2箇所、私立認定こども園3箇所で行います。量の見込みのピークである令和7年度の1,887人日に対し、予定の提供体制で受け入れが可能です。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とをセンターがマッチングし、さまざまな育児の手助けを行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	48	45	43	41	39
【供給量】確保の内容	100	100	100	100	100
【供給量】－【需要量】	52	55	57	59	61
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【確保の内容について】

量の見込みに対し、予定の提供体制で受け入れが可能です。

⑧利用者支援事業

【事業の内容】

子どもやその保護者が、教育・保育施設や、一時預かり、放課後児童室等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供や助言などの支援を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：箇所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	1	1	1	1	1
【供給量】確保の内容	1	1	1	1	1
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

こども家庭センター（こども家庭センター型）で実施します。

⑨妊婦健康診査事業

【事業の内容】

妊婦の保健管理の向上と費用負担の軽減を図るため、母子保健法に基づき、妊婦健康診査の助成を行うとともに、健康状態の把握や保健指導を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	4,800	4,672	4,560	4,448	4,384
【供給量】確保の内容	4,800	4,672	4,560	4,448	4,384
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

集団健診の形式ではなく、市内医療機関へと委託する形式で実施します。各々の健診の実施時期については下記のとおりです。量の見込みに対する確保の内容については、予定の提供体制により十分に確保されています。

(実施時期) 初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24～35週：2週間に1回
妊娠36週～分娩：1週間に1回

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳幼児の健康等に関する相談・助言・情報提供等を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	309	300	292	285	278
【供給量】確保の内容	309	300	292	285	278
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

対象となる乳児のいるすべての家庭に実施するため、量の見込みにある数値に限定していません。確保の内容については、予定の提供体制により十分に確保されています。

⑪養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施の確保を図る事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	23	22	21	21	20
【供給量】確保の内容	23	22	21	21	20
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

必要に応じてケアプランを作成し、対象者に対応する形式で実施します。量の見込みにある数値に限定せず、必要と判断するすべての家庭に実施します。必要と判断する家庭の把握及びその対応については、母子保健法に基づく訪問事業で対応します。

⑫子育て世帯訪問支援事業 【新規事業】

【事業の内容】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事支援等を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	70	67	65	62	60
【供給量】確保の内容	70	67	65	62	60
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

令和7年度からの新規事業です。

本事業を必要とする家庭に対し、支援プランを作成します。また、対象となる家庭への訪問を、市内の訪問介護事業所への委託を通じて実施します。

⑬児童育成支援拠点事業 【新規事業】

【事業の内容】

家庭や学校に居場所のない児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うことや、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	13	12	12	11	11
【供給量】確保の内容	13	12	12	11	11
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

令和7年度からの新規事業です。

量の見込みを満たす供給量を確保できるよう、市内の福祉事業所等での実施について検討していきます。

⑭親子関係形成支援事業 【新規事業】

【事業の内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、保護者同士の情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	7	7	6	6	6
【供給量】確保の内容	7	7	6	6	6
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

令和7年度からの新規事業です。

量の見込みを満たす供給量を確保できるよう、市内の福祉事業所等での実施について検討していきます。

⑮産後ケア事業 **【新規事業】****【事業の内容】**

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	70	67	65	62	60
【供給量】確保の内容	70	67	65	62	60
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

令和7年度から、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業です。

医療機関及び助産施設への委託により本事業を実施します。乳児家庭全戸訪問の機会において、保健師等から本事業について情報提供を行い、利用へとつなげます。

⑯妊婦等包括相談支援事業 **【新規事業】****【事業の内容】**

主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み	840	810	780	750	720
【供給量】確保の内容	840	810	780	750	720
【供給量】－【需要量】	0	0	0	0	0

【確保の内容について】

令和7年度から、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業です。

健康推進課にて、母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、8か月児を対象としたアンケートなどの機会を活用して、相談支援を行っていきます。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規事業（令和8年度から実施）】

【事業の内容】

ふだん、保育所などに通っていない家庭の満3歳未満の子どもを対象に、保育所や認定こども園等の施設で、月10時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促す事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【需要量】量の見込み		8	8	23	22
【供給量】確保の内容		8	8	23	22
【供給量】－【需要量】		0	0	0	0

※定員一人1月あたりの受入れ可能時間数＝月176時間

【確保の内容について】

令和8年度からの新規事業です。

量の見込みの確保に向けて、既存の保育所・認定こども園等での実施を検討していきます。

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、幼稚園・保育所・認定こども園等に保護者が支払うべき費用等の実費負担の部分に対して、助成を行う事業

【提供体制】

社会的な支援の必要性が高い子ども及び子育て家庭（低所得世帯）を支援するため、支援すべき対象となる家庭を把握し、適切な支援を実施します。

⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の内容】

幼稚園・保育所・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する取り組みや、教育・保育施設の設置や運営において多様な事業者の能力の活用を促進するための事業

【提供体制】

近年の想定以上の少子化等により、既存の民間事業者以外の新規施設整備は、原則想定していませんが、「裾野市幼児施設整備基本構想」等の関連計画及び本市の再編整備の進捗等と整合を取りながら、検討を進めます。また、特別な支援が必要な子どもの受け入れについては、民間事業者の意向を踏まえながら進めます。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業の内容】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能の強化に向けて、調整機関の職員やネットワークの構成員（関係機関）の専門性を高めることや、連携の強化を図る事業

【提供体制】

子どもを虐待等から守るため、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を構成する各主体の専門性の向上及び連携の強化を図るとともに、児童虐待の防止につながる支援に関する情報の周知を図ります。

■教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保に関する事項

①認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等に対し、柔軟に子どもを受け入れることが可能な施設です。

本市には、令和6年4月時点で認定こども園3園が所在しています（令和7年4月からは4園を予定）。本市の幼児施設整備基本構想等では、認定こども園化の推進を方針として掲げており、今後、認定こども園の普及に向けた検討を進めるとともに、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所等の既存施設があった際には、移行に向けた情報提供や相談対応等を行うこととします。

②教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の役割及び推進方策

平成27年度より施行されている「子ども・子育て支援新制度」においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業に従事する者全体のさらなる質の向上を図ることが必要となります。

また、社会的支援を必要とする子どもの増加等を受けて、こうした子どもが円滑に教育・保育を利用できる体制を整備することが同時に求められています。

本市においても、幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業で質の高い教育・保育を提供することができるよう、人材の確保・育成に努めます。

③教育・保育施設と地域型保育事業の役割及び連携の促進

幼稚園・保育所・認定こども園は、地域の子ども・子育て支援の中核を担う施設であり、それらを補完する役割を担うのが、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等の地域型保育事業です。現在、本市では、小規模保育事業所4箇所が開設されており、これらの施設でも0～2歳児の保育を実施しています。

今後も、幼稚園・保育所・認定こども園と地域型保育事業所が相互に連携を図り、それぞれの施設でサービスの質に差が生じないように、適切な教育・保育の提供体制の構築に努めます。

④幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携の促進

幼稚園・保育所・認定こども園での生活が小学校入学後の学習の基礎の構築につながることを勘案して、教育・保育の内容の充実を図ります。

また、社会的支援が必要となる子どもの進学等の事案において、小学校へと円滑な進学がなされるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携に努めます。

■子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月 1 日より実施されている幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付制度」が創設されました。この制度によって、新制度未移行幼稚園の保育料、認可外保育施設等の利用料、幼稚園や保育所等での一時預かり事業の利用料、子育て援助活動支援事業の利用料等が給付の対象となっています。

これらを受けて、本市では、子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費の請求及び利用申請については、保護者の利便性や、過誤のある請求及び支払いの防止等を考慮して、それぞれの利用施設に対してとりまとめを依頼するとともに、施設等利用費の適正かつ公正な支給の確保について、必要に応じて静岡県とも連携しながら引き続き対応していきます。

■教育・保育の質向上に関する取り組み

本市の教育・保育事業の質の向上を図るため、以下の取り組みを重点的に推進していきます。

①教育・保育を担う人材の確保・育成

- 幼稚園教諭及び保育士の不足によって待機児童を出さないよう、幼稚園教諭及び保育士の確保に努めるとともに、教育・保育施設等利用者のニーズに応じた適正配置に努めます。
- よりよい教育・保育環境の形成を図るため、幼稚園教諭及び保育士に対して実施する研修内容の充実に努めます。また、幼稚園教諭及び保育士の交流研修を実施することで、相互に協力する体制の構築を図ります。

②教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業に関する相談体制の整備

- こども家庭センター（すこっぷ）にて、市内の幼稚園・保育所・認定こども園等や地域子ども・子育て支援事業についての情報提供・助言を通じて、子育て家庭を適切かつ円滑なサービス利用につなげます。
- 令和6年度から設置している「外部相談窓口」について、継続設置に努めます。

③ICT化の推進

- 教育・保育現場における職員の負担軽減や保護者の利便性向上を図るため、ICTを活用した園業務の効率化等を推進します。

基本目標2 子ども・若者を育てる保護者を支えるまちの実現

基本方針2 子育て家庭の健康づくりへの支援

(1) 安心な妊娠・出産への支援の充実

【現状と課題】

- 少子化の進行や晩婚化・晩産化、核家族化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、妊娠・出産期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな悩みなどに円滑に対応し、保健師等が専門的な見地から相談支援を行うなど、切れ目のない支援体制の構築と支援の提供が求められています。
- 出生数の減少に伴い、妊婦健康診査及び妊婦歯科疾患検診の受診券交付者数・延受診者数とともに減少傾向にあります。
- 乳幼児健康相談やパパママスクールは予約制で実施しており、出産や子育てに対する不安の解消に向けた相談支援や体験の場を提供しています。妊娠・出産期から安心して過ごせるよう、利用・参加促進を図ることが必要となっています。
- 出生数は減少していますが、心身のケアを必要とする妊産婦や、相談相手がおらず子育ての開始に不安を抱えている妊産婦が増加しています。新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた産後ケア事業や、妊婦等包括相談支援事業による、妊産婦への支援の充実が求められています。

【主な取り組み】

①妊婦健康診査の実施

- 母親が妊娠期を健やかに過ごすとともに、安心・安全な出産につなげられるよう、医療機関等において行われる妊婦健康診査について、最大16回の助成を行います。
- 確実な受診につながるよう、費用助成について広く周知し、受診勧奨を行います。

②母子保健指導の充実

- 妊娠中から必要に応じて、電話による聞き取りや家庭訪問、来所による相談等への対応を行います。
- 妊産婦の育児に関する不安や乳児の発育・発達等に関する相談に、保健師や助産師、栄養士、歯科衛生士等の専門職が応じ、親子の心身の状態や養育環境についての把握・助言等を行います。また、支援が必要と判断されるケースについては、適切なサービスへのつなぎを図ります。

③出産や子育てに向けた教室の実施

- 初妊婦とその家族を対象に、沐浴実習等の、妊娠・出産・育児に関する講話や実習を行います。
- 初妊婦とその家族にとって、子育てを開始する前に習得したい内容を多く扱っているため、各種講座・教室の実施内容について周知し、参加率の増加を図ります。
- 家庭における教育力の向上を支援するため、小学校の入学説明会等の機会において、家庭教育支援員による講座を行います。

④不妊・不育症治療に関する支援

- 子どもを持つことを望む夫婦の希望が叶えられるよう、不妊・不育症治療費補助金交付事業により、不妊治療・不育症治療に係る費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、必要に応じて、本市における補助の範囲について検討していきます。
- 子どもを授からないことに対する不安に関する相談等に対応し、精神面のケアに努めます。

⑤妊産婦へのケアの推進

- 安心して妊娠・出産が迎えられるように、産後ケア事業や妊婦等包括相談支援事業の充実を図ります。

(2) 母子の健康づくりの推進

【現状と課題】

- 子どもの健康を守り病気等を防ぐため、医療機関との連携を図り、各種健康診査や定期予防接種などを実施しています。また、子どもの急病時の医療体制の保持も重要です。
- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に乳児家庭全戸訪問を実施しており、養育支援が必要な家庭を把握しています。引き続き、早期支援・早期把握を図る体制の充実が必要です。
- 乳幼児健康診査は、乳幼児の健全な発育・発達を図る上で必要不可欠なものです。疾病や障がい等の早期治療・早期療育につながることから、今後も確実な受診に向けた事業の周知と受診勧奨を図ることが重要です。
- 子どもの生活実態に関するアンケート調査によると、保護者が子育て支援環境の充実のために望む支援策の第1位は「児童手当、こども医療費助成制度、税制度での優遇などの経済支援」となっています。そして、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」も上位に挙がっています。子どもが病気になっても安心して生活を送ることができるよう、医療体制の整備のみならず、費用面での負担軽減等についてもニーズが高まっています。

【主な取り組み】

①乳児家庭全戸訪問の実施

- 乳児の適切な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等の専門職が訪問し、相談支援や育児に関する助言、情報提供等を行います。
- 保護者が乳児を育てる上で必要となる知識・手技を身につけることができるよう、十分な情報提供に努めます。また、子育てに関するサービスや相談先について周知し、子育て家庭の孤立防止を図ります。

②各種健康診査等の実施

- 乳幼児健康診査（1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児）の実施を通じて、乳幼児の健康な発育・発達を図ります。また、疾病や異常が見つかった子どもについては、関係機関と連携しながら、早期治療・早期療育に努めます。
- 健康診査の機会において、栄養指導や歯科保健指導等を実施し、子どもの健康的な生活習慣の実践・定着を図るとともに、保護者の育児に関する不安の軽減に努めます。
- 保護者に対し、妊産婦健康診査を実施し、母親の子育てへの気持ちや体調の変化の把握に努めます。また、家族の協力のもと、早期の受診や支援サービスへのつながりを作り、産後ケアの充実に努めます。
- 子どもの歯と口腔の健康の確保を図るため、2歳になる対象児にフッ素塗布券を配布し、医療機関でフッ素塗布を各自で受診できるように、2歳児フッ素塗布事業を実施します。

③各種健康相談の実施

- 子どもの発育・発達の確認と育児不安の軽減を図るため、個人のニーズに合った乳幼児健康相談を実施します。
- 子どもの発達に関する相談支援を心理士が行う心理相談、助産師・保健師による授乳に関する相談支援を行う「すくすく授乳相談」、妊娠期の食事や離乳食の栄養等に関する相談支援を行う「母子食事健康相談」、子どもの歯と口腔の健康づくりに関する「歯や口の健康相談」等、子どもの健康づくりに向けた多様な相談支援を実施します。
- 各種健康相談を実施するにあたって、関係機関との連携強化を図ります。

④育児教室の実施

- 乳児の健やかな成長を図るため、6か月児育児教室を開催し、子どもへの望ましい関わり方や月齢・年齢に応じた離乳食等について指導します。

⑤地域の子育て支援体制の整備

- 子育て支援課、幼稚園・保育園課、健康推進課、総合福祉課、生涯学習課、学校教育課をはじめとする、子ども及び子育て家庭に関わる庁内関係部署について、定期的な会議の開催による連携強化を図ります。

⑥小児医療提供体制の充実

- 子どもが必要とする医療を受けることができるよう、乳幼児医療費助成事業・こども医療費助成事業による子育て家庭の医療費負担の軽減を図ります。
- 子どもの急病等にも対応できるよう、夜間・休日に救急対応を行う医療機関への経済的な補助を通じて、夜間・休日等の診療にも対応可能な小児医療体制の整備に努めます。
- 小児医療や出産に関する相談に小児科医・産婦人科医・助産師等の医療従事者がオンラインで対応する「産婦人科・小児科オンライン医療相談」を実施します。
- 新生児訪問や乳児家庭全戸訪問、各種健康相談等の機会を通じて、かかりつけ医を持つことの重要性や市内の小児医療体制、望ましい医療機関のかかり方について周知します。
- 子どもの急病やけがの際に看護師や小児科医から助言を受けられる「静岡こども救急電話相談（＃８０００）」などについて周知します。

基本方針3 仕事と家庭生活の両立支援

(1) 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための環境づくりの推進

【現状と課題】

- ワーク・ライフ・バランスとは、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。仕事と子育ての両立支援としては、従来からの保育所、認定こども園等における保育事業、放課後児童健全育成事業等の充実の他に、子育て家庭に配慮した就労環境の改善が求められています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、就学前児童における就労中の母親の割合は69.2%であり、平成30年度調査の56.9%を大きく上回っています。以前にも増して、仕事と家庭生活の両立支援という視点が重要であることがうかがえ、今後も支援ニーズの高まりが予想されます。
- また、同調査では、就学前児童の母親が育児休業を取得しなかった理由は、「子育てや家事に専念するために退職した」（35.7%）が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（16.1%）となっています。子育てを理由とする退職を望まない場合には、育児休業の制度が整っている環境、さらには取得しやすい環境が必要であることから、事業所等に対する関係法制度の周知や、子育てを行う従業員への支援の促進が求められています。
- 子育て家庭を支援するサービスの一つであるファミリー・サポート・センターは、他の子育て支援事業に比べて認知度も利用経験も少ない傾向にあり、周知と実施体制充実による利用促進が必要となっています。

【主な取り組み】

①関係法制度等の広報・啓発

- 国や県、関係機関等と連携しながら、登録事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの実現や育児休業に関係する法制度について、メールの配信によって周知し、子育てをしている従業員への支援を図ります。
- 広報紙やホームページへの掲載、国啓発チラシの配架等による情報発信を行います。
- 各種資金融資制度について情報提供を行います。

②再就職・再雇用への支援

- 出産や子育てなどの理由によって退職し、再就職・再雇用を希望している女性に対し、就業機会の提供及び就業条件の向上を図るため、沼津公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携した就業支援を行います。
- 出産や子育てなどの理由によって退職し、再就職・再雇用を希望している女性等に対し、自宅での勤務が可能な内職のあっせんを行います。
- 創業・起業等を希望する人の仕事と家庭生活の調和を図るため、市商工会等と連携しながら、創業支援相談窓口やセミナーの開催等による創業支援を行います。
- 中途採用を含む求職者と事業者とのマッチング事業を行います。
- 女性の就業支援をより効果的に実施できるよう、沼津公共職業安定所（ハローワーク）が実施している「沼津地域子育て女性等の就職支援協議会」に市職員が出席し、支援内容の向上を図ります。

③保育サービス、放課後児童室、ファミリー・サポート・センターの充実

- 共働きの子育て家庭の増加や保護者の就労形態の多様化に対応し、必要とされる子どもの預かりが可能となるよう、延長保育や休日保育、病児保育等の多様な保育体制を整備するとともに、小学生児童の預かりを行う放課後児童室の受け入れ体制の充実に努めます。
- 住民同士で子どもの一時的な預かりや送迎等を行うファミリー・サポート・センターについて、支援を提供する会員の増加に向けて講習会を開催します。また、子育て家庭への事業内容の周知により利用促進を図ります。

(2) 男女が共に参画・参加する子育ての推進

【現状と課題】

- 意識や価値観の多様化が進んでおり、さまざまな人たちの思いに応えていくことが、子育て支援を進める上で重要になっています。
- 女性の社会進出が進むにつれ、出産後も共働きを続ける選択をする家庭が増えています。令和2年の本市の女性の年齢別就業率をみると、結婚・出産・子育てにあたる年代とされる25～39歳においても低下することなく、7割前後を維持しています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、就学前児童保護者における育児休業取得率は、母親が50.9%であるのに対し、父親は22.8%となっています。父親が積極的に子育てに関わり、母親が抱える不安感や負担感を軽減することが重要であることから、父親の育児休業取得率向上に向けた施策の充実が必要です。

【主な取り組み】

①男女共同参画意識の啓発

- 男女が自らの意思により、社会のあらゆる分野において共同参画が図られるよう、「裾野市男女共同参画プラン（はじめのいっぽⅣ）」の方向性に基づいた啓発を推進します。

②男女共同参画推進のための講座開催

- 男女共同参画に関する講座を開催するとともに、多様な広報活動を展開し、男女共同参画意識の定着を図ります。
- 子どもの頃から男女共同参画意識を持ち、性別に関わらず自身の希望するキャリアを形成していくことができるよう、小中学生を対象とした職業講話を実施します。

基本方針4 子育て家庭への相談支援・情報提供体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域コミュニティの中で子育ての知恵や経験を共有することが難しくなっています。周囲に子育ての手助けを求めにくいことから、地域で孤立するケースがあります。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、約1割弱の保護者が子育てについて気軽に相談できる人（場所）が「いない／ない」と回答しています。子育てに関する困りごとを誰にも相談できないという状況に陥らないよう、相談窓口の周知の他、気軽に利用できるような取り組みが必要です。
- 家庭児童相談室には、子育てや家庭に関するあらゆる相談が年間3,000件以上寄せられています。子育て家庭が抱える課題の解決に向け、関係機関と連携することで、専門的な支援の強化が求められます。
- 本市では、妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に切れ目のない相談・支援を行うため、令和6年4月に福祉保健会館内にこども家庭センター（愛称：すこっぴ）を開設しています。総合的な相談窓口の運営により、保健師・助産師・家庭相談員等による専門的な支援へのつながりの強化を図っています。

【主な取り組み】

①育児相談事業の実施（各種窓口での相談対応）

- 子育て全般に関する悩み・不安や幼稚園・保育所・認定こども園等の利用、児童福祉に関する相談について、子育て支援課や幼稚園・保育園課、総合福祉課、健康推進課等の担当部署の窓口にて対応します。

②家庭児童相談室の運営

- 子どもの心身の発達や育児に関する内容、養育環境に関する内容、子どもの学校生活に関する内容、虐待やDV、ひとり親等の家庭に関する内容等、子育てに関する多岐にわたる相談に、家庭相談員が面接や電話で対応します。
- 受けた相談内容に応じて、児童相談所等の関係機関と連携した専門的な支援を図ります。

③こども家庭センター（すこっぴ）の運営

- 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行うため、妊産婦や乳幼児に関する相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能と、子育て家庭に関する相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持つ総合相談支援拠点「こども家庭センター（すこっぴ）」を福祉保健会館に設置し、子育てに関するさまざまな相談への対応や関係機関との連絡調整を行います。

④重層的支援体制の整備

- 子育て家庭が抱える複雑化・複合化した生活課題に対し、段階的かつ包括的な支援を行うため、相談支援・参加支援・地域づくりのための支援を一体的に提供する重層的支援体制の整備に向けた検討を進めます。
- 行政における関係部署同士の連携による支援を図るだけでなく、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどによる地域の保護者による相互支援や、児童相談所や医療機関、教育機関等の専門的な支援を行う関係機関とその他機関連携型支援を実施する体制の拡充に努めます。

⑤各種健康相談の実施【再掲】

- 子どもの発育・発達の確認と育児不安の軽減を図るため、個人のニーズに合った乳幼児健康相談を実施します。
- 子どもの発達に関する相談支援を心理士が行う心理相談、助産師・保健師による授乳に関する相談支援を行う「すくすく授乳相談」、妊娠期の食事や離乳食の栄養等に関する相談支援を行う「母子食事健康相談」、子どもの歯と口腔の健康づくりに関する「歯や口の健康相談」等、子どもの健康づくりに向けた多様な相談支援を実施します。
- 各種健康相談を実施するにあたって、関係機関との連携強化を図ります。

（２）情報提供体制の充実

【現状と課題】

- 子育てに関するさまざまな悩みや問題を抱えている家庭に対して、子育てに関する情報提供の充実は重要な課題となっています。必要な時にほしい情報が得られるよう、わかりやすい情報提供が必要です。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、特に就学前児童の保護者において、SNSやインターネットを利用して子育て支援に関する情報を収集している割合が高いことがわかります。SNSやインターネットは、容易に情報を得られる手段としても有効なことから、情報発信の方法や内容の充実等を検討していく必要があります。

【主な取り組み】

①各種窓口における情報提供

- こども家庭センター（すこっぷ）にて、市内の幼稚園・保育所・認定こども園等や地域子ども・子育て支援事業についての情報提供・助言を通じて、子育て家庭を適切かつ円滑なサービス利用につなげます。【再掲】
- 市内の子育てに関する情報やサービスについての情報をホームページや広報紙、SNS等を通じて広く発信し、積極的な活用促進を図ります。
- 子育てに関する相談を行うことのできる拠点や悩みを抱えた子どもを受け入れる相談窓口、子ども及び子育て家庭が気軽に利用することのできる居場所・施設等をまとめた「学び場&居場所まっぷ」の作成・配布を通じて、各サービスの利用促進を図ります。

②子育てに関するアプリの運用・利用促進

- 子育て支援に関する情報の配信や健診・事業等の利用予約機能、子どもの成長を記録する機能等を有する子育て世帯向け情報配信サービスを運用し、子育て家庭が手軽に情報を入手できる環境づくりに努めます。
- 上記のサービスについて、関係部署の相談窓口や妊娠届・出生届提出時、各種事業の実施時等において広く周知し、利用促進を図ります。

③市内企業等と連携した情報発信の実施

- 市内に所在する企業及び多数の市民が勤務している市外の企業との連携により、市民に本市の子育て支援に関する情報を提供する体制づくりを図ります。

(3) 家庭における子育てや教育への支援

【現状と課題】

- 子どもが質の高い教育を受け、確かな学力を身につけられるようにするには、学校教育だけでなく、家庭や地域において幼少期から継続した教育を行うことが必要です。そして、行政には、家庭や地域における教育の実践を支える取り組みが求められています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、子育てにおいて悩んでいることとして、就学前児童の保護者において「遊ばせ方やしつけに関すること」が、小学生の保護者においては「子どもの教育・学校に関すること」がそれぞれ最も多くなっており、家庭での子育てや教育に悩みや不安を抱く保護者の多さがうかがえる結果となっています。
- 本市では、出産を迎える上で必要な知識を身につけるための教室や、家庭において乳幼児が健康的な生活習慣を身につけるための育児教室等を実施しています。これらの取り組みを継続して、家庭における子育ての始まりをサポートしていくとともに、保護者からのニーズを踏まえながら、実施内容について検討していく必要があります。

【主な取り組み】

①出産や子育てに向けた教室の実施【再掲】

- 初妊婦とその家族を対象に、沐浴実習等の、妊娠・出産・育児に関する講話や実習を行います。
- 初妊婦とその家族にとって、子育てを開始する前に習得したい内容を多く扱っているため、各種講座・教室の実施内容について周知し、参加率の増加を図ります。
- 家庭における教育力の向上を支援するため、小学校の入学説明会等の機会において、家庭教育支援員による講座を行います。

②育児教室の実施【再掲】

- 乳児の健やかな成長を図るため、6か月児育児教室を開催し、子どもへの望ましい関わり方や月齢・年齢に応じた離乳食等について指導します。

③障がいや疾病のある子どもと親への支援及び障がいへの理解の促進

- 健康推進課、幼稚園・保育園課、子育て支援課（家庭児童相談室）、総合福祉課等の庁内関係部署と療育施設や医療機関等の関係機関との連携を強化し、相談・支援等の事後指導体制の充実に努めます。
- 子育てママのリフレッシュ会を開催し、障がいのある子どもの保護者同士の交流・情報交換を促進するとともに、障がいのある子どもを育てることに対する不安の軽減を図ります。
- 発達の遅れがみられる子どもとその保護者を対象に、子どもの発達を促すとともによりよい親子関係を築くことを目的とした健診事後教室「親子にここに教室」を実施します。
- 地域における児童発達支援の中核となる児童発達支援センターと連携し、障がいのある子どもやその家族への援助・助言を行います。
- 障害者週間（12月3日～9日）においてイベント等を実施し、市民全体に向けて障がいに関する理解の促進を図ります。

基本目標3 子ども・若者が、のびのび成長できるまちの実現

基本方針5 きめ細かな取り組みを必要とする子ども及び子育て家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

- 児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもの生命に関わる問題であって、その根絶を図らなければなりません。
- 本市の虐待に関する相談対応件数は、令和5年度は 1,113 件と増加傾向にあり、全国的にも同様の傾向がみられます。また、要保護児童等相談・通告件数は、年間平均 30 件程度で、心理的虐待・身体的虐待が大半を占めています。
- このような状況下において、社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、市民に対する啓発活動を推進し、児童虐待に関する理解を深める活動が必要となっています。
- また、庁内や関係機関の連携強化に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会への情報集約を強化し、把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、状況に応じて必要とする個別支援を行うことが必要です。

【主な取り組み】

①育児不安解消・虐待防止に向けた妊娠期からの継続した相談・支援体制の整備

- 母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査の実施時において、生活背景や養育状況の把握を行い、支援が必要と認められる保護者に対する相談・助言、適切な支援へのつなぎを図ることで、児童虐待のリスクの早期発見と予防のための継続支援に努めます。
- 児童福祉に関する総合相談窓口であるこども家庭センター（すこっぴ）にて、虐待予防に向けた支援を必要とする家庭を対象としたサポートプランを作成し、個別ケースに応じた支援を提供していきます。
- 福祉・保健・医療・教育・法律等の関係機関による連携合同会議を開催し、研修・事例検討等を通じた支援体制の構築を図ります。

②保護者に対する相談・助言体制の充実

- 幼稚園・保育所・認定こども園等及び小中学校への訪問等を通して、養育環境に課題があるとみられる児童・生徒の実態把握と情報共有に努めます。

③児童虐待防止に向けた啓発

- 児童虐待防止に向けた啓発を図るため、児童虐待防止月間（11月）において、虐待防止に向けたキャンペーンを実施し、虐待に関する課題について市民全体に広く周知します。
- 虐待防止をテーマにした講演会を開催し、虐待防止の重要性に対する理解促進を図ります。
- 性教育を通して、性被害予防や児童虐待予防の啓発を図るため、小中学校にて講座を実施します。

④児童虐待防止対策の推進（要保護児童対策地域協議会）

- 児童虐待等の子どもが危害を加えられる事案が発生した際は、福祉・保健・医療・教育・法律、警察等の関係機関によって構成される要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議）において、個別ケースに応じた支援内容の検討を行い、被害に遭った子どもの保護と適切な支援を図ります。
- 要保護児童を取り巻く課題が複雑化している現状を踏まえて、計画的かつ継続的な支援を図るため、関係機関間の密な情報共有と連携強化を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会の構成機関等を対象とした、虐待への対応や事例研修、関連法制度等に関する実務者研修・講演会等を実施するとともに、より効果的な支援に向けて実施内容の充実に努めます。

（２）障がい児施策の充実

【現状と課題】

- 発達障がいのある、また発達に特性のみられる子どもが全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向がみられます。それに伴い、本市では児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児福祉サービスの利用件数が近年増加傾向にあります。ニーズの高まりを踏まえた実施体制を整備することが求められています。
- 発達障がいのある、また発達に特性のみられる子どもへの支援においては、発達の課題を早期に発見し、素早く療育につなげることが何よりも重要です。乳幼児健康診査等の機会や幼稚園・保育所・認定こども園等や学校で過ごす様子等から、支援を必要とする子どもを適切に把握することが求められます。
- 集団生活への適応が可能な障がいのある子どもの受け入れを、市内の保育施設及び放課後児童室にて実施しています。障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、加配保育士の配置や障がい児福祉サービス提供事業所との連携強化を推進し、受け入れ環境の向上を図ることが必要です。

【主な取り組み】

①早期発見・早期療育の推進

- 乳幼児健康診査の機会においてスクリーニングを実施し、発達の遅れがある場合、心理士による心理相談を実施したり、未就園児には発達を促すための健診事後教室「親子にこここ教室」への参加を促し、早期発見と早期療育へつなぎます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等に就園した場合は、関係各課が連携し、定期的な園訪問によって対象児童の早期発見を図ります。

②障がい児保育の充実

- 集団生活が可能な障がいのある児童の保育施設等での受け入れを推進します。
- 保育施設等において、療育等の必要があるとみられる児童を早期発見・早期療育につなげる体制を整備するとともに、障がいのある児童がその能力・特性を発揮・伸長していくことのできる環境づくりを図ります。
- 障がいのある児童の保育施設等の利用を支援するため、保育所等訪問支援事業やライフサポート事業（療育教室）、障がいのある子どもの相談支援事業等を実施します。

③放課後児童室での障がいのある子どもの受け入れ

- 専門的な知識を有した支援員を放課後児童室に配置し、障がいのある子どもの受け入れを行います。また、支援員の確保と適切な配置に努めます。
- 支援員を担う人材への研修等を充実させ、専門性の向上と障がいのある子どもへの適切な支援を図ります。

④放課後等デイサービスの推進

- 障がいのある子どもの健全育成及び保護者の養育負担の軽減を図るため、生活能力向上に向けた訓練を行う放課後等デイサービスを実施します。また、利用ニーズが拡大していることを踏まえて、近隣市町の事業所とも連携し、受け入れ体制の充実を図ります。
- 本市の子どもが利用している放課後等デイサービス事業所の連絡会を定期的を開催し、事業を利用している子どもの状況把握と効果的な支援策の検討に努めます。

⑤障がいのある子どもに対する在宅サービス等の充実

- ホームヘルプサービスや短期入所、児童発達支援等の在宅の障がいのある子どもが利用する各種サービスの充実に努めます。

⑥障がいや疾病のある子どもと親への支援及び障がいへの理解の促進【再掲】

- 健康推進課、幼稚園・保育園課、子育て支援課（家庭児童相談室）、総合福祉課等の庁内関係部署と療育施設や医療機関等の関係機関との連携を強化し、相談・支援等の事後指導体制の充実に努めます。
- 子育てママのリフレッシュ会を開催し、障がいのある子どもの保護者同士の交流・情報交換を促進するとともに、障がいのある子どもを育てることに対する不安の軽減を図ります。
- 発達の遅れがみられる子どもとその保護者を対象に、子どもの発達を促すとともによりよい親子関係を築くことを目的とした健診事後教室「親子にここに教室」を実施します。
- 地域における児童発達支援の中核となる児童発達支援センターと連携し、障がいのある子どもやその家族への援助・助言を行います。
- 障害者週間（12月3日～9日）においてイベント等を実施し、市民全体に向けて障がいに関する理解の促進を図ります。

⑦市就学支援委員会の実施

- 医療関係者や教職員、巡回相談員、行政等で構成される市就学支援委員会による検討・判断を通じて、障がいのある園児・児童・生徒の実態把握と適切かつ円滑な就学支援を行います。
- 就学支援の実施にあたっては、保護者とのきめ細かな関係構築を図るとともに、円滑な就学に向けて、幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校・特別支援学校の連携強化を図ります。
- 支援の対象者が増加している現状において、一人ひとりについての審議を慎重かつ効率的に行うため、個別資料の精査を通じて対象者の状況把握を行うとともに、就学支援委員会を開催する時間の確保や委員会への心理士や言語聴覚士等の新たな専門職の参加についても検討していきます。

⑧特別支援教育研究の促進

- 発達障がい的一种であるADHD（注意欠陥多動性障害）やASD（自閉症スペクトラム障害）、DCD（発達性協調運動障害）のある児童に対する特別支援教育への理解促進を図ります。
- 巡回相談員が幼稚園・保育所・認定こども園等を訪問し、発達障がい等のある児童の教育・保育に関する指導を行うとともに、個別ケースに応じた教育相談に対応します。
- 特別支援教育の充実を図るため、医師や福祉・保健担当者、家庭相談員、特別支援教育巡回指導員等からなる専門家チームと特別支援教育コーディネーターによるネットワーク会議での協議・検討を行います。
- 幼稚園・保育所・認定こども園において、児童の発達の状況を評価するシート「TASP」による現状把握を実施し、支援を必要とする児童の早期療育を図るとともに、結果を活用した集計・分析を行い、効果的な支援策について検討していきます。
- 支援を必要とする児童に関する個別の教育支援計画を作成し、進学時に活用していきます。

⑨特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給

- 障がいのある子どもを育てる家庭への経済的支援を図るため、重度・中度の障がいのある20歳未満の子どもを保護者を対象に、特別児童扶養手当を支給します。
- 障がいのある子どもを育てる家庭への経済的支援を図るため、常時特別な介護を必要とする児童に対し、障害児福祉手当を支給します。

⑩医療的ケア児への支援体制の確保

- 関係機関による医療的ケア児支援のための協議の場を引き続き設置します。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターを引き続き確保します。

(3) ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

- 子育てと生計の担い手という二つの役割を保護者が一人で担うひとり親家庭は、生活・経済的環境等を背景に、養育や子どもの教育・進学等にさまざまな困難を抱えることが多くなっています。
- ひとり親世帯における高い貧困率は大きな懸念事項であり、厚生労働省が発表した「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%に達し、ひとり親世帯の子どものうち約2人に1人が貧困に直面していることが示されています。
- 国勢調査によると、本市のひとり親世帯数は、令和2年時点で284世帯（母子世帯が245世帯・父子世帯が39世帯）となっており、増加傾向にあることがわかっています。
- 子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果を家族類型別でみると、ひとり親世帯において、家の事情で学校に行けない日がある子どもの割合や、将来の教育資金の目処がつかない保護者の割合等が、両親世帯に比べ多くなっています。
- また、「子どもとのだんらんや話し合いの時間が持てない」という悩みを持つひとり親世帯の保護者は約2割で、両親世帯より多くなっています。そして、自宅や学校（授業）以外に「ここに居たい」と感じる場所がある子どもの割合は、ひとり親世帯が両親世帯よりも多くなっています。こうしたことから、家庭内でだんらんや話し合いの時間が持てない子どもが自宅以外に居場所を求めているのではないかと考えられます。
- 以上を踏まえて、ひとり親家庭の子どもへの影響に配慮した施策の充実や、従来からの経済的な負担軽減の他、親の経済的自立に向けた相談支援等を図っていくことも重要です。

【主な取り組み】

①ひとり親家庭等に対する経済的な支援体制の充実

- ひとり親家庭等に対し、医療費助成や児童扶養手当の支給を行い、経済的な負担軽減を図ります。また、必要とする家庭の利用につながるよう、広報紙や市ホームページを活用した周知に努めます。
- ひとり親家庭を対象とした低利な貸付金である母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の活用を促進します。
- ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、保護者が就職に役立つ技能や資格の取得のための各種講座の受講や、各種学校などの養成機関への通学に係る費用の一部を支給する母子家庭等自立支援給付金事業を実施します。

②ひとり親家庭等に対する相談体制・情報提供の充実

- 窓口での相談や電話、各種事業等を通じてひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図り、助言・指導を行うとともに、家庭の状況に応じてファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業、各種給付事業等の必要な支援についての情報提供を行います。
- ひとり親家庭に対する相談支援にあたって、庁内関係部署等の連携強化を図ります。また、県が実施する相談支援事業に関する情報提供を通じて、ひとり親家庭へのより手厚い支援を図ります。
- こども家庭センター（すこっぴ）において、子ども全体に対して体験や学習支援の場を設置し、ひとり親家庭等支援を必要とする子どもたちが気軽に利用できるよう支援します。

(4) 子どもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 近年、少子化や地域のつながりの希薄化により、子どもが遊び、学び合う機会が少なくなってきました。地縁や血縁による子育てのサポートも弱まり、家庭内での子育ての孤立化が懸念されています。また、できる遊びが制限されている公園が増え、放課後に自由に過ごせる居場所が減ってきています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、裾野市が子育てしやすいまちだと思わない保護者の約9割が、その理由に「公園など子どもの遊び場が少ない」を挙げています。また、日常の子育てを楽しく安心して行うためには、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」のニーズが最も大きかったことから、子どもの遊び場をはじめとした居場所づくりの重要性がうかがえます。
- 共働き家庭の増加により、放課後や休日に一人で過ごす子どもが増えています。安全で安心できる場所がなければ、孤独感や不安を感じ、非行やトラブルに巻き込まれるリスクが懸念されることから、地域で連帯して子どもの居場所づくりを行うことが大切です。
- 関係団体調査によると、学び場・居場所づくりの活動を行う団体のうち半数が、日頃支援を行う中で、「マンパワー」と「活動に係る費用」が不足していると回答しています。各団体が地域で安定的に活動が継続できるよう、支援方法についても検討していく必要があります。
- 子どもの意見聴取の結果から、「勉強できる場所」や「公園」が多く求められています。
- 小学校の授業終了後の放課後の時間に、安心・安全な居場所を提供する放課後児童室は、利用の需要増加により、令和5年度に新たに2箇所を増設しました。令和6年度現在、市内20箇所で運営しています。また、令和6年度からは、長期休業期間中（夏休みなど）のみの利用者にも対応しており、就労中の保護者の負担軽減及び子どもの安心・安全な居場所として利用しやすいものへと改善しています。【再掲】
- 地域住民と学校が連携・協働しながら安心・安全な居場所を確保し、放課後学習支援を行っています。

【主な取り組み】

①放課後児童室の運営

- 就労等の理由により、放課後に帰宅しても家庭に保護者がいない小学生を、放課後児童室で預かり、子ども同士の遊びや学習の機会を提供します。
- 放課後児童室の利用ニーズの高まりに応えられるよう、必要に応じて定員の調整を図ります。
- 土曜日及び夏休み・冬休み・春休みにおいても受け入れを実施し、子育て家庭のあり方の多様化に対応するとともに、子どもが安心して過ごせる場を提供していきます。

②放課後子ども教室「すそのん寺子屋」の実施

- 放課後において、コーディネーターや学習支援員を担う地域住民と学校が連携・協働しながら、学校の空き教室等を活用して子どもたちの学習や体験交流を行う安心・安全な居場所を提供する放課後子ども教室「すそのん寺子屋」を実施します。
- 利用において、保護者の就労等の条件がある放課後児童室とは違い、誰でも利用できる居場所であることから、事業について広く周知することで利用促進を図るとともに、運営を担う地域住民の確保・養成を図ります。
- 放課後児童室と連携しながら、提供する施設の有効活用等を通じて、放課後児童室及び放課後子ども教室「すそのん寺子屋」の一体的な提供体制の整備を検討します。

③こども食堂の運営への支援

- 子どもに対し、安価で栄養のある食事を提供するとともに、勉強や遊び、レクリエーションを行う居場所を提供する「こども食堂」の運営に対して、運営を担う地域住民や関係機関への支援に努めます。
- 「こども食堂」を運営する地域住民や関係機関との連携を通して、福祉面において何らかの支援を必要とする子どもの様子について、情報収集・状況把握を図ります。

④親子交流スペース（こども家庭センター（すこっぴ）内）の運営

- こども家庭センター（すこっぴ）内に、子どもの遊びの場と保護者の交流の場を兼ねる親子交流スペースを設け、子育て家庭同士のコミュニケーションの活発化を図ります。
- 各種相談事業等に訪れる子育て家庭に対し、親子交流スペースについて周知し、利用促進を図ります。また、「こども・子育て支援事業債」の活用を視野に入れ、親子交流スペースの拡充を実施します。

⑤公園の管理運営

- 市内都市公園の遊具の更新やトイレのユニバーサルデザイン化・洋式化、老朽化した樹木等の剪定・伐採を実施します。

⑥市民スポーツ教室の開催

- スポーツ推進委員の指導の下、各地区でスポーツ教室を開催し、スポーツを通じて地域や家族とコミュニケーションが図られるように取り組みます。

（５）多様な悩みを抱える子ども及び子育て家庭への支援

【現状と課題】

- 外国にルーツのある子どもやその保護者は、言語や文化・習慣等の違いにより、さまざまな場面で戸惑いを抱えていることが想定されます。保護者に対しては、就園や就学に必要な手続きをはじめ、円滑に教育・保育事業が利用できるよう、配慮が求められています。また、学習・生活における課題が生じている子どもへの対応も必要です。
- さらに、近年では、ヤングケアラーの問題に社会的関心が高まっています。子ども自身が、家族のためにケアを行うことを「当たり前」と受け止めてしまうことで、苦しくてもSOSが出せず、問題として表面化しにくいといわれています。また、家庭内のことであるため、実態の把握が難しく、周りの人も気づきにくい状況があります。
- 子どもの生活実態に関するアンケート調査によると、保護者においてヤングケアラーの内容まで知っている割合は約5割となっています。中学2年生は64.1%の認知度ですが、小学5年生はその半分以下の25.9%となっています。責任や負担の重さにより、学業や進路、友人関係などに影響が出てしまうケースがあることから、子どもに対する認知度向上を図る取り組みを行い、できるだけ早期にヤングケアラーである子どもを発見し、子どもの健やかな育成・教育に向けた適切な支援につなげる体制を構築することが課題となっています。

【主な取り組み】

①外国につながる児童の教育・保育事業利用への支援

- 外国籍の児童や帰国子女の児童、その他外国にルーツのある児童等が円滑に教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設において、相談員の配置や翻訳アプリの活用等による受け入れ体制の整備を図ります。
- 窓口での多言語対応を進めるなど、相談支援体制の充実を図ります。

②ヤングケアラーへの支援

- 日常的に家事や介護等を担うことで、学業や友人との関係に支障をきたしている「ヤングケアラー」に該当する児童・生徒の存在について、把握する方策について検討します。
- 「ヤングケアラー」に該当する児童・生徒とその家庭に対して、それぞれの家庭の状況に応じて高齢者支援や障がい者支援、教育、福祉等の関係部署と連携した支援を図るとともに、こども家庭センター（すこっぴ）が中心となった相談支援を行います。
- 「ヤングケアラー」に該当する児童・生徒とその家庭の他、広く市民に対しても「ヤングケアラー」に関する内容や支援先等について理解を促すために周知を図ります。
- 「ヤングケアラー」に該当する児童・生徒とその家庭における家事等の負担軽減のため、支援サービス等の整備を図ります。

(6) 子ども及び子育て家庭への貧困対策の推進 【子どもの貧困解消対策推進計画】

【現状と課題】

- 子どもが属している世帯が貧困であることは、子どもに対して、経済的な理由で進路の希望を叶えられない、栄養のある食事を十分に摂ることができない、親と離れている時間が長いことで正しい生活習慣を身につけづらい、自らの将来を描けず学習への意欲を持てない、といったさまざまな悪影響をもたらす可能性があります。
- また、貧困状態にある世帯の子どもが、貧困状態における教育機会の限定や生活環境等によって、成長後も再び貧困層となることを指す「貧困の連鎖」が、大きな社会課題となっています。
- 厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、日本のこどもの相対的貧困率は令和3年において11.5%となっています。また、子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果をもとに算出した本市の相対的貧困率は11.5%となっており、国と同水準であることがわかっています。
- また、子どもの生活実態に関するアンケート調査によると、学習塾や家庭教師を「利用したいが利用していない」と回答した子どもは、等価可処分所得が下がるほど多くなっています。保護者においては、子どもがほとんど休まず登校している割合は等価可処分所得が下がるほど少なく、将来の教育資金の目処がついていない割合は、等価可処分所得が下がるほど多くなっているなど、本市においても、世帯の経済状況が子どもの学習環境に少なからず影響を与えていることがうかがえます。
- 関係団体調査によると、3割以上の施設・団体が、日頃接している子どもや保護者において貧困状態にある（かもしれない）方がいると回答しています。そして、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」「支援が必要であるのに、支援を拒まれる」などの理由から、支援につなぐこと自体に課題がみられることがうかがえます。
- 貧困状態にある家庭は、その背景に経済的問題だけでなく、労働に関する問題や保護者の健康問題等のさまざまな課題を抱えている可能性があります。それぞれの家庭の実態把握を通じて、適切な支援につなげるとともに、貧困世帯の子どもに対して、経済的支援だけでなく、学習や健康づくり、居場所づくりなどの包括的な支援を提供していくことが必要です。

【主な取り組み】

①支援体制の構築と強化

取り組み名称	取り組み内容	担当部署
要保護児童対策地域協議会における把握	● 要保護児童対策地域協議会での協議において、対象となる児童の家庭環境や現状について共有し、必要な支援につなげるとともに、経済的困窮がみられる世帯への見守り体制の強化を図ります。 ● 要保護児童への支援にあたって、他機関との連携が重要であることから、連携の強化及び協議会委員の資質向上を目的とした研修会等を開催します。	子育て支援課
家庭児童相談室における把握	● 家庭児童相談室の家庭相談員が「こども家庭支援員」を担い、市内の児童・生徒や子どもがいる家庭を対象に、子どもや家庭に関わる相談に応じ、必要な支援を行います。	子育て支援課
こども家庭センターにおける把握	● 母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問時、家庭児童相談室やこども家庭センター「すこっぷ」で実施する相談支援等の機会を通じて、子育て世帯の状況把握に努めます。 ● こども家庭センターに助産師を配置し、妊娠・出産期から乳児期にかけての訪問・相談による切れ目のない支援を実施します。	健康推進課 子育て支援課
保健師による把握	● 教育委員会をはじめとする関係機関へのつながりを図るため、保健師が支援におけるコーディネーターの役割を担うことで、支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携した学校における把握	● 学校においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携しながら、支援が必要とみられる子どもの把握と子ども及び保護者への相談支援を図ります。	子育て支援課
民生委員・児童委員の活動支援	● 身近な地域での相談役、行政とのパイプ役として、困りごとの早期発見や解決につなげる活動に資する民生委員・児童委員などの資質を高める活動に対し、支援を行います。	総合福祉課

②学習支援の充実

取り組み名称	取り組み内容	担当部署
放課後子ども教室「すそのん寺子屋」の実施	● 子どもたちが安心・安全な環境で勉強に取り組める放課後子ども教室「すそのん寺子屋」について、周知し、利用を促進します。	生涯学習課
子どもと保護者の双方に必要な支援の提供	● こども家庭センターの子ども家庭支援員と、親子交流スペースの職員の連携により、支援が必要とみられる子どもを把握し、学習支援や親子交流スペースなどのサービスの利用につなげます。	子育て支援課
学習支援のための講師・支援員の配置	● 各学校に学習支援を行う講師・支援員を配置し、きめ細かな指導・支援を行うことで、個別のニーズに対応して学習活動を充実させたり、落ち着いた学校生活の基盤を築いたりします。	学校教育課
教育支援センター事業	● 身体的・精神的理由や家庭の事情等で「学校に行きたくても行けない」子どもの社会的自立に向けた支援を図る教育支援センターを運営します。	学校教育課
特別支援教育巡回相談・教育支援センターでの相談・スクールソーシャルワーカー活用事業	● 特別支援教育巡回相談員による相談や教育支援センターの相談員による相談、スクールソーシャルワーカーによる相談等により、児童・生徒、保護者、教職員が抱える問題解決に向けた支援を図ります。	学校教育課
ICT教育の推進(主体的な学習活動支援等)	● ICTの活用により、児童・生徒の主体的な学習活動、情報活用能力の向上を支援します。	学校教育課
すそのんほっと相談	● 子どもたちに貸与されている端末を活用して、教職員・スクールカウンセラー・教育支援センターの相談員等による相談支援を行います。	学校教育課
コミュニティスクールの充実	● 子どもの育ちを支える学校の運営を、学校と地域が連携・協力して進めるため、市内のすべての小中学校に設置している学校運営協議会と地域学校協働本部、関係機関が連携・協働のもとで学校運営の改善・充実に向けた取り組みを推進します。	学校教育課
裾野市青少年育成市民会議の開催	● 青少年育成会活動の支援や協力、相互の情報交換等を行います。	生涯学習課
子どもの将来の夢を応援する活動・教育の推進	● すべての子どもたちが持っている夢や希望を膨らませ、自らの将来を描くことができるよう、子ども体験教室やキャリア教育を実施します。	生涯学習課 学校教育課
「SOSの出し方教育」の実施	● 子どもたちが、困難な事態や強い心理的負担を受けた時の対処方法や悩みを抱えた時に自ら助けを求めることができるスキルを身につけられるよう、「SOSの出し方教育」を実施します。	学校教育課 健康推進課
金融教育に関する出前授業	● 証券会社・保険会社等が実施する、金融教育に関する出前授業を紹介し、受講希望者を募ります。	学校教育課

③子どもの健康づくり・生活支援の充実

取り組み名称	取り組み内容	担当部署
妊婦健康診査の実施	● 安全な出産に向けて、対象の妊婦に対し、母子健康手帳及び妊婦健康診査の受診券を交付します。 ● 母子健康手帳及び妊婦健康診査の受診券を交付する際に、保健師・助産師による面談を行うとともに、相談支援や情報提供を行います。	健康推進課
6か月児育児教室の実施	● 乳児の健やかな成長を図るため、子どもへの望ましい関わり方や月齢・年齢に応じた離乳食等について指導します。	健康推進課
食育の推進	● 学校給食を活用した食に関する情報提供や「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発等を通じて、子どもの健康づくりの基礎となる食育の推進と、健康的な生活習慣の定着を図ります。	教育総務課 (給食センター) 学校教育課 健康推進課
家計改善に向けた支援	● お金の使い方に課題のある家庭や借金等により生活に困窮している家庭に対し、家計相談支援員が関係機関と連携した支援を行うことで、家庭の家計管理能力の向上と利用が可能な支援制度へのつなぎを図ります。	総合福祉課
子育てに関するアプリの運用	● 子育て支援に関する情報の配信や健診・事業等の利用予約機能、子どもの成長を記録する機能等を有する子育て世帯向け情報配信サービスを運用し、子育て家庭が手軽に情報を入手できる環境づくりに努めるとともに、サービス内容を広く周知し、利用促進を図ります。	健康推進課
裾野市補導センターの運営	● 夜間の補導パトロールの実施や、青少年育成連絡会との協力・連携によって、青少年の健全育成活動を推進します。	生涯学習課

④経済的支援の充実

取り組み名称	取り組み内容	担当部署
各種児童に対する手当の支給	● 高校生年代までの子どもがいる家庭に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。 ● 高校生年代までの子どもがいるひとり親家庭等を対象に、ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するため、児童扶養手当を支給します。 ● 心身に障がいのある 20 歳未満の児童等の保護者を対象に、障がいのある児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	総合福祉課
幼児教育・保育の無償化	● 市町村の確認を受けた幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの子ども及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化します。 ● 市町村の確認を受けた認可外保育施設や預かり保育施設等の利用料（施設等利用費）についても、基準額の範囲内で無償化します。	幼稚園・保育園課
母子父子寡婦福祉資金貸付相談事業	● ひとり親家庭の母親・父親・寡婦を対象に、県が実施している生活安定と子どもの福祉増進のための母子父子寡婦福祉資金貸付事業の相談窓口を開設し、事前相談から申請支援までを継続して行います。	総合福祉課
出産・子育て応援事業	● 母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問の機会を通じて面談を行い、伴走型の相談支援に取り組みます。 ● 妊婦及び子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、妊娠届出後及び乳児家庭全戸訪問までの間にそれぞれ現金給付による経済的支援を行います。	健康推進課
裾野市就学援助制度	● 経済的理由によって就学が困難な世帯に対して、給食費や学用品費、指定疾病治療費等の就学費用の一部を助成するとともに、児童・生徒の修学旅行費の助成を行います。	教育総務課

取り組み名称	取り組み内容	担当部署
裾野市育英奨学金の貸付	● 市内に在住し、高等学校や大学で優秀な成績を収めているが、学費の負担が困難な生徒の家庭に対し、裾野市育英奨学金の貸付を行います。	学校教育課
各種医療費助成	● 市内に住民登録のある、高校生年代までの子どもを対象に、医療費の一部を助成します。 ● 市内に住民登録のある、20歳未満の児童等を養育するひとり親家庭等を対象に、医療費の一部を助成します。 ● 重度の心身障がいのある人（子ども）に対して、医療費（保険診療分のみ）の自己負担分を助成します。	総合福祉課
風しんワクチン及び麻疹・風しん混合ワクチン接種費用助成事業	● 先天性風しん症候群及び風しんのまん延の予防及び市民の健康増進を図るため、妊娠を予定または希望している女性及びその配偶者（同居者）を対象に、風しんの予防接種にかかる費用の一部を助成します。	健康推進課
フードドライブの実施	● 「フードバンクふじのくに」と連携したフードドライブ事業において、市民に食糧の寄付を呼びかけ、困窮家庭への食糧支援を図ります。	総合福祉課
養育費確保への支援	● 養育費の請求等の必要な手続きについての情報提供を行います。	総合福祉課
生活困窮者自立支援事業	● 経済的及び社会的に困難な状況にある世帯に対し、生活困窮状態にある方のさまざまな相談に応じ、関係機関と連携しながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立に向けた支援を行います（必要に応じて訪問も実施）。	総合福祉課
生活保護の実施	● 生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。	総合福祉課
消費生活相談事業	● 裾野市消費生活センターで、市民の消費生活の安全を確保するため、事業者に対する消費者からの苦情に関する相談や苦情の処理のためのあっせんを行います。 ● 多重債務に係る司法書士相談を実施します。	産業観光スポーツ課

⑤保護者の就労への支援の充実

取り組み名称	取り組み内容	担当部署
生活困窮者自立支援事業 【再掲】	● 経済的及び社会的に困難な状況にある世帯に対し、生活困窮状態にある方のさまざまな相談に応じ、関係機関と連携しながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立に向けた支援を行います(必要に応じて訪問も実施)。	総合福祉課
就労準備支援事業の実施	● 就労にブランクのある保護者や就労への不安がある保護者を対象に、一人ひとりの状況に応じた支援プログラムに基づく就労に向けた支援を行うとともに、就職先への定着に向けたフォローを行います。	総合福祉課
裾野市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	● ひとり親家庭等の母親または父親が、就職の際に有利で生活の安定につながる看護師等の資格を取得するため、養成機関の修業期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金や高等職業訓練修了支援給付金を支給します。	総合福祉課
裾野市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	● ひとり親家庭等の母親または父親が、就労に役立つ資格・技能を身につけるために、指定教育訓練を受けて修了した場合に、その受講費用の一部を支給します。	総合福祉課
就業支援機関との連携	● ハローワーク（公共職業安定所）や静岡県の一ひとり親サポートセンターと連携しながら、保護者に向けた求人情報や就労に関する各種研修会・講習会等の情報提供を行います。	総合福祉課
内職相談事業	● 家庭外での就労を困難とする方を対象に、内職に関する相談・求人・求職をあっせん・紹介します。	産業観光スポーツ課

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

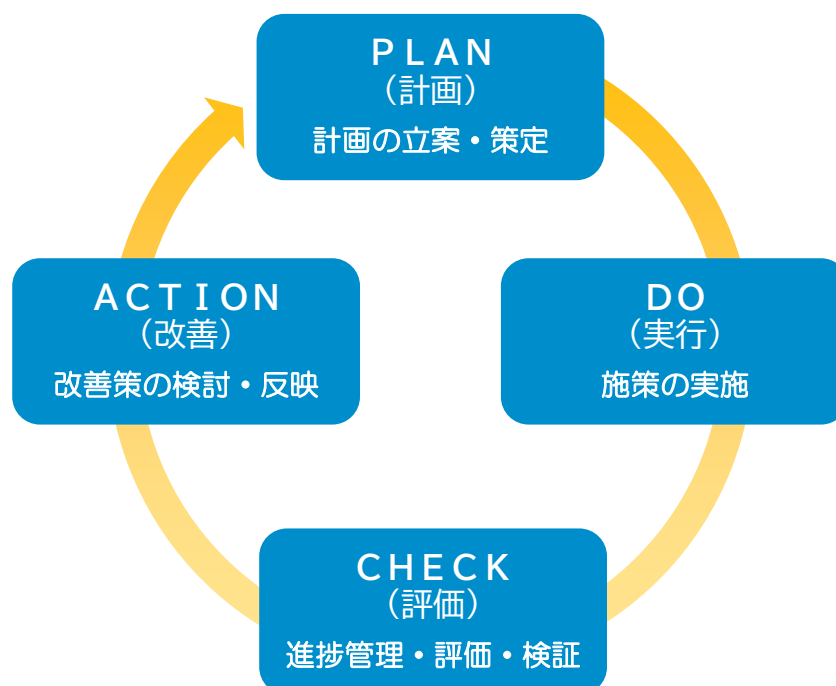
本計画の推進においては、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等の子ども・子育て支援事業者、学校、地域、市民等の各主体と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな子育て支援の需要についても早期の対応に向けて、取り組んでいきます。

本計画の内容については、市広報紙やホームページなどを通して広く市民に周知・公開します。本市の子育て支援施策についての情報を共有することにより市民の参画と協力を促進し、地域全体で子育てを支える環境づくりに努めます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、裾野市子ども・子育て会議を本計画の進捗状況について検証する場と定めて、定期的な進捗状況の把握を行います。また、各取り組みの内容は、幼稚園・保育園課を主管課として、それぞれの子育て支援施策の点検・評価を毎年度実施し、PDCAサイクルを確立していきます。

本計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、点検・評価の上で必要に応じて見直すこととします。また、その他の個別の取り組みについても、本計画を実行性のあるものとするため、毎年度の取り組みの状況の把握を行うとともに、施策の改善、充実を図ります。さらに、「裾野市公共施設等総合管理計画」、「裾野市幼児施設整備基本構想」等の計画や構想の進捗を勘案し、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行い、着実に推進するよう努めます。



3 子ども及び子育て当事者による意見表明の機会の充実

国の「こども大綱」においては、こども・若者が、自らに関することについて意見を形成し、その意見を表明し、社会参画を図ることが、社会への影響力を発揮することにつながることから、大人は、こども・若者の最善の利益を実現する観点からその意見を尊重することが大切としています。また、そのために、「こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会を作り、その意見をこども施策に反映させること」が必要であるとしています。また、子どもの意見聴取の結果から、ワークショップ等の話し合いの場に今後も参加したいとの意見が出されています。

本市においても、国の方針や子どもの意見を踏まえ、市内の子ども及び子育てをしている保護者等が自らの意見を表明できる機会を確保し、意見聴取と子育て支援施策への反映に努め、子ども及び子育て当事者の意見を踏まえた計画の推進を図ります。

また、学校と連携しながら、児童・生徒が施策について意見を表明できる機会を定期的に実施できるよう、学校との連携による取り組みを推進していきます。

資料編

1 子どもの意見聴取結果

(1) オンラインアンケート

【調査の目的】

「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子どもの意見を把握し、計画に取り入れること。

【調査設計】

- 1) 調査対象 裾野市内の小学校・中学校・高校に通う小学5年生～高校3年生の児童・生徒
- 2) 回収数 1,704 件
- 3) 調査方法 電子フォーム
- 4) 調査期間 令和6年8月29日～令和6年9月17日

【結果（抜粋）】※一部の単語を除き、得られた意見を原文のまま掲載しています。

●ふだんの居場所（または裾野市）がもっと居心地がいいところになるためには、どのようなところになってほしいか？

- ・無料で勉強したり休憩したりするスペースが欲しい
- ・開放的な空間（入りやすい空気感）
- ・マルシェやフリーマーケットが催せるスペースがあると休日が楽しみになる
- ・裾野市内に楽器が練習できるスペースを作って欲しい
- ・図書館にカウンセリングの人とかがいてほしい
- ・悩み事を相談できるところ
- ・国際交流の場
- ・ポイ捨てされたゴミや風で飛んでいったチラシがそのままにされていることが無い居場所
- ・外で遊べる場所が増えてほしい
- ・体を動かして遊べる場所が増えてほしい
- ・地域の人と関われる場所があるといいと思う
- ・ピクニック出来る場所があったらいいと思う
- ・動物と触れ合うことができる場所がほしい
- ・水族館があったらいいと思う（動物園はあるから）
- ・室内で遊べる施設ができてほしい（アスレチックやトランポリンなど）
- ・コンビニや飲食店、お店が増えてほしい
- ・大きな商業施設（ショッピングモールなど）を建ててほしい
- ・公園の遊具を増やしてほしい
- ・市営プールを復活させてほしい

●よりよい居場所にするために、できそうなこと・やってみたいこと

- ・地域の行事に積極的に出る
- ・あいさつを積極的にする
- ・地域の人とコミュニケーションを取って顔見知りになる
- ・その人のことを知るために笑顔を保つ（笑顔な人は自分のことを話しやすい気がするから）
- ・いろんな人と話す場に参加する
- ・アイデアを伝える
- ・地域のイベントや行事に参加したりボランティアとしてお手伝いをする
- ・部活や委員会のメンバーに積極的に関わる
- ・いい環境の中で遊べるようにゴミ拾いをする
- ・地域の河川清掃などに出る
- ・ポイ捨てはしない
- ・整理整頓
- ・生き物が暮らしやすい環境をつくる
- ・要望を市役所のようなところに書いたり言ったりする
- ・少しでも募金をする
- ・友達で悩み事があったら話を聞いてあげる
- ・前から通っているようなところだと、新しく来た人が緊張せずに輪に入れるように雰囲気を作る
- ・マナーを守る
- ・ボールで遊ぶときは周りに気をつけながら使う
- ・今の裾野市について調べられることを考える
- ・裾野市の魅力を発信する
- ・勉強をすることですかね、勉強していると精神面で安心できます
- ・公園の全体構図の考案

(2) ワークショップ

【実施目的】

「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子どもの居場所（理想の『放課後や休日に過ごしたい場所』）に対する子どもの意見を把握し、計画に取り入れること。

【実施概要】

- 1) 日時 令和6年9月28日（土）13：30～15：30
- 2) 会場 裾野市立東西公民館
- 3) 参加者 裾野市内の小学校に通う児童3名、中学校に通う生徒5名、
裾野高校に通う生徒12名
（4～6名のグループを4つ作成）
- 4) 実施形式 参加者同士の対面での意見交換・グループワークの実施
- 5) テーマ 「裾野市内における、子どもの居場所（理想の『放課後や休日に過ごしたい場所』）」について、意見交換を実施。
 1. 「みんなはどんな場所だったら『行きたい』『居たい』と思いますか？」
 2. 「よりよい居場所にするために、自分たちにできることはなんだろう？」

ワークショップの様子

裾野市における理想の居場所や、理想の居場所づくりのために自分たちにできることについて限られた時間の中で、たくさんの意見が集まりました。



付箋に意見を
書いている様子



発表の様子



ディスカッションの様子



◀Aグループ



◀Bグループ



◀Cグループ



◀Dグループ

● 意見が貼られた模造紙 ●

【Aグループ】

※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。

分野	みんなはどんな場所だったら『行きたい』『居たい』と思いますか？	よりよい居場所にするために、自分たちにできることはなんだろう？
設備	●フリーワイファイがあるところ ●エレベーターがないところにエレベーターをつけてほしい ●だれでも行けてフリーWi-Fiがあってコンセントもあるカフェやスーパー、公共施設 ●学校にエレベーターをつけてほしい（人用） ●公共交通機関がたくさんある場所	●～設備～裾野市の改善点を出す！！ ●裾野の問題点を出す ●意見を集める（子ども～大人） ●市の人に呼び掛ける
あそび	●友達とたくさん遊べる所 ●大人数で遊べる場所 ●室内で遊べる所 ●手ごろに食べる、遊べる場所 ●屋内アクティビティ施設 ●バレーボールができる所 ●スポーツセンター体を動かす	●ぼきんをつのる
やすらぎ	●気をつかわない場所 ●温泉サウナ ●犬とかねことか鳥とかとふれあえる〇〇カフェ ●つかれがとれるところ ●夏はすずしくて（エアコン）冬はあったかい所 ●安くて、長くいられるところ ●自由にやりたいことができる場所（絵とか、ゲーム、スポーツとか）	●働く
交流	●子ども同士がたくさん話し合えるしせつ ●子供が気軽にに行ける場所 ●いろんな年代が楽しめる ●中・高生でもたのしめる公園	●自分らで新しいことをしてテレビしゅつえん ●外国人との交流を深める ●あいさつ ●～交流～裾野市の違う人たちと交流を深める ●今日みたいな機会を増やす
映え	●イルミネーション ●映える ●けしきがいい場所 ●東中から見える富士山がきれいだからなんとかする	●私が有名人になる ●インスタとかツイッターで裾野市のいい所、景色をアピールしまくる ●裾野の魅力を出す
べんきょう	●好きな時間に行ける高校生や大学生や大人がパソコンを教えてくれる場所 ●勉強できる場所（鈴木図書館以外）	●～勉強～わからない問題はお互いに教え合う！！ ●下の学年にべんきょうを教える
イベント	●イベント ●裾野市にしかない祭り、行事がある	●～イベント～地域などの行事に積極的に参加 ●どうくつツアー開催 ●積極的に参加 ●まずは参加する ●せんでんする ●人が集まる所に参加する ●～イベント～（お祭りの場合）屋台などのお手伝い（ボランティア的な） ●裾野市のYouTubeなどで紹介！！ ●ボランティア（PR）で支援 ●学校とかで人を集めて裾野市だけの祭りをつくるため意見を出しあう
ご飯	●（飲食）チェーン店 ●カフェ ●ファミリーレストラン ●アイスクリームショップ ●焼肉 ●買い物以外の目的でも使えるスーパー	●意見書？を市役所に出す ●職場たいけんバイトみたいに手伝う

分類	みんなはどんな場所だったら『行きたい』『居たい』と思いますか？	よりよい居場所にするために、自分たちができることはなんだろう？
自然	● 畑・農作業 ● 自然があふれる所 例：山、田んぼ ● 泳げる川 ● 夏に川遊びできる川 ● ゆったりできる所（自然）	● 自はん機のゴミ箱に家庭ゴミを捨てない ● より良い環境のためにゴミ拾い ● ゴミは必ずゴミ箱にすてるか家に持ちかえる ● うちちの近くの山から見える景色が最高なことを知ってもらう ● 裾野市のおいしい富士山からの天然水を世に売り出す ● うえる ● 荒れている森林をばっさい ● 環境破壊しない ● 河川清掃に積極的に参加する ● ～自然～ポイ捨てしてあったら自分のじゃなくてもゴミ箱に捨てる ● ポイ捨てをしない ● ゴミ拾いをする ● ペットボトルと缶を分別する ● ゴミはゴミ箱へ捨てる ● いらない物を買わない ● マイバックやマイボトルを持参する
遊び	● カラオケ！！ ● ショッピングモール（2名） ● 遊園地 ● 映画館（3名） ● 大きなショッピングモール（2名） ● 水族館 ● ボウリング ● ゲームセンター（3名） ● 友達と一緒に過ごせるゲーセンをつくってほしい	● たくさん物を買う⇒税金 ● 意見書？を市役所に出す

【Bグループ】

※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。

分野	みんなはどんな場所だったら『行きたい』『居たい』と思いますか？	よりよい居場所にするために、自分たちにできることはなんだろう？
施設	● ボウリング場 ● 自転車置き場 ● エレベーター・エスカレーター ● テーマパーク ● 遊園地 ● 映画館（2名） ● ガチャガチャ ● カラオケ ● ゲームセンター	● みんなが使うものは汚さない ● 使ったものはもとの場所にもどす ● ルールを守る ● ルールを守って遊ぶ ● 写真とる時は他の人が写らないようにする ● 他の人も使うという意識をもってものを使う
憩いの場	● スーパーのフリースペースみたいな場所 ● 室内遊びができる所 ● 自主勉強ができる場所 ● だいたいのことでも人のめいづくにならない場所 ● みんなが集まれる休けい所 ● 友達と集まれる所 ● 勉強したり、話したりできるところ（室内で） ● 近くに家やアパートがない場所	● 順番を守る ● 時間は守る ● 使わなくなった物を持ってくる ● あいさつ
ゆったりできる所	● フリーWi-Fiのある所 ● カフェ	● 大声を出さない ● ルールやマナーを守る ● スマホの使い方に注意する（音量など） ● イヤホンをもっていく ● 後で使う人のことも考える
自然	● 動物園 ● 動物と触れ合える場所 ● 水ぞくかん ● つりができる所 ● 海・川	● かんぱんを作る ● そうじ ● 環境を守る ● いろんな場所をきれいに使う ● イベントにボランティアとして参加する
店	● 服屋 ● 本屋 ● 子供でも買えるくらいの値段でドリンクとか売っている店 ● ショッピングモール（2名） ● ウィンドウショッピングができるところ ● 大きいお店 ● クレープ屋がある ● 月に1、2回イベントをしてくれる所	● マイバック ● 市内の店を多く利用する ● 家の中ではなく外出していろんなところに行く ● 自分の町のことをもっと知る ● ゴミは捨てる、ポイステしない ● ゴミ箱を設置 ● イベントには積極的に参加する ● イベント参加 ● ひなんくんれんやボランティアとかに参加する
スポーツ	● かしだしボール ● 体育館 ● 運動場 ● アスレチック ● たくさんの人と運動できる場所 ● いろんなスポーツコートがある場所 ● バスケットゴール ● バスケができる場所 ● プール ● スケボーとかできる場所	● 周りを見る ● 地域イベントに参加 ● 備品を大切に使う ● 仲良く使う
公園	● 日陰 ● 涼しい所 ● 水道が近くにある ● いす・机が多くある場所 ● きれいな広場 ● 公園（2名） ● トイレがある ● しばふ ● 乗り物がある公園	● 写真をSNSにあげる ● 1人じめしない ● 分別をする ● ゴミ拾い（2名） ● 町・市をきれいにする ● 草とり

【Cグループ】

※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。

分野	みんなはどんな場所だったら『行きたい』『居たい』と思いますか？	よりよい居場所にするために、自分たちができることはなんだろう？
交通	● 駅に近い ● 自転車などのかしだし ● バスでい	
飲食	● 子ども食堂 ● ファミリーレストラン ● 飲食できる ● カフェ ● じどうはんぱい ● 無料で水などのめる場所	● 楽しむ ● 残さない ● ルールを作る ● ルールを守る ● 独りじめしない
環境	● 空調の整った場所 ● みんなと過ごせる場所 ● 外国人とか性別とかかんけいなく明るい場所 ● みんなと勉強したりゲームできるばしょ！ ● プライベートな空間 ● Wi-Fiのある場所 ● 人数関係なく利用できる ● ゆっくりいれる場所 ● 友だちや色々な人がいてみんながやさしい場所 ● 植物や花などいっぱいある場所	● プラスな口コミ ● アンケート ● 案をだす ● 新しくきた人でもかんぱいする ● しょうがいのある人や子どもづれの人たちにやさしくする ● 意見箱の設置 ● 来た人に迷惑をかけない ● きれいに大切につかう ● 仲よくなる ● 子どもたちだからあーいう人だからできないとかじゃなくその人にできることをする
行事	● 地域の人たちで運動会みたいな行事 ● イベントのできる広い場所 ● 毎年色々なイベントがたくさんある！ ● 地域版オリンピック	● 積極的に行う ● 裾野市のいいところをつたえる、さがす ● マスコットキャラを考えはやらせる ● そうじ ● 話し合う ● オンラインなどをつかってみる ● いろいろな人にそのよさなどを伝える ● ワークショップ（今やっているやつ）みたいなのをたくさんひらいていけんをつたえてみる ● 地域の人と仲良くなる ● いろんな人とコミュニケーションをとる ● いろんな人にやさしくする ● イベントの手伝い ● ボランティア ● おまつりやイベントなどで子どもたちもいっしょにやたいをだす
ごらく	● マンガきっさ ● 映画館（2名） ● おんせん ● ゲームセンター（2名） ● カラオケ（2名） ● ネカフェ ● プール ● ボウリング場 ● パソコンなど無料でつかえる場所	● 自分たちが利用する ● 笑顔でいる ● きれいに大切につかう

分野	みんなはどんな場所だったら『行きたい』『居たい』と思いますか？	よりよい居場所にするために、自分たちができることはなんだろう？
その他	● かんこう地 ● おんせん ● 五竜の滝	● 伝える ● ごとう地グルメをたくさんつくる
		● 地域のかつどうなどにせっきよくてきにとりくむ ● やるならとことん全力で ● ゴミひろい ● しっかり使う
	● スーパー ● 本屋 ● 100 円ショップ ● コンビニ ● 家電屋	
	● 複合施設	● 店内放送
	● 運動できる場所（バスケットゴールなど） ● 体育かんみたいな運動できる場所 ● 公園などひろびろしたばしょ！ ● アスレチックや公園 ● 動物とふれあえる場所 ● 近くにあつてきがるにいける図書かん！ ● 保育園などの小さい子とあそべる場所 ● じどうかん ● 水あそびなどできるばしょ	● 見学などをおこなう ● 他人事にしない ● 話し合いをする ● 色々な人のいけんをきく

【Dグループ】

※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。

分野	みんなはどんな場所だったら『行きたい』『居たい』と思いますか？	よりよい居場所にするために、自分たちができることはなんだろう？
飲食	● 飲食店 ● 子ども食堂 ● ラーメン屋 ● アレルギー対応のカフェ ● 喫茶店 ● ファミレス ● コンビニ ● フードコート ● 美味しいごはんを食べる場所 ● アニマルカフェ ● ネコカフェ ● ふくろうカフェ	● 手つだう ● 地元企画とのコラボイベントの提案 ● 食べ歩きマップを作成、配布 ● 学生向け割引の提案 ● 高校生の意見を取り入れた新メニューの開発 ● 学生がほしいコラボメニューの提案 ● SNSで飲食店を紹介、発信 ● 飲食店レビューイベントの企画 ● 飲食店に出す野菜を作る→ていきょう ● 飲食店のプロモーションビデオの制作
勉強	● 分からないところを聞けるところ ● 勉強できる場所 ● 静かに勉強できる場所 ● ワイファイがつかえる勉強スポット ● としょかん ● 仮眠ができる所 ● パソコンがつかえる場所	● みんなで話し合う ● 協力する ● 勉強を教える ● 高校生主導の勉強共有できるワークショップを開催する ● 高校生による学習サポートグループの設立 ● カフェスタイルの勉強スペースを提案する ● 勉強に役立つ本や教材の交換会 ● 一人ひとりが集中できる環境をつくる ● 学習イベントや講話を企画する会の開催
観光地	● 観光地 ● キャンプができる場所 ● 水族館 ● フォトスポット ● イルミネーション ● サウナ ● 温泉 ● アミューズメントパーク ● プリマ	● アンケートや調査を行う ● 商店街の活性化の支援 ● 高れい者の方々と交流イベント実施 ● 地域限定のスタンプラリーを企画する ● リサイクルキャンペーンの推進 ● ボランティアに参加 ● 裾野市の自然を活かしたエコツアーの企画 ● 治安をよくする ● 実際に行う ● クラウドファンディングで資金を集める ● ほしい施設を1つにしぼり企画をし市役所に提案 ● 話し合いで提案を出す ● 話し合いの場に参加する ● すその市のインスタグラムを作成する ● SNSなどにアイデアを共有する ● 観光マップやガイドを作成する ● 観光地のPR動画を作成、配信 ● すそののものをつかった企画をかんがえる（水ぎょうざ、豆腐モロヘイヤ） ● SNSですその市観光情報発信する

分野	みんなはどんな場所だったら『行きたい』『居たい』と思いますか？	よりよい居場所にするために、自分たちができることはなんだろう？
娯楽	● 楽器を吹ける場所 ● つりができる場所 ● 遊園地 ● 年齢問わずに遊べる場所 ● ネットカフェ ● 友達とゲームができて仲を深められる場所 ● カラオケ（２名） ● アイロン、コンセントがつかえる所 ● 複合エンターテインメント施設 ● ゲームセンター ● いろんな人と交流できる場所 ● 広くて外でもゴロゴロできる場所 ● いろんな体験ができる場所 ● ゆうぐが多い公園 ● 広くて大きな公園 ● 広い公園 ● 好きに運動できる所 ● スポーツが出来るところ ● アスレチックとかで遊べる場所 ● アスレチック	● 清掃活動を行う ● 草取り ● ゴミ拾い ● ゴミを分類する ● 公園の遊具をつくってみる（協力して） ● 小さい子と一緒に遊ぶ

（３）計画への反映

オンラインアンケート・ワークショップで把握した子どもの意見は、主に以下の項目に反映しました。

■第４章 施策の展開

基本方針５ きめ細かな取り組みを必要とする子ども及び子育て家庭への支援

（４）子どもの居場所づくりの推進

■第５章 計画の推進に向けて

３ 子ども及び子育て当事者による意見表明の機会の充実

2 こども大綱と本計画の整合

本計画において推進する本市の子育て支援施策が、国が掲げる「こども大綱」において示されている「こども施策に関する重要事項」のどの事項に紐づいているかを、以下のとおりまとめます。

こども大綱 「こども施策に関する重要事項」	裾野市の計画における位置づけ	
	位置づける計画	本計画における位置づけ (基本目標—基本方針—施策の方向性)
こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	子ども・若者計画（予定）	—
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	子ども・若者計画（予定）	—
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	子ども・若者計画（予定）	—
こどもの貧困対策	子ども・子育て支援事業計画	3－5－（6）
障害児支援・医療的ケア児等への支援	子ども・子育て支援事業計画	3－5－（2）
児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	子ども・子育て支援事業計画	3－5－（1） 3－5－（5）
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	子ども・若者計画（予定）	—
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	子ども・子育て支援事業計画	2－2－（1） 2－2－（2） 2－4－（1）
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	子ども・子育て支援事業計画	1－1－（1）
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	子ども・若者計画（予定）	—
居場所づくり	子ども・子育て支援事業計画	3－5－（4）
	子ども・若者計画（予定）	—
小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	子ども・子育て支援事業計画	2－2－（2）
	子ども・若者計画（予定）	—
成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	子ども・若者計画（予定）	—
いじめ防止	子ども・若者計画（予定）	—
不登校のこどもへの支援	子ども・若者計画（予定）	—
校則の見直し	子ども・若者計画（予定）	—
体罰や不適切な指導の防止	子ども・若者計画（予定）	—
高校中退の予防、高校中退後の支援	子ども・若者計画（予定）	—
高等教育の修学支援、高等教育の充実	子ども・若者計画（予定）	—
就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	子ども・若者計画（予定）	—
結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	子ども・若者計画（予定）	—
悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	子ども・若者計画（予定）	—
子育てや教育に関する経済的負担の軽減	子ども・子育て支援事業計画	1－1－（1） 2－2－（2）
	子ども・若者計画（予定）	—
地域子育て支援、家庭教育支援	子ども・子育て支援事業計画	1－1－（1） 2－4－（2） 2－4－（3）
	子ども・若者計画（予定）	—
共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	子ども・子育て支援事業計画	2－3－（1） 2－3－（2）
	子ども・子育て支援事業計画	3－5－（3）

3 裾野市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 4 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条の規定に基づき、裾野市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 会長は、会議のために必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 前 4 項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 裾野市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

区分 ^{※1} (条例)	氏 名	選 出 団 体	備 考
1 号	中島 明子 ^{※2}	裾野聖母幼稚園保護者会	
	伊久美 加衣 ^{※3}	千福が丘ひかり幼稚園保護者会	
	軒村 秀利 ^{※2}	さくら保育園保護者会	
	梁瀬 茉有 ^{※3}	富岳南保育園保護者会	
	田村 江里子 ^{※2}	幼P連	施設整備検討部会委員
	諸橋 史子 ^{※3}		
	市川 豊 ^{※2}	裾野市保育園保護者会連絡会	施設整備検討部会委員
	西川 裕 ^{※3}		
2 号	佐藤 貴博	渡邊工業株式会社	
3 号	勝間田 暢彦	裾野地区労働者福祉協議会	
4 号	上藤 法光 ^{※2}	学校法人光耀学園	
	上藤 擁 ^{※3}		
	勝又 奈保子	学校法人静岡聖母学園	
	橋本 正美	社会福祉法人富岳会	
	湯山 英毅	社会福祉法人桜愛会	
5 号	勝又 美代子	元教育委員	副会長・施設整備検討部会長 ^{※3}
	三浦 靖幸	元学校長	会長
	池田 宗久 ^{※2}	元学校長	副会長・施設整備検討部会長 ^{※2}
6 号	酒井 廣志	民生委員児童委員会協議会	
	渡邊 直子	裾野市地域活動母親クラブ	施設整備検討部会委員

※1 区分の詳細は以下のとおり。

- 1 号…子どもの保護者
- 2 号…事業主を代表する者
- 3 号…労働者を代表する者
- 4 号…子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 5 号…子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 6 号…その他市長が必要と認める者

※2 任期は令和6年3月31日まで。

※3 任期は令和6年4月1日から。

5 計画策定までの経過

年 月 日	項 目 名	内 容 等
令和6年3月21日	令和5年度 第4回子ども・子育て会議	○ニーズ調査・生活実態調査の内容について
令和6年5月29日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	○ニーズ調査・生活実態調査の内容について
令和6年6月5日～ 令和6年6月24日	ニーズ調査の実施	
令和6年6月6日～ 令和6年6月24日	生活実態調査の実施	
令和6年7月24日～ 令和6年8月9日	施設調査の実施	
令和6年8月21日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	○子どもの意見聴取の実施について
令和6年8月29日～ 令和6年9月17日	子どもの意見聴取 (オンラインアンケート)の実施	
令和6年9月25日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	○第2期子ども・子育て支援事業計画の 施策評価 ○ニーズ調査・生活実態調査の結果概要 ○施設調査の結果概要 ○第3期子ども・子育て支援事業計画の 骨子案について
令和6年9月27日～ 令和6年10月18日	関係団体調査の実施	
令和6年9月28日	子どもの意見聴取 (ワークショップ)の実施	
令和6年10月22日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議	○第3期子ども・子育て支援事業計画の 基本理念と施策の体系について ○教育・保育事業及び地域子ども・子育て 支援事業の「量の見込み」と「確保の内 容」について ○子どもの意見聴取の取り組み結果について
令和6年11月27日	令和6年度 第5回子ども・子育て会議	○地域子ども・子育て支援事業の「量の見 込み」と「確保の内容」について
令和6年12月11日	令和6年度 第6回子ども・子育て会議	○第3期子ども・子育て支援事業計画の 計画案について
令和6年12月23日～ 令和7年1月20日	パブリックコメントの実施	
令和7年2月19日	令和6年度 第7回子ども・子育て会議	○パブリックコメントの結果について ○第3期子ども・子育て支援事業計画の 承認

第3期
裾野市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：裾野市
企画・編集：裾野市 健康福祉部 幼稚園・保育園課
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地
TEL 055-995-1822